

令和3年 第3回定例会

令和3年 9月 7日 開会
令和3年 9月28日 閉会

網 走 市 議 会

令和3年網走市議会第3回定例会会議録目次

〔9月7日（火曜日）第1日〕

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員	2
開会宣告	2
本日の会議録署名議員	2
諸般の報告	2
日程第1 会期の決定	2
市長の挨拶	3
日程第2 認定第1号～第4号の提案説明	5
監査委員の決算審査報告	6
立崎議員（動議）	9
令和2年度各会計決算審査特別委員会の設置について	10
令和2年度各会計決算審査特別委員会委員の選任について	10
日程第3 議案第1号～第6号、報告第1号の提案説明	10
散 会	12

〔9月9日（木曜日）第2日〕

議事日程	15
本日の会議に付した事件	15
出席議員	15
説明のため出席した者	15
事務局職員	15
開議宣告	15
本日の会議録署名議員	15
日程第1 議案第1号～第6号、報告第1号	15
散 会	16

〔9月14日（火曜日）第3日〕

議事日程	19
本日の会議に付した事件	19
出席議員	19
説明のため出席した者	19
事務局職員	19
開議宣告	19
本日の会議録署名議員	19
日程第1 一般質問	20
古田議員	20
田口学校教育部長	20
川原田議員	20
秋葉企画総務部長	21

岩永教育長	25
水谷市長	26
永本議員	27
桶屋健康福祉部長	28
伊倉観光商工部長	28
武田市民環境部長	33
田口学校教育部長	35
立崎議員	36
田口学校教育部長	37
武田市民環境部長	40
小田部議員	42
秋葉企画総務部長	42
村椿議員	45
武田市民環境部長	45
秋葉企画総務部長	48
桶屋健康福祉部長	50
田口学校教育部長	53
延 会	55

[9月15日（水曜日）第4日]

議事日程	57
本日の会議に付した事件	57
出席議員	57
説明のため出席した者	57
事務局職員	57
開議宣告	57
本日の会議録署名議員	57
諸般の報告（追加）	58
日程第1 議員の辞職について	58
日程第2 一般質問	58
金兵議員	58
武田市民環境部長	58
伊倉観光商工部長	59
田口学校教育部長	65
岩永教育長	70
小路谷学校教育部次長	70
近藤議員	72
武田市民環境部長	72
水谷市長	76
秋葉企画総務部長	77
吉田建設港湾部長	80
桶屋健康福祉部長	81
伊倉観光商工部長	81
栗田議員	84
秋葉企画総務部長	85

田口学校教育部長	88
岩永教育長	88
松浦議員	96
桶屋健康福祉部長	97
水谷市長	102
伊倉観光商工部長	103
散 会	106

[9月16日(木曜日)第5日]

議事日程	109
本日の会議に付した事件	109
出席議員	109
説明のため出席した者	109
事務局職員	109
開議宣告	109
本日の会議録署名議員	109
諸般の報告(追加)	110
日程第1 委員会審査報告案7件(議案第1号~第6号、報告第1号)	110
日程第2 意見書案第1号	111
散 会	112

[9月28日(金曜日)第6日]

議事日程	113
本日の会議に付した事件	113
出席議員	113
説明のため出席した者	113
事務局職員	113
開議宣告	113
本日の会議録署名議員	114
諸般の報告(追加)	114
日程第1 委員会審査報告案4件(認定第1号~第4号)	114
村椿議員(討論)	115
立崎議員(討論)	116
日程第2 議案第7号	117
諸般の報告(追加)	118
議事日程第6号の追加及び変更	118
日程第3 委員会審査報告案1件(議案第7号)	118
日程第4 議案第8号	119
日程第5 その他会議に付すべき事件(1件)	119
閉会宣告	119

9月7日 (火曜日) 第 1 号

令和3年第3回定例会
網走市議会会議録第1日
令和3年9月7日(火曜日)

○議事日程第1号

令和3年9月7日午前10時00分開会

日程第1 会期の決定

日程第2 認定第1号～第4号

日程第3 議案第1号～第6号及び報告第1号

国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情(総務経済委員会付託)

陳情第26号 「国の責任による『20人学級』を展望した少人数学級のさらなる前進」を求める陳情(文教民生委員会付託)

○本日の会議に付した事件

その他会議 会期の決定(決定)
に付した

事件(1)

認定第1号 令和2年度網走市各会計歳入歳出決算について(説明及び特別委員会付託)

陳情第27号 「特別支援学校の実効ある設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制標準の改善」を求める陳情(同)

認定第2号 令和2年度網走市水道事業会計の利益の処分及び決算について(同)

陳情第28号 「大学生等への給付奨学金制度の拡充」を求める陳情(同)

認定第3号 令和2年度網走市簡易水道事業会計の利益の処分及び決算について(同)

陳情第29号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情(同)

認定第4号 令和2年度網走市下水道事業会計の利益の処分及び決算について(同)

○出席議員(16名)

石垣直樹

井戸達也

小田部照

金兵智則

川原田英世

工藤英治

栗田政男

近藤憲治

澤谷淳子

立崎聡一

永本浩子

平賀貴幸

古田純也

松浦敏司

村椿敏章

山田庫司郎

その他会議 令和2年度網走市各会計決算審査
に付した 特別委員会の設置について(設置)

事件(2)

その他会議 令和2年度網走市各会計決算審査
に付した 特別委員会の選任について(選任)

事件(3) 決定)

議案第1号 令和3年度網走市一般会計補正予算(説明)

議案第2号 令和3年度網走市介護保険特別会計補正予算(同)

議案第3号 緑地区小水力発電施設の維持管理に関する事務委託について(同)

議案第4号 斜里町の下水道汚泥堆肥化に関する事務受託について(同)

議案第5号 財産の取得について(同)

議案第6号 市道の路線認定及び廃止について(同)

○欠席議員(0名)

報告第1号 令和3年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分の報告について(同)

○説明のため出席した者

市長 水谷洋一

副市長 後藤利博

企画総務部長 秋葉孝博

市民環境部長 武田浩一

陳情第25号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について

健康福祉部長	桶屋盛樹
農林水産部長	川合正人
観光商工部長	伊倉直樹
建設港湾部長	吉田憲弘
水道部長	柏木弦
庁舎整備推進室長	立花学
会計管理者	永倉一之
企画調整課長	佐々木司
総務防災課長	田邊雄三
財政課長	古田孝仁

.....

教育長	岩永雅浩
学校教育部長	田口徹
社会教育部長	吉村学

.....

監査委員	藤原誉康
監査事務局長	鈴木聡

○事務局職員

事務局長	林幸一
次長	石井公晶
総務議事係長	法師人絵理
総務議事係主査	寺尾昌樹
係	早淵由樹

午前10時00分開会

○井戸達也議長 おはようございます。

ただいまから、令和3年網走市議会第3回定例会を開会します。

本日の出席議員は16名で、全議員が出席しております。

直ちに本日の会議を開きます。

○井戸達也議長 本日の会議録署名議員として、立崎聡一議員、永本浩子議員の両議員を指名します。

○井戸達也議長 次に、諸般の報告は既に印刷してお手元に配付しておりますから、それによって承知願います。

なお、監査委員から例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますから、それによって承知願います。

また、市長から、令和2年度網走市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について並びに網走市土地開発公社、株式会社網走振興公社、株式会社網走

観光振興公社及び一般財団法人北方文化振興協会に関する経営状況説明書が、さらに議決されました工事請負契約の締結に係る契約金額の変更及び法令の改正に伴う市条例の改正についての専決処分報告が、また教育委員会教育長から網走市教育委員会事務点検・評価報告書が、それぞれ法令に基づき提出がありましたので、お手元に配付しておりますから、それによって承知願います。

○井戸達也議長 次に、本定例会に当たり提出されました陳情5件につきましては、文書表にして付託区分表に記載のとおり、関係常任委員会に付託しましたから、承知願います。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

○井戸達也議長 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

まず、議会運営委員長から、本定例会の会期及び運営に関する諸般の事項について発議を求めます。

立崎聡一議会運営委員長。

○立崎聡一議員 ー登壇ー 本日をもって招集されました本年第3回定例会の運営に関する諸般の事項を協議するため、去る9月3日午前10時から議会運営委員会を開催いたしましたので、ここにその結果を御報告申し上げ、あわせて会期の決定に関する動議の提出に代えますとともに、今議会運営に関する諸般の事項につきましても、議員皆様の御了承と御決定を賜りたいと思います。

まず、議運当日におきます本定例会の付議予定案件は、認定4件、議案6件、報告1件、その他会議に付すべき事件1件、さらに、今議会で関係委員会に付託されます陳情5件の合わせて17件であります。

また、一般質問は、通告期限までに11名の議員から通告がなされたところであります。

以上のような案件と状況から判断いたしまして、会期は、本日から9月28日までの22日間とすることがよろしいということになった次第であります。

どうか本会議におきましても、議運の決定どおり御了承と御決定を賜り、議事を進められますようお願い申し上げます。当委員会の結果報告といたします。

○井戸達也議長 ただいま、議会運営委員長から報告と発議がありましたが、そのとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、本定例会の会期は、本日から9月28日までの22日間とし、運営に関する諸般の事項につきましても、発議のとおり決定しました。

なお、会期中の審査日程及び本日の議事日程は、あらかじめ議会運営委員会で決定のありました内容をもって印刷して配付しておりますから、それによって承知願います。

○井戸達也議長 それでは、ここで開会に当たり市長から挨拶があります。

市長。

○水谷洋一市長 ー登壇ー 令和3年第3回定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、時節柄、何かと御多用の中、御参集をいただき、御審議を賜りますことに厚く御礼を申し上げます。

さて、本定例会に御提案を申し上げます案件は、令和2年度各会計歳入歳出決算並びに水道事業会計等の利益の処分及び決算のほか、網走厚生病院脳神経外科運営支援事業、公園・学校遊具安全対策事業、新型コロナウイルス感染症の影響に対する店舗等への感染対策と公共交通の運行継続や感染症対策への支援事業、8月10日に発生した大雨に係る災害復旧事業の追加などを主な内容とする一般会計補正予算のほか、介護保険特別会計補正予算及び、他の自治体との事務に係る委託及び受託、財産の取得について、並びに市道の路線認定及び廃止についてであります。

議案の細部につきましては、後ほど、それぞれ担当者から御説明を申し上げますので、よろしく御審議賜りますよう、お願いを申し上げます。

次に、この機会に、最近の主な行政諸般の動向について、その概要を御説明を申し上げます。

初めに、9月1日に網走市デジタルファースト宣言をいたしました。

人口減少、少子高齢化に伴う働き手の減少など様々な地域課題に対応し、ウィズコロナ・ポストコロナ時代においても継続的、安定的に公共サービスを提供していくためには、行政のデジタル化を推進する必要があるとの認識と、国のデジタル庁の発足に合わせて行ったものであります。

国では、デジタル庁を指令塔として、国民目線で

のサービス創出やデータ資源の利活用、社会全体のデジタルトランスフォーメーションの推進など、全ての国民にデジタル化の恩恵が行き渡る社会の実現に向けた取組が進められております。

デジタル社会の実現に向け、社会全体のデジタル化の取組が加速する中、本市においても、この宣言を契機として「関係人口の創出」「市民サービス」「行政運営」においてデジタル技術を積極的に利活用し、人口減少や新たな日常に対応した持続可能なまちづくりを推進してまいります。

ソサエティ5.0時代の到来を見据えた中で、「市民に自然にやさしいスマート庁舎」を基本理念とする新庁舎の整備とともに歩調を合わせながら、デジタル化・デジタルトランスフォーメーション推進に係る計画の策定を進めるとともに、デジタル化の取組を来年度からの事業にも順次反映させ、より一層の市民サービスの向上と行政運営の効率化を目指してまいります。

次に、農業についてですが、今年は降雪量も少なく、春先の好天で気温も上がったことから雪解けは平年より早く進みました。その後、4月下旬には天候不順の影響で雨の降った日が多く、バレイショの植付けやてん菜の移植などの農作業が遅れ、6月からは記録的な高温と少雨で畑は干ばつ傾向となり、農作物によっては生育の停滞が見受けられております。

まず、麦類についてであります。収穫は順調に進み、小麦と二条大麦の収量は計画を上回る見込みであり、秋まき小麦については、7月27日から収穫作業が始まり8月3日に終了しておりますが、10アール当たり804キログラムの見込みで、品質は平年並みと伺っております。

二条大麦については、8月1日から収穫作業が始まり8月10日で終了しており、収量は10アール当たり495キログラムの見込みで、品質は良好となっております。

春まき小麦につきましては、8月4日から収穫作業が始まり8月7日に終了しており、収量は10アール当たり440キログラムの見込みとなっております。品質については平年並みとなっております。

また、新たな品目であるもち麦につきましては、8月2日から収穫作業が始まり8月7日に終了しており、収量はおおむね計画どおり10アール当たり426キログラムとなる見込みとなっております。

バレイショについては、平年と比べ生育が4日早

く推移をしておりますが、小玉傾向となっていることもあり、収量については計画を下回る見込みとなっております。

てん菜については、高温少雨による影響で平年に比べて生育は1日遅れとなっておりますが、降雨によって回復しつつあり、根部も肥大が進んできているところであります。

牧草につきましては、高温少雨によって著しく生育が停滞しており、収穫状況は7%となっております。

なお、今後の天候の見通しですが、向こう1か月の予報によりますと、平均気温、降水量、日照時間はほぼ平年並みの見込みとなっており、今後も農作物の生育管理には十分管理が必要であると思いますが、生育が回復することを期待をしているところであります。

次に漁業についてであります。8月末までの網走漁協の漁獲状況は、漁獲量が3万3,437トンで、対前年比87%、金額53億4,947万円、対前年比126%となっております。

魚種別では、ホタテは漁獲量では対前年比115%となりましたが、今年は歩留りが例年よりもよいこともあり、金額では対前年比251%と前年を大幅に上回っております。

9月6日から開始されましたサケ定置網漁業につきまして、さけます・内水面水産試験場の来遊予想では、網走を含むオホーツク海東部海域は、昨年実績の89%と予想されておりますが、さらなる来遊と豊漁に期待をしているところであります。

次に、7月末までの西網走漁協の状況でありますけれども、漁獲量は4,726トン、対前年比112%、金額15億7,483万円、対前年比126%となっております。

網走湖のシジミは、漁獲量で対前年比85%、金額で90%となっております。

能取湖でもホタテが好調であり、漁獲量は対前年比218%、金額339%と漁獲量・金額とも昨年を大幅に上回っております。

また、昨年に引き続き、ホッカイエビ漁は7月16日から7月31日まで行われ、漁獲量は対前年比106%、金額113%となっております。

次に、観光の動向についてであります。4月から7月までの網走湖畔4ホテルの利用状況は、緊急事態宣言に伴う移動の自粛要請などの影響を受け、延べ宿泊者数は1万1,292人で、前年比166%という

状況でありましたが、影響を受ける前の一昨年の数値と比較いたしますと、前々年比25%と厳しい状況となっております。

なお、4月から6月までの第1四半期における市内全体の延べ宿泊者数は、対前年比169%、対前々年比48%となっております。

また、4月から7月までの網走湖畔4ホテルの外国人観光客の延べ宿泊者数は、一昨年は7,875人でしたが、昨年は2人、本年は10人となっております。

次に、4月から10月までの主な観光施設の入館者数ですが、こちらにつきましても新型コロナウイルス感染症の影響により、オホーツク流氷館につきましては1万3,591人で前年比219%、前々年比24%、博物館網走監獄は3万3,699人で前年比196%、前々年比30%という状況となっております。

次に、オホーツク網走マラソン2021 on the webについてですが、6月26日から7月25日までの募集期間で、2ウィークスは1,273名、2デイズは740名、2大会の合計で2,013名の申込みを頂きました。

7回目となるオホーツク網走マラソンですが、全国のランナーの皆様へ網走の魅力、網走マラソンの魅力を発信し、次回大会への参加意識を高めていただけるよう取り組んでまいります。

次に、新庁舎の建設についてであります。新庁舎建設基本設計につきましては、新庁舎建設基本設計(案)を策定し、まちづくりふれあい懇談会や各種団体などに本基本設計(案)の内容について周知を図ってまいりました。

また、市民説明会と合わせて、7月13日から8月25日までの間パブリックコメントを実施し、広く市民の皆様からの御意見を募集したところであります。

皆様から寄せられました御意見等を踏まえ、このたび、新庁舎建設基本設計を取りまとめたところであります。今後は、本基本設計に基づきながら実施設計を進めてまいりたいと考えております。

次に、建設工事についてであります。8月末までの発注率は約70%、発注額は約23億円となっております。

工事の進捗におきましては、新型コロナウイルスによる大きな影響は出ておらず、順調に進捗しております。

引き続き、道路整備、河川整備など市民生活の安

全・安心のための基盤整備を重点的に進めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症についてであります。7月以降、市内において数件の集団感染事例が発生するなど、北海道における1週間単位の公表では、オホーツク総合振興局管内も感染が広がっている状況にあります。

当市では、現在、感染の広がりや二次感染を未然に防止するため、御自身の行動歴等に不安のある市民を対象として、抗原定量検査や市が備蓄する抗原定性検査を活用し、無料で希望者に対するスクリーニングを実施するとともに、飲食店などのクラスター発生の際には、社交飲食業の皆様に対してはマスクの無料配布や緊急対策支援金の給付を行ってきたところであります。

また、政府による北海道への緊急事態宣言の発令に伴い、8月27日から9月19日までの期間、北海道における緊急事態措置が講じられ、道民の皆様へ感染拡大防止に向けた協力が要請されております。

当市におきましても、公共施設の休館や行事の延期などの措置を講じるとともに、若年層の感染が増加の傾向にあり、家庭内感染のリスクが高まっているため、市内における感染拡大防止の観点から、網走市新型コロナウイルス感染症検査事業を運用し、子供の検査機会の確保と検査に伴う負担の軽減を図っているところであります。

次に、児童1人当たり5万円を支給する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業についてであります。ひとり親世帯については児童扶養手当を受給している279世帯、対象児童420名分の支給が完了し、公的年金受給世帯や家計急変世帯についても、8月末現在で13世帯、対象児童19人分を支給をしているところであります。

また、ひとり親以外で児童手当や特別児童扶養手当を受給している非課税世帯に、7月末現在で93世帯、対象児童180名分を支給、また、高校生のみを扶養している非課税世帯や家計急変世帯についても、8月末で13世帯、対象児童16人分を支給をしているところであります。

次に、ワクチン接種についてであります。当市におきましては十分にワクチンが確保されておりますことから、順調に接種が進んでいるところであります。

このことは、医療機関や医師・看護師の多大な御理解と御協力により順調に進んだものと改めて感謝

申し上げますところであります。

接種終了につきましては、当初11月の見込みでありましたが、集団接種における1日当たりの接種人数の拡充、夜間接種の実施、医療機関における個別接種の開始、また、東京農業大学における職域接種の実施などにより接種の加速化を図ったところ、現時点で9月中の終了を見込んでおります。

接種の状況についてであります。9月5日終了時における全体の1回目接種人数が2万5,996人、うち高齢者が1万845人、全体の2回目接種者人数が2万1,615人、うち高齢者が1万650人となっております。全体では83%と高い接種率となっているところであります。

以上、行政諸般の動向について申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症への迅速な対応を続けながらも、市民生活と地域経済への影響も考慮しながら、全力で取り組んでまいります。

議員の皆様をはじめ、市民の皆様の特段の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。今定例会の開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

○井戸達也議長 次に、日程第2、認定第1号から認定第4号までの4件を一括して議題とします。

初めに、認定第1号令和2年度網走市各会計歳入歳出決算について、提案理由の説明を求めます。

企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 ー登壇ー ただいま御上程いただきました認定第1号令和2年度網走市各会計歳入歳出決算について、提案理由とその概要について御説明を申し上げます。

この決算は、地方自治法第233条第3項の定めるところにより、会計管理者から市長に提出があったものを監査委員の審査に付し、その意見をつけて本市議会の認定をお願いしようとするものでございます。

配付しております決算資料は、4部でございます。

網走市各会計歳入歳出決算書、財産に関する調書、令和2年度決算に係る主要施策の成果等報告書、監査委員の網走市各会計歳入歳出決算審査意見書でございます。

それでは、各会計の決算概要につきまして、資料に基づき説明させていただきます。

主要施策の成果等報告書の1ページ、2ページを

御覧願います。

この表は、各会計決算額総括表でございます。

まず、一般会計でございますが、歳入決算額は319億162万1,217円で、歳出決算額は317億2,063万7,761円でございます。歳入歳出差引では1億8,098万3,456円の余剰金が生じたので、これを翌年度へ繰り越すことといたしました。

なお、このうち1億1,956万7,928円は、令和3年度への繰越事業の財源となるもので、これを除く実質収支は6,141万5,528円となります。

次に、市有財産整備特別会計でございますが、歳入決算額は8,469万6,688円で、歳出決算額は3,389万7,080円でございます。歳入歳出差引では5,079万9,608円の余剰金が生じたので、これを翌年度へ繰り越すことといたしました。

次に、国民健康保険特別会計では、歳入決算額は40億2,553万6,554円で、歳出決算額は40億475万1,745円でございます。歳入歳出差引では2,078万4,809円の余剰金が生じたので、これを翌年度へ繰り越すことといたしました。

次に、網走港整備特別会計では、歳入決算額は6,942万5,829円で、歳出決算額は10億8,690万9,058円でございます。歳入歳出差引では10億1,748万3,229円の不足が生じたので、これを翌年度の繰上充用金をもって補填いたしました。

次に、能取漁港整備特別会計では、歳入決算額は3,995万6,612円で、歳出決算額は2億2,139万991円でございます。歳入歳出差引では1億8,143万4,379円の不足が生じたので、これを翌年度の繰上充用金をもって補填いたしました。

次に、介護保険特別会計では、歳入決算額は33億7,425万9,979円で、歳出決算額は33億5,980万4,956円でございます。歳入歳出差引では1,445万5,023円の余剰金が生じたので、これを翌年度へ繰り越すことといたしました。

次に、後期高齢者医療特別会計では、歳入決算額は5億6,272万7,705円で、歳出決算額は5億6,267万5,427円でございます。歳入歳出差引では5万2,278円の余剰金が生じたので、これを翌年度へ繰り越すことといたしました。

このほか、細部につきましては、決算書及び関係資料等を後ほど御覧願います。

以上、認定第1号令和2年度網走市各会計歳入歳出決算について御説明を申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○井戸達也議長 次に、監査委員から、本決算について監査意見の報告を願います。

藤原誉康監査委員。

○藤原誉康監査委員 一登壇一 ただいま御上程をいただきました、令和2年度網走市各会計歳入歳出決算に関しまして、審査の結果を御報告申し上げます。

さきに市長より送付のありました令和2年度網走市各会計歳入歳出決算書、実質収支に関する調査、令和2年度各会計歳入歳出決算事項別明細書、及び財産に関する調査につきまして、計数の正確性、事務処理の適法性、財政運営の健全性などについて審査を実施したところでございます。

なお、審査に当たりましては、関係課より資料の提出を求め、あわせて必要に応じ関係職員から説明を受けて審査の参考といたしました。

審査の結果でございますが、一般会計、各特別会計の決算書及び附属書類は、法令の規定により調製されており、表示された計数は関係諸帳簿及び証拠書類により照合した結果適正であり、予算の執行についてもおおむね適正に執行されていると認めたとところでございます。

審査の内容につきましては、皆様のお手元に決算審査意見書をお配りしておりますが、その概要につきまして御説明申し上げます。

初めに、一般会計についてでございますが、歳入では前年度と比べ市税、繰入金などが減となったものの、国庫支出金、道支出金などが増となり、所要の財源は確保されております。

また、歳出では総務費、農林水産事業、土木費などが増となっており、予算計上した諸事業につきましてはおおむね計画どおり執行されており、所期の目的は達成されたものと認めたとところでございます。

次に、特別会計についてでございますが、令和2年度より、公共下水道、簡易水道、個別排水処理施設整備の三つの特別会計が公営企業会計に移行になったことから、特別会計は六つの会計となっております。

このうち剰余金が生じた会計は、市有財産整備、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の四つの特別会計となっております。

網走港整備と能取漁港整備の二つの特別会計については、歳入不足が生じており、翌年度の歳入による繰上充用金で補填されておりますが、この二つの

会計につきましては、引き続き土地の売却と活用に努めるとともに、会計の一層の健全化が図られるよう今後を見据えた取組を望むものでございます。

次に、普通会計における令和2年度の財政分析状況についてでございますが、財政力指数は前年度に比べ0.003ポイント増加し0.442となっております。

実質公債費比率につきましては、前年度と同じ比率の17.4%となっており、また経常収支比率につきましては、前年度より1.7ポイント減の96.7%となり、引き続き、財政構造の弾力性の改善に向けて歳入歳出両面からの取組が必要であると考えているところでございます。

今後の財政状況につきましては、歳出面で高齢化社会の進行による医療や社会保障関連の諸費、社会インフラの維持更新など、費用負担の増加が見込まれる一方、歳入面では人口減少による経済規模の縮小に伴い、市税や地方交付税等の減少が見込まれることから、今後も厳しい財政状況が続くことが予想されます。

全国に広がる新型コロナウイルス感染症は、本市においても市民生活や市内経済に大きな影響を及ぼし、令和2年度の収支決算においても、前年度に比べ増額となる要因ともなりました。

新型コロナウイルス関連の対応は、収束の見通しが立たず次年度以降も継続され、市の財政への影響も懸念されるところであります。

今後においても、社会情勢を見極めながら、国、道の支援制度や限られた資源を活用し、効率的、効果的な事業の執行に努め、より一層堅実な行財政の運営に取り組まれることを望むものであります。

先ほど市長の御挨拶にもありましたが、いまだ緊急事態宣言下でございます。昨年2月以来新型コロナウイルス関連の拡大がございまして、そのような環境下で市長、副市長、そして教育長はじめ、部課長の皆様、それから職員の皆様、日常の業務に加えて、コロナ対応の対策の事業を積極的に取り組んでいただきましたことにつきまして、感謝申し上げます。

また、議員の皆様におかれましても、昨年来、毎月のように議会を開催していただき、諸施策につきましてなるべく早く実施に向けて、皆様御協力いただきましたことに対しましても、感謝を申し上げます。

先ほども申しましたように、緊急事態宣言下で収束の見通しがまだ立ちませんけれども、人類これま

でコレラや結核等々感染症を克服してまいりました。今回の新型コロナウイルス感染につきましても必ずや克服するものと信じております。

これまでの皆様の御活躍に感謝申し上げますとともに、今後とも引き続き、市民の皆様一人一人に御支援の手が届きますようにしていただくようお願い申し上げます。令和2年度決算報告といたします。

○井戸達也議長 続いて、認定第2号令和2年度網走市水道事業会計の利益の処分及び決算について、認定第3号令和2年度網走市簡易水道事業会計の利益の処分及び決算について、及び認定第4号令和2年度網走市下水道事業会計の利益の処分及び決算についての合わせて3件について提案理由の説明を求めます。

水道部長。

○柏木弦水道部長 ー登壇ー ただいま御上程いただきました。認定第2号から認定第4号令和2年度網走市公営企業の利益の処分及び決算について、提案理由を御説明申し上げます。

初めに、認定第2号水道事業会計でございます。

お手元にお配りしております令和2年度網走市公営企業会計決算書の7ページを御覧願います。

(3) 令和2年度網走市水道事業剰余金処分計算書(案)でございます。

この表は、資本剰余金及び利益剰余金の処分に関する計算書でございますが、決算に伴う未処分利益剰余金につきまして、地方公営企業法第32条第2項の規定により、記載のとおり処分しようとするものでございます。

次に、令和2年度水道事業会計決算についてでございますが、同法第30条の規定に基づき調整した決算を監査委員の審査に付し、その意見をつけて本市議会の認定をお願いしようとするものでございます。

決算書の3ページを御覧いただきたいと存じます。

1、決算報告書でございますが、収益的収入及び支出につきましては、税込み収入決算額10億2,693万622円に対し、支出決算額8億2,652万1,893円となったところでございます。

次に、4ページを御覧いただきたいと存じます。

資本的収入及び支出につきましては、税込み収入決算額4億6,350万7,400円に対し、支出決算額9億1,944万3,276円となり、収支差引で不足する額4億

5,593万5,876円は、当年度分消費税資本的収支調整額のほか、欄外に記載の資金をもちまして補填をしております。

次に、5ページの損益計算書でございますが、先ほど収益的収入及び支出について御説明いたしましたが、この結果、当年度純利益が1億6,548万8,025円となったところでございます。

以下、17ページまでは財務諸表となっております、18ページから23ページ中段までは事業報告書、23ページ中段から24ページまでは会計に関する書類における注記となっておりますので、御一読いただきたいと存じます。

続きまして、認定第3号令和2年度網走市簡易水道事業会計の利益の処分及び決算について御説明申し上げます。

決算書の31ページを御覧ください。

(3) 令和2年度網走市簡易水道事業剰余金処分計算書(案)でございます。

決算に伴う未処分利益剰余金につきまして、地方公営企業法第32条第2項の規定により、記載のとおり処分しようとするものでございます。

次に、令和2年度簡易水道事業会計決算についてでございます。

決算書の27ページを御覧願います。

1、決算報告書でございますが、収益的収入及び支出につきましては、税込み収入決算額1億2,570万9,249円に対し、支出決算額9,597万4,895円となったところでございます。

次に、28ページを御覧ください。

資本的収入及び支出につきましては、税込み収入決算額599万600円に対し、支出決算額5,159万6,272円となり、収支差引で不足する額4,560万5,672円は、当年度分消費税資本的収支調整額のほか、欄外に記載の資金をもちまして補填をしております。

次に、29ページの損益計算書でございますが、先ほど収益的収入及び支出について御説明いたしましたが、この結果、当年度純利益が2,947万9,099円となったところでございます。

以下、38ページまでは財務諸表となっております、39ページから43ページまでは事業報告書、44ページと45ページは会計に関する書類における注記となっておりますので、御一読いただきたいと存じます。

続きまして、認定第4号令和2年度網走市下水道事業会計の利益の処分及び決算について御説明申し

上げます。

決算書の53ページを御覧ください。

(3) 令和2年度網走市下水道事業剰余金処分・欠損金処分計算書(案)でございます。

この表は、資本剰余金、利益剰余金及び欠損金の処分に関する計算書でございますが、決算に伴う未処分利益剰余金につきまして、地方公営企業法第32条第2項の規定により、記載のとおり処分しようとするものでございます。

次に、令和2年度下水道事業会計決算についてでございます。

決算書の49ページを御覧いただきたいと存じます。

1、決算報告書でございますが、収益的収入及び支出につきましては、税込み収入決算額17億5,386万8,233円に対し、支出決算額16億7,004万1,406円となったところでございます。

次に、50ページを御覧ください。

資本的収入及び支出につきましては、税込み収入決算額3億7,593万6,460円に対し、支出決算額9億8,177万4,811円となり、収支差引で不足する額6億583万8,351円は、当年度分消費税資本的収支調整額のほか、欄外に記載の資金をもちまして補填をしております。

次に、51ページの損益計算書でございますが、先ほど収益的収入及び支出について御説明いたしましたが、この結果、当年度純利益が6,743万9,021円となったところでございます。

以下、67ページまでは財務諸表となっております、68ページから73ページまでは事業報告書、74ページと75ページは会計に関する書類における注記となっておりますので、御一読いただきたいと存じます。

以上、認定第2号から第4号まで、令和2年度下水道事業会計、簡易水道事業会計、下水道事業会計の利益の処分及び決算につきまして提案理由の御説明を申し上げますが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○井戸達也議長 次に、監査委員から、本決算について監査意見の報告を願います。

藤原誉康監査委員。

○藤原誉康監査委員 一登壇一 ただいま御上程をいただきました令和2年度網走市公営企業会計決算に関しまして、審査の結果を御報告申し上げます。

さきに市長より送付のありました令和2年度網走

市公営企業会計決算書及び財務諸表等につきまして、執行された事業の経営管理は適正であるか、公共性と経済性を基本として効率的に運営されているか、また計数は正確であるかなどの点について審査を実施したところでございます。

なお、審査に当たりましては、細目資料の提出を求め、あわせて必要に応じ関係職員から説明を受けて、審査の参考といたしました。

審査の結果でございますが、決算書及び財務諸表等はいずれも関係法令に基づいて調製されており、表示された計数も正確でありました。

また、経営成績や財務状態についても、適正に表示されているものと認めたとところでございます。

審査の内容につきましては、皆様のお手元に決算審査意見書をお配りしておりますが、その概要につきまして御説明申し上げます。

令和2年度の網走市公営企業会計の決算につきましては、これまでの水道事業会計に加え、令和2年度から簡易水道事業会計、下水道事業会計が新たに公営企業会計に移行し、三つの事業会計を審査することになりました。

まず初めに、水道事業会計ですが、営業成績に関する収益的収支において、収益の柱である給水収益の減益により、前年度比で事業収益総額が減少したものの、営業外費用の支出減により、事業費の総額も減少したために増益となり、1億6,549万円の純利益が生じ、16年連続の黒字決算となっております。

財務内容に関する各指標につきましては、前年度に比べ収益性を示す指標の数値が一部低下したものの、純利益を確保しており、令和2年度の経営状況については、一定の安定度は維持したものと考えているところでございます。

しかしながら、人口減少に伴う給水事業の減少による給水収益の減少傾向が見られ、一方で、老朽化した導水管を含む管路の更新や施設の維持管理など、多額の経費を要するものと見込まれることから、計画的な資金確保となお一層の効率的かつ合理的な事業運営が図られるよう望むところでございます。

次に、簡易水道事業会計についてですが、公営企業会計へ移行して初年度の決算となり、財務状況等の前年度比較は困難ではありますが、収支決算は収益総額1億2,426万円に対し、費用総額9,478万円となり、純利益2,948万円を生み、黒字決算となっております。

り、一定の安定度は維持されたものと考えます。

簡易水道事業は、一部の郊外地区における飲料水供給を担う事業であることから、小規模な事業運営となるため、給水原価が供給単価を上回り費用超過となっている厳しい運営状況ではありますが、対象区域内の良質な水を提供する目的及び役割を欠かすことなく効率的な事業運営を望むものであります。

次に、同じく公営企業会計への移行初年度の下水道事業会計についてですが、事業収益総額16億7,637万円に対し、事業経費の総額は16億893万円となり、純利益6,744万円の黒字決算となっております。

経営分析指標の効率性については好転している数字も見られ、一定の安定度が維持されていると考えているところでございます。

これら水道に関する三つの会計においては、人口減少により水道料及び施設使用料の収入減が見込まれること、また、施設の老朽化が進み、維持管理費、更新費用が大きな負担になっていることなどが共通した事業運営の課題として今後も予想されます。

こうしたことから、国等の支援制度の活用など、計画的な資金確保を行い、効率的な事業運営を図ることが望まれます。

これらの水道関連事業は、市民が健康で快適な生活を営む上で欠くことのできないライフラインでございます。このため、災害や事故に備えた施設の整備、危機管理の充実を図り、常に安全で良質な水を安定的に供給することができる体制整備に努められるよう望むものであります。

以上申し上げます、簡単ではございますが、網走市公営企業会計決算審査の報告といたします。

○井戸達也議長 以上で、認定第1号から認定第4号までの提案理由の説明を終了します。

〔立崎聡一議員「議長」と呼ぶ〕

○井戸達也議長 立崎聡一議会運営委員長。

○立崎聡一議員 一登壇— この際、私から動議を提出いたします。

ただいま議題となっております、認定第1号令和2年度網走市各会計歳入歳出決算について、認定第2号令和2年度網走市水道事業会計の利益の処分及び決算について、認定第3号令和2年度網走市簡易水道事業会計の利益の処分及び決算について、及び認定第4号令和2年度網走市下水道事業会計の利益の処分及び決算については、名称を令和2年度各会

計決算審査特別委員会と称し、委員の構成は議長及び議会選出の監査委員を除く14名の議員をもって構成する特別委員会を設置して、これに付託の上、審査に付されたいと思います。

議員皆様の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、動議の提出といたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○井戸達也議長 ただいま議会運営委員長から、お聞きのように動議が提出され、所定の賛成者がありますので、本動議は成立しました。

それでは、直ちにこの動議を議題としてお諮りします。

本動議のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように決定しました。

すなわち、一括上程中の認定第1号から認定第4号までは、議長及び議会選出の監査委員を除く14名をもって構成する令和2年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査に付することに決定いたしました。

なお、ただいま設置されました令和2年度各会計決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、先ほど申し上げたとおり、この宣告をもって行ったものとしますから御了承願います。

○井戸達也議長 次に、日程第3、議案第1号から議案第6号まで、及び報告第1号の合わせて7件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 ー登壇ー ただいま御上程いただきました議案第1号、議案第2号及び報告第1号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第1号及び議案第2号の令和3年度網走市各会計補正予算について御説明申し上げます。

議案資料1ページ、資料1号を御覧願います。

1、歳入歳出予算の補正でございますが、一般会計では4億1,473万円を追加、介護保険特別会計で4,445万5,000円を追加しようとするものでございます。

款項の区分及び金額につきましては、各会計議案の第1表に記載のとおりでございます。

2、債務負担行為の補正でございますが、一般会計の大学給付型奨学金について、限度額を教育委員会が奨学生として決定する者に対する奨学金の額とするものでございます。

このほか、内容につきましては、一般会計議案の第2表のとおりでございます。

3、地方債の補正でございますが、一般会計の公共土木災害復旧債の限度額追加及び農業債、学校教育事業債、社会教育事業債、臨時財政対策債の限度額変更といたしまして、限度額5,306万円を減額しようとするものでございます。

追加の内容は、一般会計議案の第3表のとおりでございます。

次に、補正予算の内容でございますが、別冊でお配りしております事項別明細書の5ページを御覧願います。

なお、歳出補正額の財源内訳欄には、特定財源の内訳を記載しておりますので、説明は歳出のみとさせていただきますことと御了承いただきたいと思います。

初めに、総務費の一般管理費では、個人情報保護制度の新制度移行に係る経費として231万円の追加でございます。

同じく市民活動費では、悪徳商法注意喚起等に係る経費として71万6,000円の追加でございます。

民生費の障がい者福祉費では、自立訓練の利用増に伴う給付費として317万2,000円の追加でございます。

衛生費の保健衛生総務費では、網走厚生病院脳神経外科の運営に対する負担金として4,449万円の追加でございます。

同じく清掃費では、ごみの広域処理可能性検討に係る経費として342万9,000円の追加でございます。

農林水産業費、農業振興費では、ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に係る経費として8,286万5,000円の追加、農業施設の整備に対する補助金として1,220万円の追加、農業者共同住宅施設の建設に対する補助金として3,340万円の追加でございます。

次に、7ページを御覧願います。

農業農村整備費では、卯原内ダム等管理事業における地方債の充当率変更に伴う財源補正でございます。

漁業振興費では、網洗い場の整備に対する補助金として5,270万円の追加、トラックスケールの整備

に対する補助金として200万円の追加でございます。

商工費の商工振興費では、店舗等の感染症対策に対する補助金として2,000万円の追加でございます。

同じく公共交通対策費では、公共交通事業者に対する支援金として1,408万円の追加でございます。

土木費の港湾管理費では、みなと観光交流センター魅力向上検討事業における道補助金の交付決定に伴う財源補正でございます。

同じく都市施設管理費では、公園遊具の安全対策に係る経費として2,267万4,000円の追加でございます。

教育費の教育委員会費では、スクールバスの密集対策に係る経費として910万円の追加、潮見小学校管理職住宅の改築に係る経費として5,187万6,000円の追加でございます。

次に、9ページを御覧願います。

小学校学校管理費では、学校遊具の安全対策に係る経費として1,056万8,000円の追加でございます。

中学校学校管理費では、消防設備の改修に係る経費として1,705万円の追加でございます。

スポーツ施設整備費では、オホーツクドームの屋根改修に係る経費として600万円の追加でございます。

災害復旧費では、大雨により被災した道路の災害復旧費として補助分で1,960万円の追加、単独分で650万円の追加でございます。

次に、10ページを御覧願います。

この表は、債務負担行為の支出額に関する調書でございます。

次に、11ページを御覧願います。

この表は、地方債の現在高見込額に関する調書でございます。

次に、17ページを御覧願います。

介護保険特別会計でございますが、基金積立金の介護保険事業基金積立金では、前年度繰越金を基金へ積み立てるもので、1,445万6,000円の追加でございます。

諸支出金の償還金では、前年度の清算に伴う返還金として2,999万9,000円の追加でございます。

以上が、令和3年度網走市各会計補正予算の内容でございますが、今回の補正に係る一般財源所要額につきましては、地方交付税1億7,656万円の追加と、臨時財政対策債1億1,906万円の減額を合わ

せ、5,750万円を追加しようとするものでございます。

次に、報告第1号令和3年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分の報告について御説明を申し上げます。

議案の報告第1号及び議案資料39ページ、資料6号を御覧願います。

補正予算の内容でございますが、歳入歳出予算の補正で、感染防止対策を講じるために休業を余儀なくされた飲食店への支援金として1,010万円を追加したもので、予算の款項の区分及び金額につきましては第1表に記載のとおりでございます。

ただいま御説明を申し上げました報告第1号につきましては、緊急を要することから地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年7月30日付で専決処分をさせていただきましたので、ここで御報告を申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

以上、議案第1号、議案第2号及び報告第1号につきまして提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 一登壇一 ただいま御上程いただきました議案第3号緑地区小水力発電施設の維持管理に関する事務委託について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案資料32ページ、資料2号を併せて御覧願います。

地方自治法第252条の14第1項の規定により、令和4年4月1日から網走市ほか斜網地区4町で整備をしました緑地区小水力発電施設の維持管理の事務の一部を清里町に委託するため、別紙のとおり規約を定め、同条第3項で準用する第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

規約につきましては、議案の別紙のとおり、地方自治法第252条の15の規定により定めることとなる事項の8条から成る規約を当市のほか斜里町、小清水町、大空町及び清里町の議会の議決をそれぞれ受け、令和4年4月1日からの施行をしようとするものでございます。

以上、議案第3号につきまして提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○井戸達也議長 水道部長。

○柏木弦水道部長 ー登壇ー 議案第4号斜里町の下水道汚泥堆肥化に関する事務受託について、提案理由の御説明をいたします。

議案資料の34ページ、資料3号を併せて御覧願います。

地方自治法第252条の14第1項の規定により、令和3年10月1日から、下水道汚泥堆肥化に関する事務を斜里町から受託するため、別紙のとおり規約を定め、同条第3項で準用する第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものです。

規約につきましては、議案の別紙のとおり、地方自治法第252条の15の規定により定めることとなる事項の7条から成る規約を当市と斜里町の議会の議決をそれぞれ受け、令和3年10月1日から施行しようとするものです。

以上、議案第4号につきましては提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○吉田憲弘建設港湾部長 ー登壇ー ただいま御上程いただきました議案第5号及び議案第6号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第5号財産の取得について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案資料35、36ページ、資料4号を御覧願います。

取得する財産は、除雪グレーダ1台でございます。

現車両は購入から22年が経過し、経年劣化による故障が多くなっているため、車両の更新を行うものでございます。

去る7月1日に指名競争入札を執行いたしました結果、契約の内容につきましては議案資料に記載のとおりでございます。

取得財産の予定価格は、網走市財産条例第2条の規定で定める額に該当をいたしますことから、本契約の締結に当たりまして、本議会の議決を得ようとするものでございます。

なお、取得財産の概要、仕様につきましては、議案資料に記載のとおりでございます。

次に、議案第6号市道の路線認定及び廃止について提案理由の御説明を申し上げます。

議案資料37ページ、38ページ、資料5号を御覧願

います。

今回、路線認定及び廃止をしようとする路線は、南5条通線でございます。

路線認定及び廃止の理由でございますが、新庁舎建設に伴い、同路線の一部を建設用地として利用するため、路線を廃止し、起点終点を見直した上で新たに南5条通線と南5条通西線を路線認定するものでございます。

なお、路線認定及び廃止の内容、位置につきましては、議案資料に記載のとおりでございます。

以上、議案第5号及び議案第6号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○井戸達也議長 以上で、議案の提案理由の説明を終わります。

なお、ただいま上程されました案件につきましては、議会運営委員会の決定に基づきまして、後日、各会派1名による大綱質疑を行い、大綱質疑終了後は、所管の常任委員会に付託し、細部審査を行うこととなります。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

開会当初に決定しました審議日程に従いまして、再開は9日午前10時といたしますから参集願います。

本日はこれにて散会します。

大変御苦労さまでした。

午前11時9分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長 井 戸 達 也

署名議員 立 崎 聡 一

署名議員 永 本 浩 子

9月9日 (木曜日) 第2号

令和3年第3回定例会
網走市議会会議録第2日
令和3年9月9日(木曜日)

○議事日程第2号

令和3年9月9日午前10時00分開議
日程第1 議案第1号～第6号及び報告第1号

○本日の会議に付した事件

- 議案第1号 令和3年度網走市一般会計補正予算
(各委員会付託)
議案第2号 令和3年度網走市介護保険特別会計
補正予算(文教民生委員会付託)
議案第3号 緑地区小水力発電施設の維持管理に
関する事務委託について(総務経済
委員会付託)
議案第4号 斜里町の下水道汚泥堆肥化に関する
事務受託について(同)
議案第5号 財産の取得について(同)
議案第6号 市道の路線認定及び廃止について
(同)
報告第1号 令和3年度網走市一般会計補正予算
に係る専決処分の報告について
(同)

○出席議員(16名)

石垣直樹
井戸達也
小田部照
金兵智則
川原田英世
工藤英治
栗田政男
近藤憲治
澤谷淳子
立崎聡一
永本浩子
平賀貴幸
古田純也
松浦敏司
村椿敏章
山田庫司郎

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者

市長	水谷洋一
副市長	後藤利博
企画総務部長	秋葉孝博
市民環境部長	武田浩一
健康福祉部長	桶屋盛樹
農林水産部長	川合正人
観光商工部長	伊倉直樹
建設港湾部長	吉田憲弘
水道部長	柏木弦
庁舎整備推進室長	立花学
企画調整課長	佐々木司
総務防災課長	田邊雄三
財政課長	古田孝仁
.....	
教育長	岩永雅浩
学校教育部長	田口徹
社会教育部長	吉村学

○事務局職員

事務局長	林幸一
次長	石井公晶
総務議事係長	法師人絵理
総務議事係主査	寺尾昌樹
係	早渕由樹

午前10時00分開議

○井戸達也議長 おはようございます。

本日の出席議員は16名で、全議員が出席しております。

ただいまから、本日の会議を開きます。

○井戸達也議長 本日の会議録署名議員として、古田純也議員、石垣直樹議員の両議員を指名します。

○井戸達也議長 本日の議事日程は、既に印刷して配付の第2号のとおりであります。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

○井戸達也議長 日程第1、既に一括上程中の議案第1号から議案第6号まで及び報告第1号の合わせ

て7件を議題とし、大綱質疑を行うわけでありませんが、通告がありませんので、お手元に配付しております議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会に付託の上、会期中に審査することにしたと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように決定しました。

○井戸達也議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本会議の審議日程に従い、各常任委員会において議案を審査するため、これより本会議は休会とし、再開は9月14日午前10時としますから参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時01分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長 井 戸 達 也

署名議員 古 田 純 也

署名議員 石 垣 直 樹

9月14日 (火曜日) 第3号

令和3年第3回定例会
網走市議会会議録第3日
令和3年9月14日(火曜日)

○議事日程第3号

令和3年9月14日午前10時00分開議

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

一般質問 (古田議員、川原田議員、永本議員、
立崎議員、小田部議員、村椿議員)

○出席議員(15名)

石垣直樹
井戸達也
小田部照
金兵智則
川原田英世
工藤英治
栗田政男
近藤憲治
立崎聡一
永本浩子
平賀貴幸
古田純也
松浦敏司
村椿敏章
山田庫司郎

総務防災課参事 渡辺 昭
職員課長 寺口 貴広
財政課長 古田 孝仁
市民活動推進課長 湯浅 崇
生活環境課長 近藤 賢
社会福祉課長 結城 慎二
子育て支援課長 高畑 公朋
子育て支援課参事 小沼 麻紀
商工労働課長 北村 幸彦
観光商工部参事 高橋 優紀

.....
教育長 岩永 雅浩
学校教育部長 田口 徹
社会教育部長 吉村 学
学校教育部次長 小路谷 勝巳
学校教育課長 小松 広典
社会教育部参事 高橋 善彦

○事務局職員

事務局長 林 幸一
次長 石井 公晶
総務議事係長 法師人 絵理
総務議事係主査 寺尾 昌樹
係 早瀬 由樹

○欠席議員(1名)

澤谷 淳子

○説明のため出席した者

市長 水谷 洋一
副市長 後藤 利博
企画総務部長 秋葉 孝博
市民環境部長 武田 浩一
健康福祉部長 桶屋 盛樹
農林水産部長 川合 正人
観光商工部長 伊倉 直樹
建設港湾部長 吉田 憲弘
水道部長 柏木 弦学
庁舎整備推進室長 立花 学
企画調整課長 佐々木 司
総務防災課長 田邊 雄三

午前10時00分開議

○井戸達也議長 おはようございます。

本日の出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

○井戸達也議長 本日の会議には、次の議員から欠席の届出がありましたので報告します。

欠席、澤谷淳子議員。

○井戸達也議長 本日の会議録署名議員として、小田部照議員、村椿敏章議員の両議員を指名します。

○井戸達也議長 本日の議事日程は、既に印刷して配付の第3号のとおりであります。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

○井戸達也議長 日程第1、一般質問を行います。
前例に従い、通告順に発言を許します。
古田純也議員。

○古田純也議員 一登壇一 おはようございます。
志誠会の古田純也でございます。
通告書に従い、質問させていただきます。

地球温暖化の影響なのか自然変動のせいなのか、近年冷涼であるはず、この網走でも私の調べでは2021年7月、気温が25度以上の日は21日間、30度以上の真夏日が4日間あり、7月28日には35.1度の猛暑を記録しました。この期間は夏休みとはいえ自分たちの子供の頃には経験したことのないような暑さを今の子供たちは過ごしている上、新型コロナウイルス感染予防としてマスクを着用など様々な負担がかかっていると思います。

そのような中、夏季休業の期間を活用し、各校では学力向上などを目的として、様々な事業を展開しているようですが、実際にはどのような事業を実施して、その実績についてお伺いいたします。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 夏休みや冬休みの長期休業期間中におきましては、市内小中学校全校において1週間程度の学習サポートを実施しており、希望する児童生徒が学習習慣の形成や不得意な科目の克服など、自分の課題を見つけ、学校ではそれをサポートする体制を提供し、長期休業期間中に集中して取り組める学習環境を用意しているところです。

本年の夏休みにおきましては、10校で実施されましたが5校の小学校が新型コロナウイルス感染拡大防止のため学習サポートを中止し、小学校・中学校各1校が暑さのため、当初予定日程の途中で中止した状態となっております。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 学校では様々な取組が行われており、暑さにより日程を中断した学校があったことも承知いたしました。

私たち会派、網走小学校に夏休みの学校の様子を見せていただいたときも、まさにこのような暑さの真っ最中で、教室内は大人でも耐え切れないような状況でした。

このときは夏休みの中なので通常の学校運営時とは異なりますが、夏休み期間前後の通常の授業においても、このような気温になることは十分想定されます。文部科学省における学校環境衛生基準では、健康を保護し、かつ快適に学習する上で維持される

ことが望ましい温度を17度以上28度以下としています。

教育委員会ではこの学校環境の改善について、どのように考えているのかお伺いいたします。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 学校環境の改善についてですけれども、網走におきましても温暖化が進んでおりまして、以前は比較的涼しかった夏ですけれども、今年は30度を超える日も増え、夏の学習環境は以前よりも厳しい日が多くなったと認識しております。

これらのことから市教委では、令和元年度には全学校全教室に網戸を設置し、さらに令和2年度におきましては、換気のため全教室に扇風機を配置するなど、夏の学習環境の改善に努めており、今後も必要に応じて対応してまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 通常授業における暑さについての対策をしていることはわかりました。

全校全教室に冷房装置を設置するという予算や維持費を考えると、なかなか難しいと思います。そこで、まずは暑さにより体調を崩した子供たちに冷房設置のある部屋で休ませる必要があることから、全校の保健室に冷房を設置するという考えはいかがでしょうか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 冷房の設置についてですけれども、酷暑での学習や体育の授業では、体調に異変を来すことも十分あり得るものと考えられ、最近では室内での熱中症の危険性も指摘されているところです。

コミュニティセンターなどでは熱中症予防のためのシェルターとしての冷房設備を備えておりますが、これと同様の考え方で、体調を崩した児童生徒に備えて、保健室の冷房設備の設置について検討してまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 ぜひ子供たちのための改善、検討していただきたいと思います。

私からの質問は以上です。

○井戸達也議長 川原田英世議員。

○川原田英世議員 一登壇一 おはようございます。

民主市民ネットの川原田英世です。

一般質問をさせていただきたいというふうに思い

ますが、皆さんも報道等で御存じのとおりかと思いますが、これが私の最後の一般質問になるのではないかなというふうに思っております。

これまで6年間様々な提案等もさせていただいてきましたけれども、そんなことを振り返りながら、質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず初めには、多様性を認め合う社会をつくっていかないといけない、そういった点で性的少数者LGBTをはじめとした多様性を認め合う社会について、何点か伺っていききたいというふうに思います。

本件については、網走市で何度も請願、陳情があり、議会内でも議論が行われてきました。非常に熱心に取り組んでいただいていた佐藤正隆さんが亡くなりまして、もう2年の月日がたってしまっております。彼の思いを受け継いで、多様性を認め合う社会、SDGsにも掲げられている社会の実現に向けて、私たちは取り組んでいかななくてはならない、そのように考えているところです。

議会でもそういった思いを受けて、先進地である大阪にも視察に行きました。やはり、国際都市を目指す一環として、多様性を認め合う社会を早急に構築していかなくてはならないという大阪市、万博も控えているということもあり、非常に重たく課題を受け止めて取組をされているなという印象を受けました。そういった中で、議会でもその請願、陳情、採決をしたというところであります。

そういったところから、これまでの取組のちょっと状況について改めて整理をしたいと思っておりますが、一度講師をお招きして私も参加をさせていただきましたけれども、市民の皆さんに認識を深めていただくということとで事業が行われたというふうに認識をしています。それを経て今に至るまで、どのような取組が行われてきたのかなというところで、そのところを改めて伺いたいというふうに思います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 性的マイノリティーへの理解とともに全ての人々の人権が尊重され、多様性を認め合う、こうした意識の醸成を図るため、これまでに校長会、女性団体、町内会、社会教育団体、労働組合から推薦された委員5名と一般公募の委員5名、計10名で構成する男女共同参画プラン推進会議におきまして意見交換を進めながら、公式サイトや広報紙での特集記事の掲載や、今、議員からお話のありました当事者を講師に招いての講演会の

開催など、知識や理解を深める取組を進めているところでございます。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 取組を進めている最中ということで、コロナ禍ということもあってなかなか市民に対して、こういった多様性を認め合う社会についての認識を深めていただくということが難しいという背景もひとつあるのだというふうには思っていますが、そこも含めてやっぱりしっかりと取組を前に進めていただきたいと思います。

特に、請願、陳情であったのは、パートナーシップ制度の地域での取組であります。

これまでの本当に網走市として前進してきたのは、佐藤正隆さんが取り組んでこられた成果だと思いますし、本当にその点で心から感謝を申し上げたいというふうに思います。

そういったところを思いながら、今後パートナーシップ制度、どのように進めていくのかということとを伺いたいというふうに思いますが、基本的な考え方と今後の方針について伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 パートナーシップ制度は大都市を中心に100を超える自治体が制度化しており、パートナー証明、これにより、主に公営住宅の入居要件を満たす取扱いがなされるほか、現在では民間によるサービス提供も少しずつ増えてきている状況と認識をしております。

制度の導入に当たっては、地域における制度に対する理解の促進や、個人情報保護、サービスの内容、手続、それから相談体制など、様々な観点での慎重な議論と準備が必要だと考えております。

現在、北見市におきまして、パートナーシップ制度の導入に向けて検討が進められておりますので、こうした動きを参考にしながら、また本市の男女共同参画プラン推進会議におきまして、制度に対する御意見も頂きながら研究を進めてまいります。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 研究を進めていくということですが、北見では先にのろしが上がったというところで、僕は方向性だけでも一日も早く示していただきたいと思います。

もういつまでも研究しているとか、そういう段階ではないので、まずは方向性を示して、それから研究していくものだと思います。ですので、もう一歩、二歩進んだ取組を、これは国際的にもやはり

重要な観点だというふうに思いますし、観光都市としての網走として、やっぱりまず一步前に進むのだというところの意思を示していただかなくては、全体的に前に進まないと思うのです。検討するというのはわかるのです。だけれども、何に向かって検討するのだということを発信して行ってほしいというふうに思います。それがないと検討できない、検討しても、いつまで検討してるんだという話になりますし、北見さん何か動いてきたからそれに合わせますとか、それを結果を見てから考えますではないのですよね。網走市としても意思をしっかりと持ってほしいということです。

そういったところで、なかなか進んでないような気がして受け止めていたのです。なので、今回これを伺いました。やっぱり大切な価値観だというふうに思っています。そこで、多様性を認め合う社会に向けて、今いろいろと言いましたけれども、今後の取組について伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 社会における多様性、人種、性別、性的指向、言語、宗教、障がいの有無、文化など様々な違いがありますが、違いを肯定し、受け入れ、多様な人々が互いに認め合い、一人一人が個性や能力を十分に発揮できる社会の実現が求められていると認識しております。

これまでの取組を継続しながら、新たに職員向けガイドブックの作成や啓発チラシの配布などに取り組みとともに、学校教育、社会教育、福祉など、庁内の関係課とも情報共有、連携を図りながら、多様性を認め合う意識の醸成に努めてまいります。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 わかりました。

最後に市長にも伺おうと思っていましたけれども、それは本当の質問の最後にもらいたいと思っておりますので、次に移ります。

次に、市の職員の賃金や雇用環境についてということで伺っていきたいのですが、先日、新聞の記事に目が留まりまして、その内容が、東京都内の一部の自治体といっても相当な数の自治体数が並べられてましたけれども、自治体で公務員の方の初任給が最低賃金を下回っているというような報道でした。これは大変なことだと思って受け止めていたのです。

それで、まずは網走市の状況について伺いたいと思っています。また併せて、市の状況というこ

とで会計年度任用職員の方の状況についても、最低賃金を下回っている状況にはないのかどうか、まずこのことを確認したいと思います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 今、議員お話の件ですが、初任給が最低賃金を下回る自治体が一部あるという報道です。東京都など、民間賃金の高い地域に勤務する職員には、基本給に加えて、その賃金水準を反映するため地域手当が支給されております。この支給割合が特別区や市町村によって異なることから、一部の市町村で最賃割れを起こしているとの内容だったと承知しております。

なお、地方公務員の給与につきましては、地方公務員法の規定で最低賃金法の適用が除外されていることから、最低賃金が公務員の給与に直接的に影響を及ぼすものではないと考えているところです。

状況ですが、当市の場合では、地域手当の支給対象地域ではありませんが、初任給におきまして、北海道の地域別最低賃金を上回っております。また、会計年度任用職員についてですが、こちらにつきましても地方公務員法の規定により最低賃金法の適用を受けることはありませんが、正職員同様、北海道の地域別最低賃金を上回っているところでございます。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 わかりました。

その最低賃金という枠組みが自治体職員、公務員には当てはまらないということなので、逆に言うと、そこをしっかりと管理していかないと、最低賃金がどんどん上がっていくでしょうし、今の世の中の流れだと、私たちも要求していますけれども、1,000円は少なくとも北海道も超えて行ってほしい。もっともっと最低賃金を上げる必要があるのではないのかというふうに考えていますので、そういうふうになってくれば、柔軟にそこは最低賃金が上がるのに合わせて市の職員の給料の在り方自体を考えていかなくてはならないと。セットで考えていかなくてはならないのだけれども、今の答弁でいくと、当てはまらないのということだったので、そこはまた別の考え方があるのかどうなのかということなのですね、疑問がですね。なので、伺いたいのですけれども、この賃金の在り方とか考え方というのは基本的にはどのように認識をしているのかお伺いします。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 現在、民間準拠を基本とする国家公務員の給与勧告に準じて見直しをしているところがございます。

この最低賃金の状況も引き続き注視しながら、適宜見直しを図ってまいります。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 適宜見直しを図っていただきます。わかりました。

それで、ちょっと別の視点で一つ伺いたいのが、この近年、僕がちょうど高校を卒業したあたりからなのですが、非正規職員、派遣職員などというものがだんだんだんだんと増えてきて、その割合は年を追うごとに増えてきています。どちらかというと、最初は若い人たちの新しい働き方という受け止め方だったのですが、今では逆にそれがもう主な働き方、若い世代だけではなくて、高齢の方も非正規職員というような社会になってきて、世の中のバランスが相当崩れてきている要因はここにあるのだろうと思っています。

自治体においては、そういったことでいくと、会計年度任用職員という形になってくるのだというふうに、一部はですね、全部が全部そうとは思いませんけれども、非正規な職員という扱いとなってくると思うのですが、そこで、これも年々増えていっているのではないかなと思って、以前にも聞いたのですが、現在の状況を確認したいのですが、現在の職員に対する会計年度職員の方の割合というのはどのようになっているのでしょうか。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 令和3年4月1日現在の正職員数は352名、会計年度任用職員は217名となっており、全職員に占める会計年度任用職員の割合は38%となっております。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 わかりました。

他市の状況等も把握していると思うのですが、その38%という数字、どのように受け止めているのでしょうか。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 こうした指標につきましては、一般的に公表されておりませんので一概に比較はないですが、当市の事例で申し上げますと、平成28年4月1日現在で232名で、このときが39.9%、現在が先ほど申しました217名で38.1%、現状として今年の4月1日はコロナの対策で会計年

度任用職員を雇用しているというのがありますので、これを除けば207名で37%ですので、その割合は少し幅としては小さいですが、形としては減少傾向にあると考えております。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 わかりました。

自治体によっては50%などというのも一部報道で出ていたこともありますし、徐々に徐々に自治体の中でも、言わばブラック公務員などという言葉も何か一部出てましたけれども、徐々に徐々に働き方が変わってきているなという認識で受け止めています。

しかしながら、それを大きく変えるというのはなかなか現状では困難ですので、どのように社会の在り方を考えていくのかということ、基本的な意識を持っておかなければいけないというふうに思うのですが、それと同時に今の学校給食などをはじめとすると、会計年度任用職員の方の職場の環境の在り方とかも非常に改善が求められるところが多いのだというふうに思っています。

その現場現場、会計年度任用職員の方たちの働く場所というのはそれぞれ多種多様ですから、一概に一つ二つのルールだけで押し込んでいくのは、これ雇用の改善だとか環境の改善につながっていかないと思うのです。ですので、これまでの議論でいくと、兼業についての可否についてもいろいろな定めがあったりだとか、あとは定年の在り方も、これも果たして今のままでいいのかだとか、様々な課題を並べて改善をしていく必要があるのではないかなというふうに思っているのですけれども、それについて見解を伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 今、議員お話のとおり、会計年度任用職員の雇用に当たりましては、職種や職場に応じた考慮も一定程度必要と考えております。

初めに兼業につきましては、勤務時間の上限などの条件はありますが、届出によりこれを認めております。

それから、お話のありました定年につきましては、今年6月、職員の定年を段階的に引き上げ65歳とする改正地方公務員法が公布されたところですが、会計年度任用職員は一会計年度を上限に雇用する非常勤職員に該当いたしますので、定年という概念はございません。このため、職員の募集に当たっ

ては、法令によって年齢制限を設けることができません。職務の遂行に必要な能力を有すると認められる場合は、年齢に関わりなく勤務することが可能となっております。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 その認識はちょっとなかったものですから、年齢にかかわらず雇用することが可能と。でも、募集だとかそういうのは年齢縛ったりとかしているのですよね。そういう状況にはありませんか。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 年齢の制限はしてございません。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 わかりました。

では、それで年齢制限は特にしなくて募集をしていて、該当する方であればそれは働けるという状況にあるのですね。ちょっと僕の聞いている話とちょっと違うのだなと思って。では、働けるよという方でも働いてない方は自主的にそういった募集があっても応募していないとか、そういう状況にあると。別にはねられたりとか何だりしているわけではないということの認識でいいのですね。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 採用に当たりましては、それぞれ面接などを実施をしております。条件、募集する際は年齢制限は設けておりません。結果的にその方がその職種に当たることができるか、そういう採用についての判断をさせていただいておりますので、全て募集者を雇うというか、そういう考えではございませんので、そこは御理解いただきたいと思えます。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 わかりました。

僕のほうに話が来ていた方は、もう加齢だからもうこの現場では働けませんねと言われて辞めたということで、でも私はまだまだ働けるのですという話を伺っていたものですから、あれ、ちょっとそういうことなのだなと思って、ちょっと認識が違ったかなと思っています。

もう少し話を詳しく聞いてみないとわからないのですけれども、そういったふうに受け止められているのであれば、そういったところもないように改善していかなくてはいけないのかなというふうに思います。

マンパワーが地域で足りなくなっている、どこの民間企業も人手不足に苦しんでいるという状況にあります。そういった中で、やっぱり地域全体を含めて自治体は変わっていかなくてはいけない時代なのだろうなというふうに思っていますので、その点、今、内容、答弁いただいてわかりましたので、その視点を持ってもう少し親身に会計年度任用職員の人たちが働きやすい環境改善をぜひとも図っていただきたいというふうに思います。

それで、最後の質問に移りたいというふうに思うのですが、これからのまちづくりについてということで伺いたいというふうに思います。

最後の質問と最初に言ってしまったのであれですけども、そんなに深く何かを追及するとか、そういった思いは今回の質問ではなくて、大きな方向性を聞かせていただきたいなと思っていました。ですので、これからのまちづくりについてということで伺っていきいたいというふうに思います。

網走というのはやっぱり大きな可能性、潜在的価値がたくさんあるというふうに思っています。そう思って帰ってきたのです。失礼しました。

生まれ育った町に帰ってきて、まだ10年もたっていないわけでありましてけれども、こうしてこの愛する町の議員として……、失礼しました、取り組むことができたこと、大変光栄に思っています。それで、僕が帰ってきた理由は、やっぱり可能性がすごくたくさんあると思っていたからです。都会で暮らして、国会議員の秘書もやりながらでしたけれども、やっぱり何か物足りなさを感じていました。というのは、そこに何というか、僕も魚屋のせがれで育ってましたから、何か食とかそういった命につながる部分が見えない、スーパーに行けば魚も売っているし食品は何でも売っているのですけれども、そこにリアリティーを感じなかったのですね。やっぱり命というものは、食があって、そして環境豊かな自然があって初めて輝くものだ。そういった可能性を持っている地域だと、生まれ育った町は。だからこの町を何とかしたいと思って帰ってきたわけです。

帰ってきて見てみると、本当に可能性はたくさんありました。しかし、消えゆく可能性があることも感じたのは事実です。だから、議員になるという決断もさせていただいて、これまで皆さんとる議論をさせていただいてきました。そういった中で、その認識を皆さんでやっぱり共有していかなくてははい

けない。何しろ過去にない少子高齢化、人口減少に苦しむ地域であります。地域を、未来をつくっていかなくてはならない。

そういった観点でまず教育長に伺いたいと思いますが、この地域の生かし切れていない魅力や大きな可能性について、どのように認識をしているのか。そして、潜在的にあってまだ生かされていない可能性はどのようなものがあるのか。そして、それをどのようにこれからの教育行政の中で生かしていきたいと考えているのか。

学校給食等について様々な議論をさせていただいてきた中ですが、そういった点も含めて、どのようなこれからの教育行政を描いているのか伺いたしたいと思います。

○井戸達也議長 教育長。

○岩永雅浩教育長 ー登壇ー 川原田議員の御質問にお答えをいたします。

今後の教育行政の推進についてですが、私たちは先人たちが幾多の困難を乗り越えて築き上げてきたまちの歴史や文化、これを継承し、新しいまちを創造していくために、次の時代を担う人づくりを進めていく責任を持っており、網走市の教育の目指すべき姿を教育目標に定めているところでございます。

網走市には、お話のとおり様々な魅力ある資源があり、自然や気候・景観・文化・歴史そしてひと・もの・まち、それぞれが魅力にあふれ、人を引きつけており、さらにこのまちには、私たちがまだ気づいていない、気づけない魅力をも秘めていると考えています。

そのような環境の中で、子供たち一人一人の夢を大切にしながら、明日を開く生きる力を育むとともに、誰もが生涯を通じて学習や文化・芸術・スポーツなどに親しむことができ、地域を生かした様々な交流により豊かな人間性を育むまちを目指しております。

一方で、人口減少に歯止めがかかりません。また、ソサエティ5.0時代が到来をし、社会の在り方がこれまでとは大きく変わる状況が生じ、さらに新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、社会の変化が急激に加速度を増し、より複雑で予測困難な時代の中で、当市が将来にわたって発展していくためには様々な社会的変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となる人材を育成する教育の役割が重要になってきていると認識をしております。

す。

また、教育を取り巻く環境、情勢も大きく変化をしてきており、学校教育では、学校の新しい生活様式に基づき、持続的に児童生徒の学びを保障していく中で、新しい時代に必要となる資質・能力の育成に向けた教育の充実、地域と共にある学校づくりの実現などが求められていると認識をしております。

また、社会教育では、市民一人一人の様々な課題解決、自己実現のための生涯学習の推進と、豊かな心と創造性を持った市民自身によるふるさとづくりのための学習機会の提供、そして学習環境の整備が求められているというふうにも認識をしております。

教育委員会では、社会がどのように変化しようとも、子供たちがふるさとへの誇りと愛着を持ち、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性、そしてたくましく生きていくための健康や体力をバランスよく育んでいくことに努めるとともに、市民誰もが主体的に学び続け、学びの成果が生かされる生涯学習社会の実現を目指し、教育行政の充実・発展に尽力をしております。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 ありがとうございます。

教育行政の将来について、今、答弁頂いたのですが、教育委員会の在り方等について一つだけ最後の質問なので言わせていただくと、やっぱりこれまで見てきて感じてきたことは、あれはできない、これはできないというところが目立ってきて伝わってしまってます、僕らにはどうしても。そうではなくて、子供のことを考えたときにどうあるべきなのかがまず最初にある、そのためにこれを挑戦しよう、あれを挑戦しようという可能性を追求した挑戦の姿勢がどうも見えなくて、現実厳しいのはわかっています。様々な課題があって、そして、いろいろな、これができない、あれができない、こんな課題があるというのを聞くとすごくわかるのです、大変だということは。しかし、目指すべきところは何かが一番ベストなのかをまず念頭に置いた上で、そこに向かって課題を解決していこうという姿勢だというふうに思っているのです。しかし、なかなかそれが、あれができない、これができないという可能性をまず最初に落としてしまって、そしてこれが現実なんですというような方向に向かっていってしまっていないかということです。なので、可能性に

ついて伺ったのはそういった意味合いがありまして、ぜひその思いを持って取り組んでいただきたいと思いますというふうに思っています。

しかし、先ほど言ったようにマンパワー等で限界がある社会です。そこは教育委員会の中だけにとどまらず議会もあわせて様々な議論を通して、よりベストな方向をぜひ導き出していただきたいと思いますというふうに思います。

そして、教育長もあくまでも市長から諮問を受けているということでありませけれども、やっぱり市長と教育長がたまにけんかするくらいでいいのではないですかね、と思っておりますよ。意見をぶつけ合って、そういったまちのほうがかっとすばらしいまちになると思っておりますので、教育長にはぜひ頑張ってくださいというふうに思います。

そして、最後の質問にします。

市長にお伺いしたいと思います、これからのまちづくり、可能性を生かしていくのだと、市長はこれまでもその思いを持って取り組んでこられたというふうに認識をしています。

しかし、この困難な時代、取り組んでいく中で、なかなか成果が出ないというところに苦しんできたのも実態だろうなというふうに受け止めています。

まち・ひと・しごと創生総合戦略もやっぱりなかなかうまくいかない、なかなか方向性があってもKPIという数字で見られると、どうしてもインパクトとしての数字が上がってこない。まちをリーダーとして走る市長にとっては大変現実とも闘いながら苦しい思いもあったことだというふうに思いますが、それを乗り越えてこれから先、またさらに未来の可能性を、まちの可能性を引き出すために取り組んでいかれることかというふうに思います。

そこで、改めてになるのかもしれませんが、このまちの持っている可能性と、そしてまだ生かし切れていないもの、それをこれからどのように生かしていくお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○井戸達也議長 市長。

○水谷洋一市長 一登壇一 川原田議員の御質問にお答えをしたいと思います。

コロナ禍を経験したことについてということは後でまた、今でいいですか。

御質問いただきまして、潜在的な価値、可能性、そしてまた、コロナ禍を経験したことに対するというような御質問を頂きましたので、答えになるかどうか分かりませんが、ちょっとお答えをさせていた

だきたいと思えます。

潜在的な価値と可能性について述べよという御質問でございました。このお題に対する立論のない中で答弁は大変難しいものがあるというふうに思っております。

潜在的ということでありませけれども、その反対語は顕在化でありますけれども、こうして表面化されていない価値についての可能性についてということについて理解をした上で、その前提で考えなければならぬのは、こうした場において潜在的な価値をお話することはまさに顕在化をさせることだというふうに思っております。顕在化をここで、その潜在化している価値というのは一体何かという定義というものが多分求められているのだろと思えます。その上で、価値と価値観の違いを申し上げるまでもありませんが、人それぞれの持つ価値と価値観というものがあれば、我々が生きていくそれぞれの社会において価値観というものが異なってくるというのは御承知のとおりだと思えます。

今こうして私たちの生きる社会の中で、まさに価値をめぐる議論の積み重ねというのが極めて重要なのだろと思っております。

コロナ禍を経験したことによる新たな可能性、地域の再発見というお尋ねもございましたが、感染症は、そのものは今に始まったことではありませんで、つい100年前もスペイン風邪といったものが大流行して世界の感染者は5億人、死亡者は4,000万人、一説には1億人とも言われ、日本の内務省の統計でも2,300万人の患者と38万人の死亡者が報告されたところでもあります。スペイン風邪はまさに世界的な流行で、どこにいても逃れる場所はなかったと言われておりました。

その当時と現在では医療と公衆衛生の違いが感染者の数を小さくしているものと、このように思いますが、感染症法に書いておりますように、感染症は多くの、多々の苦難を経験し、時には文明存続の危機にも迫りやり、人類が乗り越える悲願であると、このように書かれているくらいのものだと、このように認識をしているところでございます。

こうした中、デジタル技術の発展というものが感染症の世界的拡大のリスク回避となり、そのデジタルの技術はコロナ禍を経て、10年から20年の時間が早まったものだと、このように思っているところでございます。10倍から20倍もの時間の速度の速さ

に、私たちが生きていく社会も合わせて取り組んでいかなければならないものだと、コロナ禍によってその必要性も理解も深まったものだと、このように理解をしているところであります。

こうした認識を持ちながら、この時間の早さというものに対して、どう合わせていくのか、形を合わせていくのかというのが大きな課題であると認識をしているところでありまして、様々な分野における取組、デジタルの取組というものを進めていかなければならないと、このように考えているところでございます。

この感染症が広がる中であって、リモートであったり、ワーケーションであったりといったところにフォーカスが当てられて取組を進める時代でもあります。確かに、都会においては満員電車で揺られ、仕事場で働き、帰りはガード下で一杯飲みながらというようなことが一気になくなってしまったところでもあります。ただ、満員電車から解放されることも仕事場に行くことも、自宅で、好きな場所で仕事ができるということは本当に幸せなのかどうかということも今問いかけてられているところなのだろうと思います。自宅の仕事というのは、伺いますと、機密情報管理の厳しさから人としてのオンオフの切り替えがなかなかできないつらさというところも耳にしているところでもあります。

申し上げたいのは、どっちがどっちという問題ではなくて、両方必要のメリットを知った、私たちは知ったことであるということでもあります。まさにハイブリッドのツールとして、一つのツールとして、デジタルを私たちは持ち合わせたわけでありまして、このことは一気に顕在化した価値の表出をさせたことでありまして、様々な場面において私たちの地域において、今後この取組というものを進めていかなければならないと、こう思っております。

加えて、我が国の近代を語る上で、明治維新は欧米列強に追いつけ追い越せと中央集権、富国強兵、殖産興業を国の柱として進めてまいりました。かつてはジャパン・アズ・ナンバーワンと言われて、当時はG N Pがアメリカに次ぐ世界の2位になった国が我が国でありましたけれども、令和の時代を迎えてかつての日本の姿とは異なる形、姿というものが必要であると思っております。

地方と国の在り方について、地方が豊かになる国づくりが求められているのだと、このように思うところであります。

今後に向けては、大所高所からの議論を議員から頂けたらと、このように幸いと存じる次第でございます。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 ありがとうございます。

まさに、デジタルトランスフォーメーションとか何か横文字で言ってしまうと、なかなか難しい世界の変革というか、時代の変革なのですが、コロナが世界を大きく変えた、そしてそれは大きな地域にとってはチャンス到来だというふうに僕は思っています。

地方分散型社会を今ICT化によってつくっていく、そのことが今求められている時代なのだろうというふうに思いますし、それと同時にあらゆるものの価値観や、そして経済の流れが変革を起こしていくのだろうというふうに思います。

日本のすばらしい時代から今はなかなか厳しい時代に突入をしてもう久しいわけですがけれども、そこに未来をつくっていく視点の大きな一つがそこにあるのだろうと、私も同じ思いをしたところであります。

これから、議員辞職願いを出させていただきますけれども、これからは志は当初と全く変わりませんので、皆さんと同じ方向を向いて、まちのためにこれからは一生懸命頑張っていきたいと思っております。

どうもありがとうございました。

○井戸達也議長 永本浩子議員。

○永本浩子議員 一登壇一 おはようございます。

公明クラブの永本でございます。

私は、さきに通告させていただいた3項目について質問させていただきます。

初めに1項目めの、女性デジタル人材の育成について伺いたします。

9月1日、国のデジタル化推進の司令塔となるデジタル庁が発足し、それに合わせて6月の一般質問でも取り上げさせていただいた当市の網走市デジタルファースト宣言も発表され、大変うれしく思うところであります。今後、デジタル技術の導入などを支援するデジタル化推進参与とデジタル化の政策立案などの助言をもらうデジタルフェローを迎えて、当市のデジタル化が本格的に始動することになると期待するところであります。

6月は、AIを活用した行政のスリム化や市民サービスの向上に向けた市役所庁内のデジタル人材の育成について質問をさせていただきましたが、今回

は女性のデジタル人材の育成について質問させていただきます。

まず、当市におけるひとり親世帯について、女性のひとり親と男性のひとり親がいると思いますが、両方の世帯数の推移をお伺いいたします。

また、当市では2年ごとに女性労働実態調査を行っていると思います。これはひとり親に限ったものではありませんが、就労状況について、現在働いている女性の雇用状況と、現在働いていない女性の状況についてお伺いいたします。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 初めに、ひとり親世帯数の推移についてでございますが、各年度末における当市の児童福祉手当受給対象世帯につきましては、平成30年度が母子352世帯、父子26世帯、平成31年度が母子307世帯、父子19世帯、令和2年度が母子294世帯、父子19世帯となっており、年々減少傾向となっております。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 女性労働実態調査についてお答えをいたします。

本調査につきましては、2年に1回実施をしておりますので、令和3年度の調査年度になっておりますので、令和元年度の数値でお答えをいたします。

調査結果では、働いている女性は76.2%、働いていない女性は23.8%でした。働いている女性の雇用形態は、常用の雇用は48.3%、パート・臨時雇用は38.8%、このほか季節労働、事業主、家族従業員、派遣社員等で12.9%となっております。

働いていない女性の状況は、これまで仕事に就いたことがある方は86.7%となっており、辞めた理由として多いものとしては結婚や出産、育児による退職が全体の半数以上を占めております。

そのうち、現在就労を希望しているができないという方は66.4%おり、子供が小さい、介護を必要とする者がいる事情による方が約半数となっており、そのためと思われますが、将来働く場合、パートやアルバイトとして働きたいと希望する方が6割という結果となっております。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 ひとり親家庭に関しては、年々減ってきているということで、ちょっと安心しながら、人口減少もあるので、やはり割合的にはもしかしたらそれほど変わらないのかもしれないという思いもいたしました。

また、働いている女性の雇用状況では、パート・アルバイトが減少して、常用雇用が増加しているということで、このアンケートに答えていただいた方が40代、50代が大変多かったということもあるのかとも思っております。また、その中でも医療、福祉やサービス業の事務職や専門職、サービス、販売職が多いという状況でございました。

働く理由は今ちょっとありませんでしたけれども、生活の維持が最も多く6割以上で、女性が働くことについては子供が小さいうちは家事や育児に専念し、その後は家事や育児に支障がなければ働くことは構わない、家庭に支障がない限り働くことが望ましい、夫と家事・育児を分担して働くことが望ましいという意見がほぼ同数でしたが、令和元年は夫と家事・育児を分担して働くことが望ましいという意見が10.9%増えているということで、女性の家庭の中の在り方が、以前は女性が家事や育児をやるのが当たり前というものが結構残っていたのが、徐々に男女平等で御主人にも家事・育児の分担をしてもらいながら、自分も社会の中で働いていきたいという、そういった女性が増えてきているのかと思えました。

また、働いていない女性の雇用状況では、結婚のためが40.3%なのが、令和元年は29.0%と11.3%減少しております。結婚しても働き続ける女性が増加しているのだと思います。

しかし、出産・育児のために退職した女性は20.9%から29.8%に増えております。結婚しても働き続けていた女性がやはり出産・育児となると、職場を辞めざるを得ないという状況が見てとれると思います。仕事はしたいができないという方が66.4%で、理由は子供が小さいためが38.1%と最も多くなっております。子育てのために仕事を断念している女性が多いということだと思います。

こうしたことを踏まえまして、次に、全国的には長引くコロナ禍によって、女性の自殺者が急増し社会に衝撃が走りました。要因として挙げられたのは、女性に多い非正規労働者の失業と貧困、子育てや介護をする環境で孤立状態が深まったこと、外出の自粛や長期休校によって閉鎖的な空間での家族関係の悪化やDVなどでした。

6月11日に閣議決定された令和3年度版男女共同参画白書では、コロナ禍で女性イコールシーと不況イコールリセッションを合わせたシーセッションと呼ぶ雇用悪化が進んでいると記載されました。

また、NHKが行ったアンケート調査では、女性の26.3%、約4人に1人が解雇や雇い止め、労働時間の減少などに追い込まれ、収入が5割以上減少した女性は15.4%、男性は8.1%、女性が約2倍ということです。休業手当が支払われていないのは女性が25.6%、男性は17.6%となっております。

職を失った女性の約4割は再就職していないと答え、男性を大きく上回ったという結果も出ております。していないというよりも、できていないということが本当だと思います。

最近では、デルタ株の感染拡大が猛威を振るっており、若い世代の感染者の急増と重症化、そして回復後も後遺症で以前のように仕事ができないなど、男女を問わず別の意味での就労問題も起きてきております。

東京や大阪、札幌などの都市部に比べると、当市の感染者は少ない状況ではありますが、度重なる緊急事態宣言や外出の自粛で、観光・宿泊関係への打撃は大きく、また、飲食店のクラスターなどの影響でお店を閉めているところも多いようです。休業なのか閉店なのかははっきりしませんが、お店に対する休業手当は出ているとしても、従業員の皆さんの生活はどうなっているのか心配しているところで

す。コロナ禍による当市の女性の就労への影響について、どのようにお考えかお伺いいたします。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 コロナ禍による女性就労への影響についてでございますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、特に観光・宿泊業、飲食店は多大な打撃を受けていると認識をしております。

これらの業種では、女性が働いている割合が高い傾向が見られますので、その点を考慮いたしますと、女性の就労にも少なからず影響が出ているものと考えられます。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 私もそういった点で、そこで働いている方たちが今どうなっているのかということで心配をしております。

聞いてみると、今のところ、雇用調整助成金や休業手当などを使って解雇しないように努力していただいているところもたくさんあるようなのですが、今後、デルタ株やさらにもしかしたら新しい株の登場で感染拡大が長引くと持ちこたえられなくなった

ときに、網走市としてもいろいろな形の雇用問題が表面化してくるのではないかと心配をしているところ

です。それに対しては、市としてはどのようにお考えでしょうか。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 今、お話のありました件につきましては、そのときの状況に応じて、例えば国の政策等も注視しながら、市としての必要な対策というのは講じてまいりたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 ぜひよろしくお伺いいたします。

次に……

○井戸達也議長 永本議員の一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は11時10分とします。

午前11時00分休憩

午前11時10分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

一般質問を続行します。

永本浩子議員の質問から。

永本議員。

○永本浩子議員 次に、経済産業省委託事業の調査によりますと、日本はデジタルトランスフォーメーションの遅れにより2025年には最大で年間12兆円の経済損失が予測され、今後2030年までにIT人材の需要は最も悪いシナリオで79万人の不足と予測されております。また、スマホを使えない高齢者は2,000万人もいると言われております。

今まではデジタルイコール男性というイメージが強かったと思いますが、今後当市も含めて全国一斉にデジタル化が進み、誰一人取り残さないデジタル化を達成するためには、女性のコミュニケーション力を生かした取組が大いに期待されているところで

す。女性のデジタル人材の活躍はコロナ禍の女性の失業や貧困に歯止めをかけ、経済成長にもつながる大変重要な取組ではないでしょうか。女性のデジタル人材の必要性について当市のお考えをお伺いいたします。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 女性のデジタル人材の必要性についてであります。働きたくても制約があるために働けない女性は多いことが女性労働実態調

査でも明らかになっております。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、就労に影響を受けている女性も一定程度いるものと推察をしております。

議員お話のとおり、男女を問わずデジタル人材は必要であると認識しております。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 必要であるということで、ありがとうございます。

次に、女性のデジタル人材の育成に先駆的に取り組んできた長野県塩尻市の事例を御紹介いたします。

塩尻市は人口6万7,000人、当市の約2倍の自治体で、2010年にひとり親家庭を対象とした在宅就労支援のためのプロジェクトKADO（かどう）を立ち上げました。「かどう」というのは、KADOと書いて「かどう」なのですが、「KA（か）」というの「家」、「DO（どう）」は「働く」という意味の「家で働く」「かどう」という意味になります。

厚生労働省のひとり親家庭等の在宅就業支援事業のスキームを、一般財団法人の塩尻振興公社が活用したことを契機にスタートいたしました。家事と仕事で忙しく新しい技術を学ぶことが難しいひとり親の人たちに自立の機会を提供し、将来のキャリア形成に役立ててもらうことを目的にしました。

当時、塩尻市は人口約7万人に対しおよそ700世帯のひとり親家庭があり、収入の安定した仕事を確保してもらうことが重要な課題として掲げられていました。市は撤退してしまった大型商業施設内に事務所を構え、KADOに登録したワーカーにはパソコンの基本操作やテレワークに必要なスキル習得の研修施設、学習プログラム等を準備、文書作成やホームページの制作・更新などができる人材を育成、2年後には内閣府の地方創生先行型交付金や総務省のふるさとテレワークのための地域実証事業を活用して、対象を働く意欲はあるがフルタイムでの就労が難しい子育て中の女性に枠を広げ、一つの仕事をディレクターと言われるリーダーの下に数名のワーカーでチームをつくり、チームとして仕事を受けて仕事をワーカーに分配し、例えばAさんは週3日1日4時間、Bさんは週二、三日1日四、五時間など、それぞれのライフスタイルに合わせて好きな時間に好きなだけ働ける仕組みを構築。さらに、対象を障がい者や介護者等にも順次拡大し、現在約500

名の時短労働希望者が個人事業主の自営型テレワーカーとして働いており、その7割以上が子育て中の女性たちです。コロナが発生した昨年は1年間で約100人登録者が増えたそうです。

全国的にもコロナ禍で一気にテレワークが進む中、在宅だけではストレスがたまってしまいうことがわかってまいりました。が、塩尻市はコロナ以前から在宅のテレワークとコワーキングを組み合わせる形で事業を推進。こうしたデジタル人材育成の取組は、全国からも注目されており、すばらしい取組だと思います。

当市にも働きたいけれどもフルタイムは難しい、好きな時間に好きなだけ働けるなんて、こんな働き方があるとは思ってもいなかったという方はたくさんいるのではないのでしょうか。

塩尻市と同じやり方はできなくても、当市でも女性のデジタル人材の育成に取り組んでいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 女性デジタル人材育成の取組についてでございますが、議員お話のとおり、KADOはひとり親家庭支援として立ち上がりましたが、子育て等の理由によりフルタイムで働くことが難しい方が子育ての合間など都合のよい時間帯に希望する時間だけテレワークで働くことができるという点や、個人ではなくチームとして仕事を行うことで、スキルのレベルに合わせた仕事の分担ができ、また、休暇も取りやすくなるという点から大変参考になる取組と思われま。

働きたいけれども制約があり働けないという方が柔軟に働けるような体制を構築することは重要なことだと考えており、その中で、デジタル人材の育成は検討していく必要があるものと考えます。加えまして、育成後の就労の在り方も課題になってくるものと思われま。

デジタル人材育成に当たっては、情報収集を行い、今年度新たに就任いただくデジタル化推進参加及びデジタルフェローからアドバイスを頂きながら、女性に限らず男性でひとり親の方や障がいを持つ方などを含めた取組について研究をしてまいりたいと思いま。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 塩尻市のほうでも、女性が7割、8割ですけれども、本当に男性の方もいたり、障がい者でもどうしても障がい者の施設、作業所は現業

職が多くなるけれども、中にはパソコンとかそういう類いが得意な方もいらして、そういう障がい者も今は働いているということで、ぜひ検討していただければと思います。

そしてまた、先ほどの女性労働実態調査の中にも、仕事と子育ての両立をしやすい職場環境を望む声、またパソコンやスカイプ等を使って在宅で可能な仕事が増えてほしい。また、マザーズハローワークを設置して女性向けのハローワークを充実させてほしい等の、これ網走に住んでらっしゃる方たちから声が寄せられておりました。こうした声を寄せてくださった方々は塩尻市のような、女性のデジタル人材の育成には大賛成なのではないかと思っておりますので、ぜひ御検討いただきたいと思っております。

今、国も「コロナ対策の中心に女性を」と銘打って、ひとり親家庭の自立や女性のデジタル分野の職業訓練等に力を入れ、様々な支援策を打ち出しております。例えば厚生労働省では、ひとり親家庭自立促進パッケージを策定し、訓練受講中の生活費を月10万円、修学の最終年限1年間はさらに4万円を加算し14万円に、対象は1年以上の訓練を必要とする看護師や保育士、介護福祉士などの国家資格の取得のみでしたが、これが1年以上6か月に短縮して、国家資格のみを民間資格でもオーケーということになりました。デジタル分野等の民間資格の取得でも月10万円の生活費をもらえるようになりました。

また、新規に訓練中の住宅費も支援されることになり、訓練期間中は月4万円の住宅費が無利子で貸付けを受けることができ、訓練終了後に安定的な就労につながった場合は1年後に償還免除になります。

また、無料で受講できるデジタル分野の職業訓練はデジタル未経験者でも受講でき、月10万円の給付金を受けながらスキルを身につけ、ハローワークが求職活動をサポートしてくれます。修業形態もコロナ禍に合わせて通信制の利用も可能になっており、このほかにも様々な支援策が打ち出されております。

こうした情報をいち早く周知、啓蒙して、ひとり親家庭の皆さんや自立を目指している方々が各種施策を受けやすくすることが大切だと思います。

ひとり親家庭の皆さんや自立やスキルアップを目指している方々には、現在どのように周知されているのでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 ひとり親家庭への制度の周知についてであります。離婚の相談や手続に伴う来庁の際、手当や給付金などの各種制度をまとめた一覧を参考に御説明させていただくとともに、情報につきましては、市ホームページにも掲載をしているところでございます。

また、資格取得や貸付金などにつきましては、個々の状況で必要とする支援が違うものですから、詳しく御本人から情報などをお聞き取りをし、相談された方の希望に沿えるよう情報提供を行っているところでございます。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 ひとり親の方に関しては、役所での様々な手続とか、児童手当とか頂いたりとかということがあるので、行政とつながりやすいということはあると思います。ぜひこういう新しい、いろいろな施策を紹介していただきたいと同時に、ひとり親家庭ではない子育て中であつたり、介護中であつたり、また障がい者の方でもそういった仕事をやってみたいという方に、今後はどうこういった施策をつなげて利用していただけるかということが問題になるかと思いますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 厚生労働省からひとり親家庭への支援施策の積極的な周知・広報についてといったことで通知がございまして、ひとり親支援施策の積極的な勧奨、またハローワークとの連携ですとか、あらゆる機会を通じた周知徹底、こういったことが示されておりますので、市関係部署はもとより関係機関と連携をした周知に努めてまいりたいと考えてございます。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 子育て支援課だけではなくというところがちょっと大事なところになるかと思っておりますので、各課で連携を取りながら進めていただきたいと思います。

先ほどの当市の女性労働実態調査の中でも、現在働いていない女性が就職のために取得したい資格で最も多いのが、総合事務関係のパソコン関係等、続いて医療介護の資格となっております。また、約8割の方が資格に関する補助、支援制度があれば活用したいと答えております。そうした方々に今後国からは多分様々な支援策が国を挙げて出してくると思いますので、欲しい方たちに的確にその内容が届

くようにぜひ積極的な取組をお願いいたします。

一方、塩尻市では、ワーカーに提供する仕事の確保は市が100%出資して立ち上げた塩尻振興公社が行ってきました。立ち上げ当初は官公庁や地元企業を回っていましたが、自分たちが学習プログラムで準備した業務に対するニーズは少なく、また地元企業との競合などで思うように仕事を確保することはできなかったそうです。

立ち上げから5年間はマーケティング調査や企業のヒアリングを行い、試行錯誤を重ねる中、2016年、県外の名古屋市の輸送機器メーカーから受注を受け、全く未経験の仕事を、三次元の道路地図をつくるという仕事だったようなのですが、この仕事をスタッフ全員が一から学び直し業務内容を分析して、ワーカーに仕事を分配し、数か月かけてやり遂げたことから、発注者側のニーズをつかみスキルもアップ、低コストで品質の高い成果物を提供できるようになったことで企業からの業務依頼が来るようになり、今では東京と名古屋に出張所を設けているそうです。

都市部では人件費が高いため、どこにいてもできる仕事は人件費が安い地方にアウトソーシングしたいという都市部企業からのニーズをつかみ、発足当時の2011年の受注金額は約200万円でしたが、2015年には1,000万円になり、2020年には約2億円にまで成長したとのことでした。

このように、クラウドソーシングとテレワーク、コワーキングを組み合わせた官民連携による塩尻市オリジナルの地域就労支援モデルが出来上がり、コロナ禍でも感染リスクを避けて安心して仕事ができているということです。

また、塩尻市振興公社が受注した仕事は、市内のワーカーはもちろん、全国10自治体のテレワーカーや地域事業者にも分配され、その中には北海道美唄市の地域事業者も含まれているとのことでした。

こうした取組をきっかけに、都市部のクライアント企業の社員の移住やワーケーション、またクライアント企業の現地オフィス開設などで企業誘致につながる可能性もあります。実際に美唄市には1人が移住されて、東京の企業の方が移住されて、そこで仕事を行っております。

網走市も都市部企業との連携によるアウトソーシングができれば、デジタル技術を習得した女性が働ける雇用環境が広がり、移住や企業誘致に結びつけば、人口減少、雇用の創出、経済の活性化など、当

市が抱える課題解決への道も大きく開かれるのではないのでしょうか。

もちろん簡単にできることではありませんが、そうした視点に立って市の将来を展望し、女性がさらに活躍できる時代を開いていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 都市部企業との連携によるアウトソーシングについてでございますが、デジタル化の推進により、議員お話のとおり、クラウドソーシングやテレワークなど多様な働き方が可能となり、子育てや介護など制約のある方にとっても就労の選択肢が広がるものと考えます。

塩尻市をはじめ、このような取組を行っている企業からもお話を伺っており、いろいろな取組があるという認識でおります。

まずは、できることからいろいろと取り組んでまいりたいと考えてございます。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 私も美唄市がやっているということを知り、ちょっと意を強くしたというか、今は受けている側ですけども、美唄市の場合は今民間企業を中心となって、このKADOからだけでなく地元とか道内企業にも枠を広げて仕事をもらっているという状況だそうです。

こうした取組はこのデジタルファースト宣言でうたっている関係人口の創出にもつながりますし、農大生が卒業後も網走で仕事ができる環境につながったり、また、高校卒業後もスキルアップしてやりたい仕事が地元でできるという希望にもつながります。また、ひとり親家庭や子育て中のお母さんがスキルアップをして自分の仕事に自信を持ち、また収入もアップするというのが、家庭の中にも、子供たちの元気、希望にもつながってくるのではないかと思います。

先ほどもおっしゃいましたが、デジタル化推進参与やデジタルフェローも迎えるわけですから、その方たちにもアドバイスを頂きながら、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、次の質問に移ります。

次に、2項目めの18歳成年に向けた消費者教育について質問させていただきます。

皆様も御存じのとおり、来年4月から成年年齢が18歳に引き下げられます。これまでも二十歳になると就職やアルバイトなどで収入が入り、自分で自由

に使えるお金ができたり、クレジットカードも自分の名義でつくれるようになることなどから、様々な消費者トラブルが増える傾向がありました。が、これが18歳で成年になると、二十歳よりもさらに社会経験が少ない18歳や19歳の若者の消費者トラブルが増えるのではないかと危惧されるようです。

北海道立消費生活センターによりますと、当センターに寄せられた16歳から23歳までの若者の相談件数は、年齢が上がるにつれて増える傾向がありますが、特に18歳以上の相談件数が多く、ここ数年は300件以下で推移していたのが、2020年度は前年度の約2倍の511件に急増したとの報告がありました。

トラブルの内容は、SNSを利用する中で、画面に表示される広告からサプリメントなどの詐欺的な定期購入契約をしてしまったケースが急増しているとありますが、当市の若者の消費者トラブルの現状はどうなっているのでしょうか。相談件数の推移と内容についてお伺いいたします。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 当市における若者の消費者トラブルの現状についてであります。令和2年度の消費者相談室における相談件数160件中、二十歳未満の相談件数は5件の3.3%となっております。

二十歳未満の過去5年間の相談件数は、平成28年度から平成30年度は年間各1件、平成31年度はございませんでしたが、令和2年度は先ほどの説明のとおり5件と増加しております。

相談内容といたしましては、車やバイクなどの中古車販売や通信サービスに関連したトラブルの相談となっております。

若者の消費者トラブルにつきましては、成年年齢の引き下げなども加わり、今後は北海道立消費生活センターの相談件数の傾向と同様に増加傾向が考えられるところであります。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 5件という数字は一見するとちょっと少ないように見えますけれども、確実に増えているということと、相談件数がそのままトラブル件数ではない、相談に至らない件数もたくさんあるのではないかと思います。

平成30年12月の一般質問でも、息子さんがネットの中古車販売の詐欺に引っかかって、親に内緒で70万円もの借金をして支払ってしまったとの御相談を

受けまして、すぐに消費者協会を紹介しましたが、相手先の会社は既にネット上から消えていて、もうどうすることもできなかったという事例を聞いて、ネット詐欺への対策をお願いした経緯がありましたが、その後若者の消費者トラブルを回避するために、市としてはどのような取組をしてきたのか、その取組状況をお伺いいたします。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 トラブルを回避するため、市の取組についてでございますが、若者を含む全市民を対象とした取組としては、平成31年度から北海道の消費者行政強化事業補助金を活用して、FMあばしりでの特殊詐欺啓発ラジオコマーシャルの放送を実施しているほか、令和2年度には令和4年4月の成年年齢の引き下げを見越して、成年年齢変更啓発チラシを作成し、市内全高校生、東京農業大学新1年生に配布し、啓発を行ってきたところでございます。

チラシの内容といたしましては、成年年齢が18歳に引き下げられることにより、18歳になったらできること、二十歳になるまでできないことを掲載するとともに、若者に多い消費者トラブルの内容紹介やクーリングオフ、契約解除の制度ですけれども、の説明、新型コロナウイルスに便乗した悪質商法への注意喚起などの情報を記載し、周知啓発に努めております。

また、学校からの要請により、消費者協会の専門相談員と市職員にて、消費者トラブルの内容紹介などをテーマに出前講座も行っているところでございます。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 様々な取組をしていただいていることはよくわかりました。

その中でも、学校への出前授業が私としては最も効果的なのではないかと思います。これまでは未成年の若者が消費者トラブルに巻き込まれても、未成年者取消権を使って契約を取り消すことができましたが、来年の4月からは18歳、19歳でも契約を簡単に取り消すことができなくなります。また、この機会に若者にターゲットを絞った悪質業者に狙われることも十分考えられます。こうしたトラブルに巻き込まれて人生を狂わすことのないように、小中学生のうちから消費者教育に取り組む必要があると思っております。

また、コロナ禍でもあり、学校側からの要請がな

いとなかなか難しいとは思いますが、学校教育部とも連携して、校長会等の議題に入れていただいたり、出前授業の実例報告を紹介して、学校側から要請してもらえるように働きかけることも大切ではないでしょうか。

また、このチラシ本当によくできているなとも思いました。せっかくいい内容ですが、もらったけどそのまま右から左に置いていかれてしまったりとか、内容を全部読む人がどれだけいるかなということ考えたときに、やはり言葉を通して訴えていくことが大事なのではないかと思しますので、入学したときの東京農大のオリエンテーション等でパンフレットの配布とともに話をさせてもらうなど、積極的な取組をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 学校との連携した取組についてでございますが、令和2年3月に策定された第3次北海道消費生活基本計画においても、あらゆるライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進が掲げられており、若年層を対象とした新たな消費者教育の取組は必要と認識しているところでございます。

当市においては、例年老人クラブや高齢者ふれあいの家などで消費生活に関する出前講座などを実施しておりますが、消費者被害防止のためには、小中学生のうちから消費者教育に取り組むことが重要であるものと認識しておりますことから、引き続き小中学生を対象とした取組の充実に努めてまいります。

また、高校生、農大生に対しても、成年年齢の引き下げに合わせ、若者が気軽に消費者相談室に問合せができるよう、困ったときや不安なときは一人で悩まずに相談ができる場所があることの周知を含め取り組んでまいります。

引き続き、関係機関と連携し、消費者教育の周知・啓発を図ってまいります。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 18歳成年という、この機会に国も挙げて、こういった消費者トラブルを防ぐ施策をいろいろとまた出してきてくれると思いますので、そういった内容を素早くキャッチをしながら取り組んでいただきたいと思います。

また、先ほども言いましたけれども、網走市の消費者協会の方も相談件数が少ないからといって、ト

ラブルが起きていないわけではないとおっしゃっていましたが、誰にも相談できずに悩んでいる若者や私に相談があったケースのように、親に内緒で借金をして結局勤めていた会社を辞めて夜のお店に仕事を變えてしまったということがありました。こういった若者もこれから多くなるのではないかと心配をしております。

特に今の若者は、電話で話すよりLINEなどのSNSを使うことが多く、ましてどんな人が電話に出るのかわからない消費者協会に電話をするのはかなりハードルが高いのではないかと思います。SNSを活用した相談方法も検討が必要ではないかと思いますが、この点もいかがでしょうか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 若者が消費生活相談をしやすくするためのSNSなどを活用した相談方法の検討についてでございますけれども、議員の御指摘のとおり、メールやSNSなどを活用したほうが相談しやすいといったこともあると認識しておりますが、一方で課題としては、消費者への助言や事業者との交渉を行う上で、詳細な事実確認が必要となります。対面や電話で直接相談者に聞き取る場合に比べ、メールやSNSでは十分な情報が得られづらいといった場合も想定されます。

結果として、解決までに時間を要し、場合によっては相談期間中にクーリングオフ期間を経過してしまうケースや、またメール自体が届かないといったトラブルも想定されています。

北海道でもインターネットによる相談を受け付けているのは、道立消費者センターや札幌、恵庭などの一部のセンターのみで、聴覚障がい等に限定したものとっております。

さらに、消費者生活相談につきましては、各自治体とも原則その自治体に居住している方を対象としており、メールやSNSによる不特定多数の相談者に対応するのは難しいことも課題として挙げられております。このようなことから、全道、全国的にも消費生活相談をメールやSNSを活用して実施している自治体は多くないのが現状でございます。

今後は国においても、消費生活相談のデジタル化を検討しているとのことから、当市においても国の動向に注視してまいります。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 私も最後の解決に至るためには、直接のやり取りが必要だということは同感でござい

ます。ただ、最初の取っかかりとしてのSNSのような活用は有効だと思いますので、今、部長もおっしゃいましたが、国全体がデジタル化に向かう中で、そういった手法も整ってくるのではないかと考えておりますので、ぜひ注視しながら網走市にも取り入れるものはぜひ取り入れていただきたいと思います。

それでは次に、ちょっとつながりがありますけれども、3項目めの金融リテラシーについて質問させていただきます。

金融リテラシーとは、金融に関する知識や情報を正しく理解し、主体的に判断することができる能力をいいますが、昔と比べて金融商品が多様化、複雑化し、投資詐欺商法なども多発する中、金融リテラシーの重要性はますます高まっているといえます。

また、今回のコロナ禍もそうですが、急速な技術の進歩や気候変動等により、将来の予測が困難な時代の中、人生100年時代を生き抜いていくためには、一人一人が主体的に考え動く力、すなわち生きる力が必要になり、そのために生涯の生活を設計する力が求められていると言われております。

こうした時代背景の中、来年2022年4月から新学習指導要領に基づいて、高校の家庭科の授業で金融教育がスタートいたします。先ほどの質問で取り上げたとおり、成人年齢が18歳に引き下げられることから、若者が金融トラブルに巻き込まれないようにするためにも大変重要な取組だと思います。

しかし、日本の学校における金融や投資教育は他の国に比べて大変遅れていると言われており、教える側の教師をはじめ、今、私も含めて今の大人たちの時代にはなかった授業なだけに、果たしてきちんと教えることができるのか、少し心配でもあります。また、学校の授業の中で、投資信託を含む基本的な金融商品の特徴や資産形成について学べるのはうらやましい反面、少し学校で教える内容として違和感も覚えております。

教育委員会としては、この金融教育についてのどのような認識をお持ちなのか、また準備状況等も併せてお伺いいたします。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 金融教育についての認識ですけれども、金銭に関する教育として、お金や金融の様々な働きを理解し、それを通じて暮らしや社会について考えていく金融教育や、一人一人が自立した消費者として豊かな消費生活を営む上での消費者

教育は重要であると考えおります。

義務教育の段階におきましては、中学校の社会科や家庭科の中で、市場経済の基本的な仕組みや金融の仕組み、売買契約の基礎や金銭の使い方、消費者の役割、金銭管理の必要性等について学習することが学習指導要領に示されており、各校においては発達の段階に応じた指導を行っております。

中学校の社会科では、金融の働きについて株式や投資等の仕組みや目的、権利、役割等について学んでおります。また、家庭科では、購入方法や支払い方法の特徴がわかり、計画的な金銭管理の必要性について学びますが、令和3年度から使用している教科書においては、クレジットカードやプリペイドカード、スマートフォンなどの電子決済等についての仕組みやメリット、デメリットについて学ぶだけではなく、それらを利用することでのトラブルやその防止等、消費者被害についても学習することとしており、消費者の権利だけでなく責任も併せて学ぶこととしております。

小学生では、学習指導要領とは離れますが、社会教育においてエコーセンターで開催している「あばしりまなび塾フェスティバル」の子どもフリーマーケットでは、子供たちに物の売買という生活体験を通して、必要なものと欲しいものを区別して計画を立てて買物をすることや、社会の仕組みや物の価格を学ぶことを目的に実施しております。

今後も児童生徒が自分の暮らしや社会、生き方について深く考え、より豊かな生活やよりよい社会づくりに向けて主体的に行動できるよう高等学校における学習を見据え、他教科等との関連を明確にして系統的・発展的に誘導ができるよう努めてまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 もう既に様々な形でそういった教育が行われているということで、私も教えてもらえればうれしいなと思うような内容もありました。

この金融教育については、文部科学省だけでなく金融庁や小中高、それぞれの年代に合わせたドリルや動画、クイズやゲームなどの啓蒙教育教材を紹介しております。例えば小学生に大人気の「うんこドリル」と金融庁がコラボした「うんこお金ドリル」や中高生向けの「基礎から学べる金融ガイド」、高校生向けの授業動画「高校生のための金融リテラシー講座」など、また、先生や保護者、教育関係の皆様向けのものも多数紹介されております。

既に御存じかもしれませんが、こうしたものも上手に活用して楽しくわかりやすく金融教育を進めていっていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 金融庁から出されている各種啓蒙教材の活用についてですが、金融庁では各種教材が作成されており、ホームページ等で広く公開されております。

金融教育については、日本銀行の金融広報中央委員会、財務省などからも児童生徒向けの資料の提供やホームページ上のキッズコーナー等があり、令和3年度から使用している中学校社会科の教科書ではQRコード等で読み取ることによって、それらのページを簡単に閲覧することができる仕組みとなっております。

1人1台端末の利活用をすることで、子供たちがこのような教材を活用し、わかりやすく学べるよう、今後も取り進めてまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 ぜひお願いいたします。

また、金融庁では社会人として最低限身につけるべき金融リテラシーとして4分野15項目を挙げております。その第1項目として挙げられているのが、家計管理分野の適切な収支管理です。一人の社会人として経済的に自立してよりよい暮らしを送っていく上で最も基本となるのが家計管理であり、将来を見据えた生活設計の習慣です。また、無計画、無謀なカードローン等やクレジットカードの利用を行わないことの習慣化も重要です。

生活サポートセンターに相談に来られる方の中には、適切な家計管理ができず借金を繰り返す方も多いため、来年度から家計管理の指導も行うと聞いております。

金融庁が作成した最低限身につけるべき金融リテラシーの内容を具体化して、小中高生から高齢者まで年齢層別にマッピングした金融リテラシーマップは自治体や業界団体、各金融機関、NPO法人など様々な現場で実際に金融教育を担う方に利用してもらうために作成されたものです。このマップの作成により、身につけるべき内容が明確になり、より効果的・効率的に金融教育を推進することが可能になると言われております。こうしたものを家計管理の指導に活用してもいいのではないかと思います。

この点はいかがでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 生活サポートセンターにおける家計指導についてでございますが、現在相談により家計管理に対する支援が必要な方に対しましては、一定期間家計簿を作成するよう助言をしているところでございます。

また、生活困窮者自立支援制度における家計改善支援事業の実施が令和4年度から義務化されますので、当市におきましても事業実施に向けた準備を進めているところでございます。

当該事業につきましても、家計に課題を抱える生活困窮者の相談を受け、相談者と共に家計の状況を明らかにし、生活の再生に向けた意欲を引き出すとともに必要な情報提供や専門的な助言、指導などを行うことで、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活を再生することを目的としておりまして、具体的には家計改善支援員を配置をし、家計管理に関する支援、滞納の解消や各種給付制度などの利用に向けた支援、債務整理に関する支援、貸付けのあっせんなどを行うこととなります。

今後、事業の実施に当たりましても、実施体制や指導方法、さらには議員お示しの金融リテラシーマップなどの資料の活用を含め検討してまいりたいと考えてございます。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 生活サポートセンターに相談に来られる方は、基本そういった金融教育を受けてきた方々ではないのだとは思いますが、こういった取組によって、御自分の人生をまた前向きに進んでいただくためにも大事な取組だと思いますので、積極的に様々なこうした資料も活用しながら推進していただきたいと思います。

私の質問は以上で終わらせていただきます。

○井戸達也議長 一般質問の途中ですが、ここで昼食のため休憩といたします。

再開は午後1時とします。

午前11時54分休憩

午後1時00分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続行します。

立崎聡一議員。

○立崎聡一議員 志誠会の立崎でございます。

通告に従いまして進める前に、今、お昼を食べて

ちょっとゆっくりしたときに、理事者の方を見ましても、それから議員の皆さん見ましても、タブレットを持っています。時代の波に乗り遅れないように、僕も自信がないのですけれども、今月の議会から試行的にいろいろとやるということで、皆さん必死だと思います。僕も必死なので頑張っていきたいと思っておりますから、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、まず学校給食についてお聞きします。

このことについては、3月議会から今までいろいろありました。そして、いろいろある中でもやはりコロナによる緊急事態宣言などもありまして、なかなか動けなかった状況にあるというふうに思っております。

そんな中でも、教育委員会の方々にはいろいろ努力を頂きまして、水面下では様々な動きをしているということは認識させてもらっております。

安全な学校給食の提供認識は市民の総意であり、誰もがそういうふうに思っていると思っております。そうはいっても、現場の状況は危機的なものがあり、それはいまだに変わっていないというふうに思っております。

調理員の募集のチラシなども見てはおります。実際小規模校の、具体的に言いますと白鳥台小学校の食材確保について、来年度から何か試行的にやるのか、どういうふうになるのかかわからないですけれども、明るい材料を頂きました。ただ、まだそれが本当に決まっているかどうか、実行されるのかどうかというのはちょっとわからないところもあるのですけれども、うれしいなというふうに思っております。

この先、学校給食についてなのですけれども、どのような策を講じていくのか、教育委員会のほうにお尋ねしたいと思います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 安全で安心な学校給食の提供は、安定的・持続的に児童生徒へ給食を届けることができ、初めて成り立つものと考えております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、調理人材の確保や一部の学校における食材納入など、これまでも議会の中で説明してまいりましたが、小規模校の安定的な給食の提供は喫緊の課題として認識しており、その体制を構築することが急務であると考えているところでございます。

このようなことから、8月には給食調理員の募集

広告を見直すとともに、FMあばしりやSNSなどを活用し、募集の方法を工夫したところであり、1名の採用を見てきたところでございます。

また、一部の学校における食材納入に関する問題につきましては、来年度をめぐりして事業者の変更について協議を進めているところでございます。

引き続き、調理人材の確保と定着促進の取組を進めるとともに、学校現場の負担軽減につきまして検討してまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 立崎議員。

○立崎聡一議員 来年度をめぐりに食材の提供のほうも変わるのかなというふうに思います。

学校の負担軽減、業務の分担、本来業務というのがあると思っておりますので、その辺は進めていただきたいというふうに思います。

それで、先月下旬なのですけれども、学校給食調理場を集約する提案、本年度は断念するというふうに報道等で発表されました。その理由をお聞かせ願ひたいと思っております。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 8月27日開催の文教民生委員会の中でも御説明申し上げましたが、学校給食調理場の集約に関する補正予算を今回の第3回定例会に提案することを断念することといたしました。また、年内の提案についても困難というふうに考えているところでございます。

その主な理由としましては、当市の給食調理場に関わる方針について、市民の皆様さらに説明を要すると考えられること、それから冬季間における給食調理場の施行工事の施工費の増、さらには潮見小学校の共同調理場化に伴う建築基準法第48条のただし書き、この許可に時間を要し年度内に許可が下りないことが想定される、これらなどが主な要因となっております。

○井戸達也議長 立崎議員。

○立崎聡一議員 先ほども申しました、コロナによる緊急事態宣言というのかなり影響あるのかなというふうに思います。時間が取れない、集めるといっても集められない、集めづらいという状況が、僕は個人的にそういうことも考えました。というか、考えざるを得ないし、集められないというのはそういうことなのだろうなと思っておりますので、教育委員会としての説明というのが十分にできないという状況にあるのは重々わかっております。そればかりではないのだろうなというふうにも思いましたので、聞い

てみました。

それで、小規模校など安定的な給食提供がまた1年延びるのだなというふうに思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 今、申しましたとおり、今年度補正予算の提案を見送ったことによりまして、計画している集約化がさらに1年延び、何もしなければ小規模校における不安定な状況を解消することは難しいと認識しております。

また、小規模校における養護教諭などが行っている食材発注等の業務につきましては、本来業務ではなく負担となっている部分であることは認識しており、当面その負担も解消は難しいのかなというふうに考えております。

このようなことから、引き続き、調理人材の確保と定着促進に努めてまいるとともに、学校職員の負担軽減を図るための検討を行ってまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 立崎議員。

○立崎聡一議員 引き続き、実施されていただきたいなというふうには思いますけれども、学校給食は進んでいるものなので、その辺のことを十分理解していただきたいなというふうに思います。

それでは、先月うちの会派のほうでインターネットで行った学校給食供給体制に関するアンケート調査の結果について、御紹介したいなというふうに思います。

きっかけなのですが、全国で学校給食の調理業務を委託している複数の民間事業者の皆さんと、民間事業者が調理をすると給食の質が下がると言っている方々がいるが、それは本当なのか。真実に基づいた議論を深めていこうという趣旨で、公開学習会を企画したところでございます。

コロナ禍ですので、大規模に人を集めるというわけにはいかなかったというのも事実であります。市民の皆さんが今般の学校給食提供をめぐる議論をどのように見ているのか把握すべく、アンケートも実施させていただきました。

結果を御紹介しますと、寄せられた回答は14名、14件で、10歳未満の方から60代までの方、幅広く御回答を頂きました。回答者の属性としては、保護者が28%、食べている児童生徒が14%、残り50%の方が一般市民の方々でした。

まず、学校給食の評価についてという問いに対し

て、「満足」が42%、「やや満足」が14%、「満足でも不満でもない」が42.9%、つまり回答していただいた方が不満はないという状況でした。

次の問いで、網走市の学校給食に課題はあるかという問いには、71%の方が「課題はある」と答えました。つまり学校給食の提供される現状には満足しています。しかし、現状には課題が含まれるという多くの市民の皆さんの声が、認識されているということがわかりました。

それでは、どのような点が課題だと思いますかという問いに対し、「安定的な給食提供が危うい」「小規模校の調理員が確保できない」「給食がいつ止まってもおかしくないという状況が放置されている点」「議会がよくわからないまま予算を止めてしまったと伺っている」「よりよい方法を議論すると言いつつ、議会が議論を深めているようには見えない。どうなっているのか」「公会計の導入が進まず、保護者への教職員が未納対応をさせられていること」「学校ごとに給食費の金額が異なるのもおかしい」「各学校現場の調理場の管理が学校の管理職に委ねられている結果、調理員の手配や食材の受取りなど、本来の教育業務以外にも多くの時間を要するを得ない状況になっているのは大きな問題」「学校ごとに調理場があることが理想とされる話を聞くが、衛生管理が我流になっているおそれ」「提供食数が少なく1食当たりの費用が多額になる点など、時代に合わなくなってきた点を理解すべき」などの御意見を頂戴したところでございます。

その上で、網走の学校給食のあるべき姿についても伺いました。これはお子様からの御回答だとは思うのです。「どうして人数の少ない学校だけ給食室がなくなってしまうのですか。不公平」「うちは農家です。嫌だからで転校とかはできません」「休み時間に給食室を廊下の窓から見るのも楽しみ」「あったかい給食が食べられなくなるのは嫌だし、お楽しみ給食や給食のおばちゃんたちと一緒に弁当給食が食べられなくなるのも楽しくないです。お母さんから、そういうのもなくなると思うよと聞きました。嫌です」「給食室がなくなるのも、給食のおばちゃんたちが大変なのも、両方嫌です」という声や、「調理場統合と民間への業務委託、感情論ではなくファクターに基づいた議論をすべき。いたずらに議論を長引かせるのではなく、短期間に密度の濃い議論をし早急に結論を」「子供の意見より提供する側の大人の議論を尊重すべき」「民間が行うと

質が下がるという偏見にも似た考え方は今の時代には受け入れられなかった」という御意見を頂戴しました。

皆さん、網走の学校給食の在り方について、今のよさを保ちつつ児童生徒数の減少を見据えた未来志向で、具体的な政策を組み立てていく必要性を改めて実感しました。アンケートに御協力を頂いた皆さんに感謝を申し上げます。

さて、その上で改めてになりますが、調理業務の民間委託についてお聞きしたいと思います。

教育委員会では、民間委託への考えはないという理解でよろしかったでしょうか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 調理場の業務委託につきましては、3月の市議会での議論経過を踏まえまして、集約化を図り、運営については直営で実施するという計画に変更したところでございます。

しかしながら、市教委としまして、調理などを業務委託するという方向性については堅持しており、その在り方、手法については今後さらに検討してまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 立崎議員。

○立崎聡一議員 全面的に考えてないというわけではないのだなというふうには思います。

民間委託への移行により様々なことが考えられるというふうに思います。これは前回6月の質問でも行いました。民間業務への民間委託について質問させていただきました。今回は、網走の学校給食の未来を考える公開学習会、先ほどうちの会派でやらせてもらったものなのですけれども、その中から引用させて二、三質問させていただきたいと思います。

児童生徒から「おいしかった」とか、「給食ありがとう」ですとか、先ほどのアンケートにもありましたように、給食のおばちゃんたちと一緒に食べられなくなるのが寂しくなるとかという意見がありました。児童生徒からおいしかったとか、給食の調理員さんたちにいつもありがとうという言葉など、励みになるのはすごく大事なことなのだろうなというふうに思います。そこはやはり子供たちのために作った給食を食べてもらって、喜んでもらえるというのは、調理員さんとしてやりがいのある職場なのだろうなというふうに思います。それから、その励みになる言葉をかけてもらえるように機会を増やしていく方法もあるのではないかなというふうにも思います。

それから、ある民間企業さんは、学校給食のほかに食育レストランを開設し、学校給食の献立をそのまま提供してみたり、その献立を学校給食ができるまでを実習したり、または地元食材を活用した料理教室を開催するなど、地域住民にも様々な形で地元と関わった上で地元の活性化を促し、さらに学校給食も知ってもらい、住民に地元食材を利用した新商品の開発とともに学校給食の献立に定着させる。地域経済活性化の一助にもなった例があるそうです。民間企業だからこそ取り組める事業であるというふうに思います。

また、民間が調理を行うと質が下がるのではないかという意見を聞きました。それは民間企業に対する失礼な意見かと思えます。献立作成、食材調達は市教委直営で担当し、調理作業のみの委託となれば、そこは直営も民間も同じではないかと考えるべきで、質が下がるというのは話が中抜けしているようにも思います。どうやって質を下げないか議論が必要だというふうに思います。

いずれにしても、学校給食の民間委託の議論も民間企業の取組も、内容を把握し議論を深めていく必要があると考えますがいかがでしょうか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 民間委託の議論の必要性についてでありますけれども、市教委としましては、先ほど申しましたが、まずは小規模調理場の集約を進め、当面は直営で、安定的な給食調理体制の構築を進めようと考えております。その上で、課題となっている調理人材の確保や定着促進も含め、民間事業者の先進的取組や内容を改めて把握するなど、より一層研究してまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 立崎議員。

○立崎聡一議員 それでは、次に給食費の徴収業務の公会計化についても質問させていただきます。

現在、網走市では給食費が一律ではありません。小学校と中学校で乖離があるというのは、食べる量が違うからおのずと給食費に跳ね返ってくるのだというふうに思います。

一方で、市内の学校間給食費のばらつきがあるということは教育委員会も理解しているというふうに思います。その理由をお尋ねしたいと思います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 学校給食費につきましては、学校給食法第11条により、運営に必要な施設整備費、調理従業者等の人件費は学校設置者が負担

し、それ以外の経費である食材料費、光熱水費などは保護者が負担することとなっております。

当市におきましては、食材料のみを保護者負担としている状況があります。

市内の標準的給食費は、1食当たりで小学校で245円、中学校で295円となっております。この違いにつきましては、議員が先ほどお話ししたとおり、小学生と中学生での給食の量によるものでございます。

一方で、郊外地区の一部小規模校では、1食当たり5円から25円標準的給食費よりも高くなっているという状況がございます。

これは食数が少数であることによる食材単価の高上がり、それに加えまして、食材仕入れの輸送距離に伴う流通コストが割高になっている、これらのことが主な理由となっております。

○井戸達也議長 立崎議員。

○立崎聡一議員 小学生と中学生が金額違うというのは、これは当たり前のことなのだろうなというふうに思います。僕らも、例えばお店に行って普通に頼むラーメンと大盛りラーメン頼んだら100円増しとか、当然金額が違うので、これは理解はできません。ただ、同じ給食、日によってメニューが違うのしょうけれども、払う給食費に差があるというのは、これ意外と知っているようで知らなかったことなのかもしれないと思いますので、改めて付け加えさせていただきたいなというふうに思います。

いずれにしろ、この問題については時間が限られています。児童生徒のこと、教員など、学校関係者のことなどを考え、よりよい方向に向けての議論を深めたいと思いますがいかがでしょうか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 議論につきましては、今後とも十分皆さんとやっていきたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 立崎議員。

○立崎聡一議員 学校給食については、まだまだ議論しなければいけないことがあると思いますので、今後とも引き続きよろしく取り組んでいきたいというふうに思っております。

では、次の質問に移ります。

次は、公共施設、集会施設についてなのですが、お尋ねしたいなというふうに思います。

今後の人口減少、それから高齢者の増加、町内会、自治会会員数の減少等で、町内会活動、自治会

活動にも変化が見られているというふうに思います。

また、このたびのコロナ禍で世の中の流れが一度止まったという言い方がよろしいかわからないのですが、立ち止まって振り返ってみるというのも必要なのかなというふうに思います。

しかし、事を始めるのには会合を持たなければならない。集まる場所を用意しなければならない。集会場が必要だと思います。

市内各所に集会施設があります。その集会施設の老朽化や高齢者向けの改修についてお尋ねしたいと思います。

それでは、郊外施設の改修整備について、お尋ねしたいと思います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 郊外施設の改修についてでございますけれども、郊外施設につきましては、網走市公共施設等総合管理計画に基づきまして、昨年度策定しました市民集会施設の個別施設計画に沿って、維持管理を進めることとしております。

そういった方向性の下、改修整備をしていくような考えでございます。

○井戸達也議長 立崎議員。

○立崎聡一議員 管理計画があるのでしょうか、それに沿ってということでございます。

それでは、高齢化についてちょっと特化してお聞きしたいのですが、市が管理するコミュニティセンター、住民センターにおいて、現在、コミュニティセンター環境整備事業、高齢化に対応した整備を要望に基づいて実施しているというふうに認識しております。

郊外集会施設である藻琴地区の中央地区研修センターでは、平成29年に玄関の改修にあわせ、地域の要望に基づいて、障がいのある方、高齢者のために、入り口にスロープを取り付けたと聞いております。その他の施設については、高齢化に対しての整備が進んでいない状況にあるかというふうに思います。もちろんスロープもついている施設もございしますが。

今後、郊外地区の集会施設において、高齢化を見据えた施設改修に併せて必要というふうに認識いたしますが、市の考え方についてお尋ねしたいと思います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 郊外集会施設の高齢化の

対応についてでございますけれども、コミュニティセンター、住民センターについては、令和2年度より施設利用者及び各施設からの要望を踏まえまして、コミュニティセンター環境整備事業を創設いたしまして、和室のフロアカーペット化や手すり、スロープの取付け、机・椅子の軽量化など、施設の高齢化対応を計画的に実施しております。

郊外集会施設につきましても、現時点では高齢化対応についての具体的な要望等は寄せられておりませんが、地域要望等に応じまして検討、実施をしてみたいと考えているところでございます。

○井戸達也議長 立崎議員。

○立崎聡一議員 郊外に限らず、町内会等でも今なかなか、もう集まっている方もいらっしゃるのかどうかちょっと僕もわからないのですが、少なくともうちの地区に関して言えば、老人クラブなどの集まりというのは全然行ってません。その影響が、僕は同居しているからなおさらわかるのですが、すごくストレスがたまっているのだらうなという、同じことを何回も繰り返す。認知症とかそういう一歩なのかもしれないのですが、ただ、御近所さんとの、隣近所のおばさんたちとの話を聞いていると、さっき言ったことをまた言いながら、お互いに言い放し状態のガス抜き、フラストレーションの解消みたいなことをやっていて、でもそういうことがとても大切で、そういうための場というのが必要で、そのために集会場があるのであって、その集会場に行きやすく使いやすくするためというのは、すごく高齢者にとっては大事なことであって、そして、元気に過ごせられる、過ごすための一つのアイテムなのかなというふうにも僕も考えますので、その辺は順序よくやっていただきたいなというふうに思います。

次に、自治会や町内会、区会が所有管理する集会施設の施設数と築年数についてお尋ねしたいと思います。

コミュニティセンター、住民センター、郊外施設等については、地域のコミュニティー施設として市が指定管理制度の下、維持管理が行われている。または、地域によっては町内会が管理しているもの、また、別な地域によってはコミュニティー施設が整備されていないということがありまして、自治会・町内会で地域住民のために、集会施設を自分たちで所有管理している状況にあるところもあります。

先ほど聞いた集会施設が幾つあるのかと、築年数を教えていただきたいなというふうに思います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 自治会・町内会が保有管理する集会施設の施設数及び築年数についてでございますけれども、現在、市内において自治会・町内会が単独または共同で集会施設を保有管理しているのは29町内会の27施設となっております。また、市と施設の無償貸付契約を締結しまして、集会施設として管理している町内会は5町内会5施設ございます。合わせまして、市全体では34町内会32施設という状況となっております。

これらの32の集会施設の築年数は、平均で35年という状況で、その内訳は、築30年以上が経過した施設は24施設、築20年以上が3施設、築10年以上が5施設で、築10年以下の施設はない状況となっております。

○井戸達也議長 立崎議員。

○立崎聡一議員 32施設というふうに今、自治会・町内会のが27、残り5施設というふうにお聞きしました。

施設の数もさることながら、築年数というのがやはりどこも古いのだらうなというふうに思います。

今、人口減少、それから高齢化によって、自治会・町内会の加入世帯も減少しております。集会施設の維持が今後課題になるのかなというふうに思います。また、町内会もないようなところがあるというふう聞いております。築年数の平均値も耐用年数を大きく超えている状況にもあると。

今後、自治会や町内会が単独で維持管理するのは、この集会場自体を管理するのは非常に難しくなることが予想されると思います。

自治会・町内会が保有管理する集会施設の現状について、市のほうではどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 自治会・町内会が保有管理する集会施設の現状についての認識についてでございますけれども、自治会・町内会が単独等で保有する集会施設の平均築年数が、先ほども申し上げましたけれども、35年でありまして、ここ数年は市の補助制度を活用し、施設の改修等を希望する町内会が増えている状況でございます。このようなことから、集会施設を大切に有効に活用している自治会・町内会が多いものと考えているところでございま

す。

しかしながら、議員御指摘のとおり、今後、人口減少、町内会の加入世帯数の減少などの影響が出てくることは否定できないものと考えているところでございます。

○井戸達也議長 立崎議員。

○立崎聡一議員 やはり人口減少と高齢化というのは、どこでもついて回るのだなというふうに思います。

続きまして、集会施設の解体費の補助の考え方についてお尋ねしたいと思います。

市では集会施設の新築、増改築、改修に係る経費について補助制度等を整備し補助しているというふうに伺いました。会員数の減少、施設の老朽化などにより施設の維持が困難な自治会・町内会がどんどん増えていくのだろうなというふうに予想されます。

さらに、最近では空き家の問題等も発生しており、集会施設を保有する自治会・町内会としては悩ましい課題なのかなというふうにも思います。

集会施設をやむを得ず廃止、解体する自治会・町内会に対し、施設解体費の補助などを検討する時期にも来ているように認識しますが、市としてはどのようにお考えでしょうか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 自治会・町内会が保有管理する集会施設に対する解体費補助の考え方についてでございますけれども、集会施設の解体費補助につきましては、現在のところ具体的な要望は寄せられておらず解体費補助制度についてはございませんが、今後、町内会が維持管理する集会施設に関する相談ですとか、人口減少、町内会加入の減少などにより、議員御指摘の課題も浮上するものと考えられますことから、その点注視してまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 立崎議員。

○立崎聡一議員 壊すにもお金はかかります。

終わります。

○井戸達也議長 小田部照議員。

○小田部照議員 一登壇一 全国的に長引くコロナ禍の中、当市では順調なワクチン接種など、明るい兆しも見えてきましたが、一方では緊急事態宣言の30日までの延長や次々と見つかる変異株など、いまだコロナ禍の出口は見えてきていないというのが現状であります。

そのような中、医療従事者をはじめ、ワクチン接種に御尽力いただいている皆様の献身的な努力や働きに、そして何よりも市民の皆様様の感染拡大防止とその理解と御協力、御努力に、そして御苦勞に心から敬意と感謝を申し上げたいと思います。

それでは、通告に従いまして、質問に入らせていただきます。

市政執行、市民のための行政運営について伺います。

初めに、市民との情報の共有について伺います。

市の様々な施策を進めていくためには、市が何をしているのか、どのように考えているかなどを市民にもしっかりと伝え、これを市民の皆さんの意見を聞きながら、時には情報の共有というものが必要になってくるものだと思います。

現在の当市の情報を市民に伝える手段、意見や要望を聞く手段、情報共有の手段というものはどのようなものがあるのか伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 行政情報を伝える手段といたしましては、基本的に広報紙、公式サイト、フェイスブック、ツイッター、メール配信サービス、FMあばしりの活用、報道機関への情報提供があり、このほか宅配トークや、当初予算の内容をお知らせする「ことしのまちづくり」の全戸配布などがございます。

市民の皆様から意見や要望を聞く手段といたしましては、「市長への手紙」、市長が直接お会いする「みんなの市長室」のほか、町内会単位で地域の課題や要望、意見を書面により頂く仕組みがございます。

また、例年、町内会連合会との共催で、地域の方々ともまちづくりの意見交換をさせていただく「まちづくりふれあい懇談会」を市内9か所で開催。

新年度予算案への御意見を頂くことを主に目的とした「全体会議」の開催など、市民の皆様との意見交換、情報共有に努めているところでございます。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 様々な手法があるのだと思いますが、その中で、市長への手紙について伺いたいと思います。

市民の意見や要望を聞く手段として、市長への手紙またはメールが今様々な意見が寄せられていると思いますが、以前には広報にもその分野と過去の実績が掲載されておりましたが、今は紙面の関係なの

か掲載されておられません。最近の実績と公表はどのようになっているのか伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 市民の皆様から、まちづくりに係る御意見などを直接お寄せいただく市長への手紙は、まちづくりへの思いやアイデアなどを伺う貴重な機会の一つと捉えております。

市長への手紙は、郵送、ファクス、公式サイトなどで一年を通じて受付をしております。このほか、7月と11月には専用の用紙を広報紙に折り込み、広聴活動に努めているところでございます。

公表の状況でございますが、ただいま議員のおっしゃるとおり、過去には手紙の件数や主な御意見などを広報紙でお知らせしておりましたが、現在は紙面の都合上、掲載に至っておりません。

直近の実績でございますが、本年度は8月末時点で32通の手紙が寄せられております。

項目ごとの件数では全部で42件、主な内訳は、要望が22件、意見・提案が11件、苦情が3件となっております。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 今、緊急事態宣言中ということもありまして、たくさんの市民の方々から様々、パークゴルフ場を開放してくれませんか、子供たちのスポーツ活動、文化活動をなぜ始めさせてくれないのだとか、僕のところにも様々な市民の方々の意見が寄せられていますが、この市長への手紙の内容の公表についてですが、これについては手紙の内容や回答は市民が今どのようなことを望んでいるのか、市がどのようなことをしたり、どのように考えているのかを知る大切な機会ともなります。

現在は本人への回答となっているようですが、この内容について市のホームページや広報などを利用し掲載して、多くの市民に見てもらうことで市の考えや対応などを知ってもらえる機会にもなると思います。市長への手紙の内容の公表について、ぜひ実施していただきたいと思いますが、市の見解を伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 今、議員御提案の手紙の公表についてでございますが、お寄せいただいた御意見に対する市の考えを市民の皆様と共有することは大切であると考えております。

手紙の多くは、個人情報を含んだものであり、原文のまま公表することは難しいと判断しております

ので、項目にするなど手法を工夫しながら公表を進めてまいります。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 個人情報やプライバシーはもちろん配慮しながら、どこの自治体も進めています。公表はしていくという答弁頂きましたので、そのようにしっかりと進めていただきたいと思います。

次に、地域要望の公表について伺いたいと思います。

大阪市では、オープン市役所の取組の一つとして、市民の声の見える化が実施されております。

市への意見などの要旨とそれに対する市の考え方を、広く市民と情報共有することにより、市政に対する理解・関心を深めていただくため、ホームページにおいて市民の声を原則全件公表し、また併せて市民の声の統計データも紹介されております。

また、当市では、地区町内会が各町内会などの地域要望をまとめて、それぞれの町内会に回答しておりますが、昨年は町内会連合会の令和3年度の議案書によりますと、市内18の地区から81件の地域要望が寄せられているようです。その中には、道路の関係だったり、除雪、環境、防災、防犯などが主な要望内容となっておりますが、地域に関することですので、この地域要望についてもホームページや広報紙などを利用し公開することで、同じように思っていた住民たちの方々の考え方や、そして同時に市の考え方が伝わり、地域の要望を市に出す町内活動ですので、この地域の町内会活動への理解や協力にもつながってくるのだと私は考えますが、市の見解を伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 今、お話のとおり、各町内会から例年数多くの要望を頂いております。

昨年度は28の町内会や区会から81件の要望があり、主な内訳ですが、道路や除雪に関するものが42件、環境に関するものが10件、防災や防犯に関するものが7件となっております。

地域要望の特徴といたしまして、道路や除雪に関する要望が非常に多く、そのほとんどが場所を指しての修繕、草刈りといった要望となっております。こうした道路や除雪に関する要望の公表に当たっては、項目ごとにまとめるなど整理をいたしまして、情報共有が望ましい要望につきましては、町内会に公表の同意を得るなど、今後具体的なルールを

検討し公表を進めてまいります。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 公表を進めていくように取り組んでいくということで理解いたしました。ぜひ、そのように取り組んでいただきたいと思います。

次に、市の主要事業の見える化について伺います。

網走市総合計画や網走市まち・ひと・しごと総合戦略で、目標を掲げ、その進捗についても公表していることは承知しております。タイムリーではない面もあり、例えば、網走市総合計画の進行管理についてはホームページに掲載されておりますが、平成30年度の結果以降は現在掲載されていないというのが現状であります。

この総合計画や総合戦略の目標については、計画の性質上、中長期的な視点で今後の方向性などについても書かれておりますが、それは多くの自治体と同様に作成し公表されているところであります。

一方で、さらに各部長が自分の担当する部の当該年度に重点的に取り組む施策について、目標を設定し宣言という名称で公表している自治体があります。翌年度には、その年度の目標とともに、前年度の達成状況や評価を公表するというので、前の年はどうだったのか、今年はどうなのかがわかる仕組みとなっているわけですが、これを実施する理由としては、その当市のホームページによりますと、「この毎年度の目標宣言の公表により、市民の皆さんに市政への理解を深めていただき、開かれた市政運営を目指します」とあります。また、この市では、各部長が部内で取り組む事業の目標を設定し、政策宣言として市民の皆さんに公表しております。この政策宣言は各部の重要施策を公開することで、行政の透明性と信頼性を高めることを目的としております。市民理解と市民からの信頼性を高める手段として実施されているようです。

当市においても、主要事業など各部署がより力を入れて推進していく事業の目標設定の公表について、毎年度見える化することで、市民の皆さんへの理解と協力につながるものだと私は考えておりますが、この実施についての市の見解を伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 まちづくりには、総合計画を長期的な指針、総合戦略を中期的な指針として、さらにこれらの指針に基づく各分野における個別計画により、具体的な取組を進めてい

るところでございます。

目標の公表でございますが、総合戦略につきましては基本目標に対する目標値や、具体の施策に対する目標値のほか、その進捗状況につきまして、産学金労、各分野の有識者15名で構成する「選択する未来会議」での検証を踏まえた上で、公式サイトで公表しているところでございます。

一方で、より専門性が増す個別計画では、各担当課による策定、管理が基本となりますので、目標の設定、進捗状況の管理などは各担当課において、それぞれ行っております。

このほか、予算編成、予算執行の単位である中事業レベルでの成果では、主要施策の成果等報告及び市教育委員会事務点検・評価報告書により、目的、内容、実績などを公表しているところでございます。

市民の皆様への伝え方として、現状の公表資料を再確認しつつ、目的に対する成果指標、あるいは事業単位での活動指標を、これをどのようにわかりやすくお伝えできるか、既存資料の活用を念頭に研究してまいります。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 研究という答弁を頂きましたが、それぞれの部署とモチベーションをしっかりと上げていくためにも、ぜひ実施の方向で研究・検討を重ねていただきたいと思います。

次に、議会の一般質問で、各議員からの質問に対し、理事者側の「検討する」「取り組んでいく」などの答弁があります。検討した結果、すぐにできるものもあれば、時間がかかるもの、場合によってはできないもの、状況によって様々あると思いますが、議会での「検討する」「取り組んでいく」などと答弁した後は、市の内部ではどのような対応をしているのか伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 一般質問、代表質問においての議会答弁につきましては、議会後、各課において、答弁調書を作成し、総務防災課がこれを取りまとめを行っております。

この答弁調書は、質問と答弁の概要、また答弁の中で「検討・調査・研究」などとした案件につきましては、今後の対応や見通しを記載するようにしております。

なお、この調書につきましては、答弁した議会、直後時点での状況になりますので、その後の進捗状

況、事務事業などへの反映などにつきましては、各課での対応となります。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 しっかりと取組はあるということで理解いたします。

答弁の進捗状況の公表についてなのですが、一般質問では、各議員が市民からの相談や状況を聞いて質問に至るというケースもたくさんあると思います。網走市をよくしていこう、住みやすいまちにしていこうという思いで、我々議員はこの議場で質問に立ちます。

その答弁に対して、「検討する」「取り組んでいく」というような答弁が、その後どうなったかというのは、質問した議員だけではなく、たくさんの市民の方々が、その後どうなったのか関心を持っているのだと思います。

ほかの自治体では、議会の一般質問、代表質問での答弁で、「検討する」「取り組んでいく」としたもののその後の進捗状況を詳しく公表しているところがあります。答弁では、「検討する」だったものが、その後の検討経過や結果を公表することで、市の考え方もわかりますし、結果として市民に身近な行政運営にもつながると私は考えております。

当市でもぜひ答弁の進捗状況の公表に取り組んでいただきたいと思いますと思いますが、市の見解を伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 議会の一般質問、代表質問において、「検討」などの答弁は様々なケースがございますので、統一的なものとして捉えることは難しいのですが、基本的には、各担当部署におきまして必要な調査を進め、可能なものは事務事業に反映しているものと認識をしております。

また、各議員からは、定例会、臨時会に加え、予算・決算特別委員会、各所管委員会など、様々な機会におきまして、進捗状況の質疑があり、都度答弁をさせていただいております。

御提案の件についてであります。質問の内容は様々でございますので、他市の状況なども踏まえながら研究させていただきます。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 今の答弁も「研究」ということなのですが、本当に市民の方々が我々議会の質疑に関心を持っている方もたくさんおられますので、ぜひ進捗状況の公表というものも、大変なことでしょう

が、全てとは申しません、検討すると前向きに答弁していただいたものについては、定期的に状況を報告するだとかの工夫をぜひして、より一層市民のための、市民に身近な行政運営に努めていただきたいと思います。

終わります。

○井戸達也議長 一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

再開は午後2時10分といたします。

午後1時56分休憩

午後2時10分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

一般質問を続行します。

村椿敏章議員。

○村椿敏章議員 一登壇一 日本共産党議員団の村椿敏章です。

通告に従って、質問してまいります。

まず第1点目は、廃棄物処理場についてであります。

現状について伺う前に、7月に行われたまちづくり懇談会では、「ごみ減量についてのお願い」と題して説明を行いました。出席者からの質問を受け付けない、説明のみとしました。

まちづくり懇談会は、ふれあい懇談会は、先ほど小田部議員の質問の中でも、市民からの情報を得る手段との答弁でしたが、市と市民との意見交換の場であり、説明のみとするというのは一方的で間違いなのではないかと、そういう意見があります。

なぜ、説明のみとしたのか伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 今年度のまちづくりふれあい懇談会での説明についてでございますけれども、埋立ごみの減量についてのお願いとして説明をさせていただきました。

このことは、先に決定したほかのテーマがあり、町内会連合会と協議の上、ごみ減量についてのテーマを追加で入れていただいたという経過がございました。

このような経過から、最後のその他の中で質疑を頂き、意見交換をすることで司会進行の整理をしていたところであり、実際に質疑、意見交換も行っているところがほとんどでしたけれども、実際の進行の中で、司会のほうでそごが生じてしまった会場がございました。時間に限りもありますけれども、許す限り説明をいたしたところでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 限られた時間の中で難しいということですね。

ただ、一部も意見交換できたというふうな今の答弁ですので、また、これは今後この後、説明ではなくて意見交換をするというような話も聞いてますが、それはどのような状況なのでしょう。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 このことにつきましては、町連と協議をいたしまして、10月の中ぐらいに改めて意見交換の場を設けることといたしておりますので、詳細が決まり次第、市民の皆様にご案内する予定としていただいております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 わかりました。

その説明会の中では、懇談会の中での報告書の中では、昨年は埋立てが7,716トンと31年度からは400トンほど減っております。しかし、計画よりも3,400トンも多く、1.7倍となっております。

令和2年度に生ごみ破袋機を増設して、その後処理残渣は計画どおり減っているのか、現状についてお示してください。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 生ごみ破袋機を増設した後の現状についてでございますけれども、増強工事前後で2倍以上の生ごみが処理できるようになりました。

昨年までは、異物で機械が停止するなどありましたが、増強体制により、現在は搬入量の6割以上を処理できている状況となっております。

なお、搬入した生ごみは受入れヤードに下ろした時点で目視確認し、処理できない異物などが袋に入っている場合は、破袋処理前に除去して埋立処理をしております。これが全体の3割程度あるため、改善できれば9割近くは処理できるものと考えております。

また、袋による収集をしているため、全体の1割ほどの破袋除去物が発生し、それは埋立てに回ることでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 改良は、よくはなっているということはわかりましたが、まだまだ課題は残っているのかなと思います。

そのあともう一つですね、おむつの搬入量、ここについてお聞きしますが、令和2年度は1,060トン

と、計画の1,000トンに近づいております。大空町への運搬する経費を令和3年度予算でつけました。これは網走市が大空町に紙おむつの処理を委託するというものだと思いますが、委託の契約は交わしたのか伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 大空町への紙おむつなどの焼却処理についてでございますが、6月から試験的に処理を開始したところですが、当初、燃えかすがあるクリンカが発生するなどの問題が生じ、現在、焼却する内容と方法について試行錯誤をしている状況です。

8月中旬からは、収集した紙おむつをほぼ全量運搬し、現在のところは問題なく処理していただいているところです。

今後、処理可能性が判明する段階で大空町と協議をし、協定等を締結する予定としていただいております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 今の答弁でいきますと、まだ委託の契約というか、そういう形にはなっていないと。試験的にどういうものかということをお調べしたいということで、そういう認識でよろしいのでしょうか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 大空町の炉の関係もありまして、どのような組合せの焼却するものがあるのかどうかということをお調べして、6月以降試行錯誤しているという状況でございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 わかりました。

次の質問に移ります。

今後の見通しについてです。

現在の状況でいくと、当初15年間供用する計画でしたが、何年度まで使えるのか伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 最終処分場の現状についてでございますが、令和2年度に実施した残余量調査では、調査時点までのペースでごみを埋め立てると、あと5年から6年の残余量との結果が出ています。

この結果では、最終処分場は令和8年までとなりますが、生ごみ施設的能力増強の改良により、生ごみの残渣が半減することで2年は延びると考えております。

また、埋立ごみを適正に分別することでも、さらに延命が可能と考えているところでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 あと5年から6年というのは、かなり驚きなものだと思います。

今、生ごみ、それから分別、そこで延命化は図れるだろうというようなことでしょうが、ぜひしっかりとその辺はやっていかなければいけないかなと思います。

この今の埋立場がいっぱいになるといった場合、その後のごみ処理の計画はどうなっているのか伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 今後、ごみ処理の広域化に関する基礎調査につきまして、今定例会において補正予算を提示させていただいておりますので、広域化に関する基礎調査を実施していく予定としております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 すみません。もう一度、よく聞き取れなかったので、今定例会でというのはどんな内容ですか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 今定例会において補正予算を計上させていただいております。それにつきましては、ごみ処理場の広域化に関する基礎調査をするということで計上させていただいておりますので、そういう形の中で、今後検討していくということになるかと思っております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 わかりました。

広域化の検討をして、その中でこの後の処理の計画がどうなるかというのを検討していくと、そういうふうには受け止めました。

ということは、そこで検証していくと、ごみの最終処分場をどうするかというところの検証をしていくということだと思うのですが、それはいつから検証を行っていくのか伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 実現に向けて動いていくためには、網走市のごみ処理基本計画の内容にも触れていかなければならないため、広域化中間処理の検討と同時に最終処分場の在り方について検討していくことが必要と考えております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 今回の検証をするということはわかるのですが、いつまで検証していく予定なのか。先ほど言っていた、あと5年、6年でいっぱいになるよということであれば、早急な検証が必要だと思うのですが、それは何年度まで行うような形なのか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 先ほども申しましたけれども、今定例会におきまして基礎調査の予算を計上させていただいているところでございます。広域化の中間処理の検討と同時に最終処分場の在り方について検討をしていくというような形になってございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 そうしますと、今年度で検証を行うというふうには受け取ってよろしいのでしょうか。それとも、今年度の委託したものを含めて、来年度ぐらいまでに次期の埋立処分場についてどうするかというのを検討するということなのでしょうか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 まずは調査をさせていただいて、その中身を検討して、併せてやっていくということなので、ちょっと今の段階でいついつということではございませんけれども、順次行っていくということになるかと思っております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 わかりました。今のところ、いつまでというところはないということで確認させていただきます。ただ、急いでやっていかなければならないということは、私も認識しています。わかりました。

次の質問に移ります。

生ごみの処理の件なのですか、2018年のブラックアウトの際に食品残渣が多く出まして処理ができなくて埋立てが多くなった、そのことについては理解をしています。

しかし、破袋機が予定どおり動かないということは、当初の計画立案に問題があったのではないかと思います。また、冷凍食品は処理できるのか伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 生ごみの処理の問題についてでございますけれども、生ごみ処理施設の計画が分別がしっかりとされることを前提としておりまして、計画における機械の動作性能は異物の混入に

よる停止を考慮したものとはなっておりません。しかしながら、異物混入による機械の停止を招く結果となっていることから、引き続き、市民の皆様には適正な分別への御協力をお願いするところであります。

また、冷凍食品についてですけれども、冷凍食品につきましても問題なく処理できるものでございすけれども、例えば厳冬期、とても寒い時期などについては完全に凍ってしまった生ごみ処理が困難になることから、当日の朝、ごみ出しに御協力いただき、完全に凍らない状態での収集に御協力いただきたいと考えているところでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 冷凍食品は処理できるということですね。ただ、異物については人の手で取っていると。そして、処理できるようにしているということですね。わかりました。

次の質問に移ります。

違反ごみ対策についてです。

まちづくり懇談会では、市民の皆様へのお願いとして、埋立ごみの袋の中を組成調査したところ、3分の1が資源物、生ごみ、容器包装プラスチックといった再資源化ができるごみが含まれていた。全部埋立てに回すことのないように、適正な分別をお願いすると、そういうふうをお願いしております。

今、違反ごみの件数の推移、そして対応はどうなっているのか伺います。

また、置き去りにされたごみの処分方法についてはどうなっているのか伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 違反ごみの推移などについてでございますけれども、違反ごみの件数は平成31年度の月平均が7,500個、令和2年度の月平均が6,100個、令和3年度の8月までの月平均が6,400個となっております、31年度よりは減少しておりますが、現在は横ばいの状況となっております。

違反ごみにつきましては、収集せず違反シールを貼り、出し直すようお願いをしているところでもあります。

また、置いていった違反ごみですけれども、一定の期間置いた後収集し、分別は不可能であるので全て埋立処分をしております。

引き続き、適正な分別について、市民の皆さんに御協力をお願いするところでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 違反ごみは横ばいと。ただ、その3分の1が資源物などが入っていて、それが埋立ごみに回されているということで、埋立処分場の埋立てがどんどんどんどん進んでしまうと、そういうことですから、やはりここはしっかりやっていかなければならないところだと思います。今、言っていたように、市民への周知徹底は必要だと思います。

ただ、処分場で分別ができないというふうに、今おっしゃっていましたが、そこについて、分別をする人員の配置とか、そういうことは検討できないのか伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 今、違反ごみの処分の関係で一定の期間置いた後に、それについては分別が不可能、できませんので全てを埋立処分しているというようなお話をさせていただきました。

それに関して分別するための人員の関係というお話だと思いますけれども、それにつきましては、現在のところちょっとそういうような形は考えておりませんが、引き続き、市民の皆様に適正な分別についてお願いをしていきたいと考えているところでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 今、人員まで配置はする考えはないと。市民の方の協力をお願いするということだと理解します。

ぜひ、人員の配置なども、うまく市民のほうに周知徹底して減らすことがなかなかできないということであれば、人員の配置もぜひ検討してもらえたらと思います。

次の質問に移ります。

2番目の質問は、防災対策についてであります。

ブラックアウト時の問題点について伺います。

ちょうど3年前の9月6日、胆振東部沖地震が起きて、北海道中が停電となり、ブラックアウトとなりました。

スーパーで生活必需品の購入に並ぶ人々、コンビニは結構ごった返してました。電池はもちろんカップ麺すら手に入らない状況にもなりました。携帯電話の電池の問題も深刻でした。これは全道どこでも、網走市内も同様だったと思います。

そのとき、非常用電源ですね、網走市役所での対応がどうだったのか、パソコンが使えなくて、そして公共施設の図面などを見るができなかったかと思えます。

また、デジタル化は非常に便利ではありますが、こういったときに紙ベースの資料の整備はどうしても必要です。今はどのように対応しているのか伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 停電時におきましては、最低限の体制を維持するために、災害対策本部のこうした機能に加えまして、道路管理、ごみ管理などの部署には非常用電源設備を用意しております。

道路台帳、水道管網図及び下水道管網図は、デジタルデータと紙の両方での保管をしております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 わかりました。

次、それでは一人暮らしのお年寄り、生活困窮者など、支援を待っている人がいらっしゃると思います。何人いらっしゃるのか伺います。

そして、そういう方々の名簿などを対応できるように、紙媒体で保管しているのかどうか伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 災害時の要援護登録者は65歳以上の一人暮らし、または65歳以上の世帯、重度の身体や精神・知的障がいのある方、要介護3以上の要介護認定を受けている方、その他支援を必要とする方で登録を希望している方が対象となります。

登録者は、令和3年8月末現在で200名となっております。なお、この要援護者台帳は、デジタルデータと紙、両方で保管をしております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 わかりました。

災害の準備は進めてきているというふうに理解します。

次の質問に移ります。

食糧供給計画についてであります。

昨年、食糧供給計画、地域防災計画の食糧計画について質問しましたが、被災者や災害応急対策の従事者などに対する食糧の供給についてであります。

そのときの回答は、基本的には非常食、そして災害時協力協定の事業所があり、そちらから食糧供給を想定していると言っています。

学校給食調理場については、原則的には使用することは想定していないということでありました。

しかし、その地域防災計画の食糧供給計画によると、「食糧の調達について、市は災害時に備えて食糧を備蓄するほか、あらかじめ食糧関係機関及び保

有事業者等に食糧調達に関する協力を求めるなど、備蓄・調達体制を整備し、災害時における食糧の確保に努める」とあります。ここまではいいのです。

また、炊き出し計画では、「1、被災者及び災害応急対策従事者に対する炊き出しは市長が行い、必要に応じて日本赤十字北海道支部網走市地区などの協力を求める」とあります。炊き出し施設は、「給食施設など既存の施設を利用するほか、市内の仕出し業者、飲食店、旅館などに協力を求める」となっております。

これを読みますと、昨年の答弁というのは計画とのずれがあると思いますが、見解を伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 議員お話のとおり、地域防災計画における食糧供給計画の炊き出し計画では、「炊き出しは市が行い、必要に応じて、日赤網走地区などの協力を求める」とあります。炊き出し施設は、「給食施設など既存の施設を利用するほか、市内の仕出し業者、飲食店、旅館などに協力を求める」とあります。

昨年第3回定例会の村椿議員の一般質問に対して、「災害時には非常食や災害時協力事業者などからの食糧供給を想定しており、原則的に学校給食調理場を使用することは想定しておりません」とお答えをさせていただいております。

これは、仮に炊き出しが必要な事例が発生した場合にどこで炊き出しを行うかですが、想定される対応順としては、まずはテントなどの利用による屋外、次に家庭科の実習室、次に学校近くの集会施設の調理場、最後に給食調理場と考えております。

災害の規模、それから内容にもよりますが、災害時におきましても、子供たちのために一日も早い学校の再開を目指す必要があると考えております。

給食調理場を炊き出しで利用した場合に、その後の消毒、設備の点検など、こうしたことにより、給食の再開が遅れるといったことは避けなければならない。こうした事例を念頭に昨年、「原則的に学校給食調理場を使用することは想定しておりません」と答弁をしているところです。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 今の答弁では、計画とずれがあるということではないということですね。順を追っていくと、そのような形になるのだなということは理解します。

しかし、協力、協定の事業者は市内のスーパー

や、それからコンビニエンスストアなどでありますが、これは交通が通常に機能している場合に弁当などを運ぶことができるようになると思います。交通が寸断している場合を想定して、やはり地域ごとの食糧供給計画を立てるべきだと思います。特に、郊外においては、食糧を現地で調達し食べ物を提供できる体制が必要だと思いますが、見解を伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 市では、学校、コミセン、住民センター、消防団詰所などに非常食を約6,500食備蓄しております。このうち、校外地区には北浜・藻琴の東部地区に908食、卯原内など西部地区に490食、呼人地区に514食をそれぞれ備蓄しているところでございます。

仮に郊外地区で災害が発生した場合には、地域防災計画の食糧などの調達・確保に基づき、個人備蓄、市の備蓄品、災害時の協定事業所の支援により食糧を確保することになります。

仮に、炊き出しが必要な事例が発生した場合は、まずは、先ほどの繰り返しになりますが、テントなどの利用による屋外、家庭科の実習室、学校近くの集食施設の調理場、給食調理場などの順で活用を検討することになると考えております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 今の答弁を聞きますと、市内で6,500食で、そのうち郊外にもかなりの量の非常食を配備しているということですね。

ただ、今の非常食だけでやっぱり濟まないときが当然出てくる、そういうことも想定しなければいけないと思いますので、ぜひ給食調理場についてもしっかりと検討してもらえたらなと思いますが、今、文部科学省では、災害時における学校給食実施体制の構築という事例集がありまして、熊本県の益城町では平成28年熊本地震によって給食センターが甚大な被害を受けた。そして、しかし学校再開1週間後から簡易給食、弁当給食、そして熊本市への事務委託などにより新学校給食センターの稼働開始まで、学校給食を途切れることなく提供できたとあります。

その給食センターは損壊し、移転・建て替えをすることになりました。しかし、地域の防災拠点としての機能も持たせたものを建てたといいます。

現在の網走市の給食調理場を災害時に有効活用できるように計画をしっかりと盛り込むべきと考えますが、見解を伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 ただいま議員から御紹介いただきました熊本県益城町につきましては、これは給食センターで民間委託をして運営をしているものですが、小学校が5校、中学校が2校、一日当たり3,600食の給食を賄うセンターでございます。こうした事情とは当市におきましては、実態がかなり違うというふうに認識をしておりますので、地域防災計画に定める炊き出し施設は、給食施設の既存施設を利用するほか、市内の仕出し業者、飲食店、旅館などに協力を求めるとしてあります。また、炊き出しが必要な事例が発生した場合は、先ほどから申し上げているとおり、学校再校を最優先として考えてまいりたいと、そういう認識でございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 ということは、先ほどの答弁と同じということですね。

ぜひ、給食調理場を臨機応変に活用できるように、改めて検討するよう求めたいと思います。

次の質問に移ります。

3項目めは、ひきこもりについてであります。

2018年の12月議会で、大人のひきこもりの人数について、健康福祉部長が答弁されておりますが、ひきこもりの人数は把握していないという答弁でした。ただ、生活サポートセンターへの相談で判明したひきこもりが平成27年度7名、28年度3名、29年度3名、平成30年度が2名と、合計15名。そして、生活保護受給者のうち、ひきこもりの方が現在8名と回答しておりました。

対策については、ひきこもりの相談は本人、家族、民生委員、ケアマネジャー、保健師などから受けていると。その後、支援員が相談者の経済状況や身体状況に応じて関係機関と連携しながらつないでいるところであると。そして、今後は生活サポートセンターにおいて、ひきこもりの相談支援について対応していく旨のチラシをわかりやすく記載すると。そして、気軽に相談できる窓口があること、それを周知できるよう広報の手法を考えてまいりたいということでありました。

また、2年前の質問の中では、市は今後ひきこもりの悩みを抱える世帯が増えることが推測されると答えておりました。

今の現状はどうなっているのか伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 当市におけるひきこもり

の現状についてであります。現在把握しているひきこもりの状態にある方は32人となっております。

また、家庭児童・教育相談室への不登校に関する相談は、令和2年度で17件ありますが、過去2年間との比較で減少傾向となっております。

ただし、ひきこもりに関する調査を行っておりませんので、潜在的に相談に至らないケースもあるというふうに考えてございます。

ひきこもりに関しましては、現状、生活サポートセンターや保健センターにおける相談業務、また生活保護のケースワーカーや介護保険のケアマネジャーの関わりから支援につないでおりますが、対応につきましては、ひきこもりの特性から電話・訪問による状況把握や家族に対する助言、柔軟にそれぞれの事例に応じて、定期的に支援をしているということではないのですが、その状況に応じた柔軟な支援を行っているというような現状でございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 状況に応じて支援されているということですが、実際今の32名の方に対して、年間何回ほど支援をされているのか、その回数について伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 支援の回数といったことではございますけれども、ひきこもりについては、ほとんど本人に会えないことがほとんどであるため、定期的に支援するといった対応ではなく、家族からの相談ですとか、本人の状況に変化が生じた場合など、それぞれの内容に応じてケース・バイ・ケースで随時対応しているものでありますので、支援回数等をまとめた数字はございませんが、それぞれ個別に記録をしているというような現状でございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 本人に会えないというケースがほとんどだということではありますが、ただ、その回数を何回やりますよということも、今お答えいただけなかったのですけれども、やはり32名の方がいらっしゃるのであれば、そこに対して年に1回ほど程度連絡を取り合うとか、お元気ですか、その後のお悩みはないですかというような聞き取りぐらいしてもいいのかなとは思っておりますけれども、どうでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 現在把握をしているひきこもりの方32名というお話をさせていただきました

が、内訳としては健康推進課が22人、社会福祉課、これは保護4、障がい1、それと介護福祉課5人というふうになってございます。社会福祉課の保護につきましては、定期的な家庭訪問がありますし、障がいにつきましても定期的に伺うこともあります。介護福祉課5人、これは介護関係ですのでケアマネジャーが定期的に出向くというようなこともございますが、健康推進課につきましては、やはりひきこもりの特性といったこともございますので、行くことが逆にマイナスになることも多々あるというようなことも伺っておりますので、現在のところ、これ全てを支援回数まとめたものはないですが、これも全て個別に記録をしているというような状況でございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 現在の状況については理解させていただきます。

ただ、今後、ぜひ声かけなども検討していただけたらと思います。

また、2018年の質問の中では、訪問型就労準備支援事業について取り組んではどうかとの質問に、市は「長期間ひきこもりとなった方の対応については、生活サポートセンターであっても生活保護受給者でもあっても、初めに相談者の自宅を訪問して面談を試みます。しかし長期間外部の方とコミュニケーションを取っていない方は初めは面談を拒絶することもあり、短時間の訪問を繰り返し、必要に応じて保健師を同伴させながら、徐々に信頼関係を築いていくこととなります」と言っています。「就労支援については、信頼関係を築いた後の次の段階にあると考えている。2018年度からは厚生労働省が始めた訪問型の就労支援事業について、当市で実施はニーズも含めて今後研究する」という回答でしたが、その後の進捗状況についてはどうか伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 訪問型ではないのですが、就労支援事業についてでありますけれども、この事業は生活困窮者自立支援制度における支援の一つとなりますけれども、相談者の状況に応じて作成する就労準備支援プログラムに基づき、日常生活自立・社会自立・就労自立に関する支援を行うものであり、当市では令和4年度の実施に向けて現在準備を進めているところでございます。

議員御質問の訪問型就労準備支援事業につきましては、ひきこもりや中高年齢者などのうち、直ちに

一般就労を目指すことが難しく、家族や友人、地域住民などとの関係が希薄な方を支援するため、通常の就労準備支援事業に加えて、訪問による早期かつ継続的な個別支援を重点的に実施するとともに、地域において対象者がなじみやすい就労体験先を開拓、マッチングする取組として、国も推奨しているところでございます。

来年度における就労準備支援事業の実施に当たりましては、支援の対象となる方々の状況に応じて対応できるよう、この訪問型就労準備支援事業をやるということではないのですが、訪問型の支援の実施も含めて、この辺は柔軟に考えていけるかというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 来年度から訪問型の支援事業も考えているということですが、先ほど市のほうから声かけすることはなかなか避けていると。相談者のほうから来た中で受けてますよということですが、こういった場合、令和3年度に支援事業をする場合、相談がないとこの事業は始まらないというふうに考えればいいのでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 ケース・バイ・ケースだというふうに考えてございます。御家族から、また地域から、また御本人から、様々相談の手法はあると思いますが、そういった部分、柔軟に対応しながら取り組んでいければというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 今の御答弁だと、相談者のほうからやっぱり来ないと始まらないというふうにちょっと受け取ったのですけれども、市のほうからこの方はどうだろうということで働きかけるようなことはないのですか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 ひきこもり、先ほどもお話ししてはいますが、いろいろ特性がございしますので、それはケース・バイ・ケース、状況に応じて、そういった市からのアプローチもあるかもしれないですし、また相談に応じて支援につながるような手法もあると思いますので、そこは柔軟に対応していければというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 わかりました。

柔軟に対応していくということで、よろしくお願

いします。

また、2018年の質問では、家庭教育支援における訪問型アウトリーチの支援の取組について質問しています。「雇用の教育支援にはさらに地域の協力、支えも必要となります。支援については、コミュニティー機能の異なる地域においても、全国的な普及が可能か検証しているともお聞きしておりますので、その家庭教育支援について、議員の提案、アウトリーチの支援については勉強してまいりたい」と回答しております。その後どのような取組が行われているか伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 訪問型家庭教育支援につきましては、家庭で様々な課題を抱えつつ、相談の場に足を運ぶことが難しい保護者に対し、訪問により不安や悩みを聞いたり、必要な情報提供を行う支援であり、家庭の孤立化防止や課題の早期発見に効果があると考えております。

当市では、子供や家庭、教育に関する様々な不安や悩み、子供の療育、発達に関すること、不登校やいじめ、非行などの学校生活に関すること、家庭環境に関することなど、家庭児童・教育相談室が相談に応じているところでございます。

保護者や児童・生徒からの相談に加え、学校などからの情報提供に伴う相談にも対応し、必要に応じて関係部署や関係機関の連携により対応しているところでございます。

また、相談方法につきましては、来室、電話、メールのほか、状況に応じて訪問対応を行う体制も整えておりますので、訪問型家庭教育支援と同様の効果が得られているのではないかとこのように考えてございます。

今後におきましても、現在の相談体制を継続するとともに、学校や関係部署、関係機関との連携強化に努めてまいりたいと考えてございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 わかりました。

引き続き、よろしく申し上げます。

それでは、最後の項目、給食の無償化について質問いたします。

学校給食についてですが、今、子供の食のセーフティネットだと言われております。

今思えば、私が小学生の頃は食べ物に飢えていたのではないのかなと思います。給食の多くはおいしくて、いつも残さず食べていた記憶があります。今

は、いろいろなところに食べ物が豊富にある時代がありますが、お金があれば買うことができても、なければなかなか食べられません。そういう状況にある子供たちは大勢いるのではないかと思います。

子供の実態をつかむためにも、子供の食に関するアンケート、これについて市の教育委員会は行っているのか。また、結果はどうなっているのか伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 当市におけます学校給食に関するアンケートにつきましては、小学校5年生から中学校3年生を対象としまして、本年8月末から各小中学校において、現在順次調査をしているところでございます。

現時点ではまだ集計結果は出ておりませんが、設問は5問で、内容は、量や味、学校給食への期待などということで行っているところです。

また、文科省が実施する学力学習状況調査では、朝食を毎日食べていますかの設問に、「食べている」「どちらかというと食べている」という回答を頂いております。それでは、小学校6年生では、令和2年は93.3%、令和元年は93.7%、中学校3年生では、令和2年は88.7%、令和元年は93.3%という結果が出ている状況があります。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 90%を超えたような朝食を食べているということですね。そういう結果が出ているということではありますが、まだ、10%程度の方は食べないで学校に来ているということですから、給食がいかにか大事かということもわかると思います。

今の現在の給食費の扶助、就学援助を受けている生徒は何人なのか。過去と比べてどれほど変化しているのか伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 就学援助を受けている要保護、準要保護児童生徒数の認定率ですが、平成30年度では23.7%で595人、平成31年度では22.7%で568人、令和2年度では20.5%で503人となっております。ここ数年の推移を見ますと、減少している状況にあるという状況です。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 減少傾向、今は減少傾向ですという回答ですが、子供たちの人数がこの間減っていますよね。そういう中で、扶助費自体がそんなに減っていないなと私は思っています。今までの決算

資料などを見ていくと。そうしますと、率も本当は上がっていくのかななどと思っはいたのですが、30、31それから令和2年度でいくと少しずつ減っているということですね。この数値、もう少し違った数字はないのでしょうか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 今3年分の数字を言わせていただきましたけれども、一応5年分押さえておりましたので言います。

平成28年度が650人で23.9%、それから平成29年度が590人で22.4%となっております。ですから、傾向はあまり変わってないのかなというふうに感じます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 わかりました。およそ23%から、今は、現在は20%程度まで落ちているというふうに認識しました。

そこでお聞きしますが、子供の食のセーフティーネットとなっている給食について、市はどのようにしていくべきと、給食についてですね、どのようにしていくべきと考えているか伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 学校給食は、学校給食法に基づき学校の教育活動として実施されているものです。また、学校給食は、学校給食法及び学習指導要領において、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスの取れた豊かな食事を提供することにより、健康の増進と体力の向上を図るとともに、食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材として、給食の時間はもとより各教科、特別活動や総合的な学習の時間などにおいて活用することが求められているものであります。

そのため、学校給食を継続して安定的に運営し供給することが第一であり、そのためには現在計画している小規模調理場を大規模調理場に集約し、安定的な給食提供体制を構築することが必要であるというふうに考えているところです。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 非常に大切な教育活動だということですね。食育もありますし、非常に重要な部分だと思います。

ただ、今の安定的に供給するということについては、人材の確保などで難しいということでもありますけれども、当然市の教育委員会は安定的に供給するというのが当然のことなのではないかなと私は思

います。なぜこうなってしまったのかというところもぜひ考えていただけたらと思いますが、やはりこの間正職員の不補充ということで、不安定な職場環境になっているというのが一番の問題なのではないのかなと思います。やはり正職員を増やすところをやっぱり考えていく、そこが見直すところなのではないのかなと思いますけれども、御見解を伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 給食調理員の正職員として増やしていったらいいかというお話ですけれども、市としましては、現業職員に対する一定の方針を持っておりまして、給食現場におきましてもその方針に沿って取組を進めてまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 方針は変わらないというふうに受け取ります。これ以上議論しても難しいので、またここの議論についてはほかの場でさせていただけたらと思います。

次の質問です。

給食費の納入状況についてです。

納入状況の推移はどうなっているのか伺います。

そして、未納になっている世帯は、何が理由で未納になっているのか。また、教育委員会は聞き取り調査をしているのか。

今、家庭の収入が減ったときに、何を減らすかという質問をされた部分で答えがあるのですが、食費とそして交際費の支出を減らすというのが過去の調査でわかっております。ですから、収入が減ったときには、子供の食にかなり影響が大きいと思います。まずはその給食の未納になっている世帯について、どのような状況か伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 市内小中学校における給食費の滞納状況についてですけれども、児童生徒数の比率では平成30年度が0.9%、平成31年度が1.0%、令和2年度が0.7%となっております。

滞納額の率でいきますと、平成30年度が0.4%、平成31年度が0.7%、令和2年度が0.5%で、ここ数年同様の水準で推移しており、大きな増加傾向は見られておりません。

また、滞納の理由につきましては、納入義務意識の欠如、経済的困難などというふうに学校から伺っております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 意識の欠如というのあれば、経済的な理由も当然あります。

それで、未納の場合にはどのように対処しているのか伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 滞納の世帯への対応につきましては、各学校において文書や電話、訪問等による督促、催告を行うとともに、経済的困窮世帯には就学援助制度の説明などを行っております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 わかりました。

その就学援助の説明をしているということですが、滞納をされている方以外の方には就学援助の説明などはしているのでしょうか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 就学援助の説明につきましては、学校で年度当初に全児童生徒にしているところです。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 わかりました。十分な周知をお願いしたいと思います。

貧富の差によらず子供が等しく学べるように、子供が伸び伸びと学校へ通えるように、また子育て世代を応援するということが、網走に住む人が増えることにつながるとは思いますが、紋別市ではいよいよ給食費無償化を実施するというふうにお聞きしています。網走市も給食費を無償化すべきと考えますが、いかがでしょうか。また、無償化する場合、年間に必要な予算は幾らかかるのか伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 学校給食の無償化についてですけれども、市では準要保護世帯の決定に当たりましては、生活困窮者のセーフティーネットの観点から生活保護基準の1.3倍の額を基準としていることもあり、学校給食については学校給食法による保護者負担の考え方にに基づき、食材料に関わる保護者負担の制度を継続することとしております。そのため、現在のところ給食の無料化については法令に照らして行うことは考えておりません。

なお、小中学校の給食費を無償化した場合、年間200日の提供と想定しますと、約9,300万円程度の負担がかかるというふうに考えております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 年間9,300万円の予算で無償化で

きるということですね。

紋別も、先ほど言いましたけれども、無償化に当たってやはりふるさと納税を充てていくのではないのかなと思います。網走市のふるさと納税の収入もかなりありまして、様々な教育施策に活用しているということは私も認識しておりますが、ぜひふるさと納税を使って検討するよう求めて、質問を終わります。

○井戸達也議長 本日の議事日程であります一般質問はまだ終了しておりませんが、本日はこの程度で延会とし、明日一般質問を続行したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、本日はこれをもって延会とします。

再開は、明日午前10時としますから、参集願います。

御苦労さまでした。

午後3時12分延会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長 井 戸 達 也

署名議員 小田部 照

署名議員 村 椿 敏 章

9月15日 (水曜日) 第4号

令和3年第3回定例会
網走市議会会議録第3日
令和3年9月14日(火曜日)

○議事日程第3号

令和3年9月14日午前10時00分開議

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

一般質問 (古田議員、川原田議員、永本議員、
立崎議員、小田部議員、村椿議員)

○出席議員(15名)

石垣直樹
井戸達也
小田部照
金兵智則
川原田英世
工藤英治
栗田政男
近藤憲治
立崎聡一
永本浩子
平賀貴幸
古田純也
松浦敏司
村椿敏章
山田庫司郎

総務防災課参事 渡辺 昭
職員課長 寺口 貴広
財政課長 古田 孝仁
市民活動推進課長 湯浅 崇
生活環境課長 近藤 賢
社会福祉課長 結城 慎二
子育て支援課長 高畑 公朋
子育て支援課参事 小沼 麻紀
商工労働課長 北村 幸彦
観光商工部参事 高橋 優紀

教育長 岩永 雅浩
学校教育部長 田口 徹
社会教育部長 吉村 学
学校教育部次長 小路谷 勝巳
学校教育課長 小松 広典
社会教育部参事 高橋 善彦

○事務局職員

事務局長 林 幸一
次長 石井 公晶
総務議事係長 法師人 絵理
総務議事係主査 寺尾 昌樹
係 早瀬 由樹

○欠席議員(1名)

澤谷 淳子

○説明のため出席した者

市長 水谷 洋一
副市長 後藤 利博
企画総務部長 秋葉 孝博
市民環境部長 武田 浩一
健康福祉部長 桶屋 盛樹
農林水産部長 川合 正人
観光商工部長 伊倉 直樹
建設港湾部長 吉田 憲弘
水道部長 柏木 弦学
庁舎整備推進室長 立花 学
企画調整課長 佐々木 司
総務防災課長 田邊 雄三

午前10時00分開議

○井戸達也議長 おはようございます。

本日の出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

○井戸達也議長 本日の会議には、次の議員から欠席の届出がありましたので報告します。

欠席、澤谷淳子議員。

○井戸達也議長 本日の会議録署名議員として、小田部照議員、村椿敏章議員の両議員を指名します。

○井戸達也議長 本日の議事日程は、既に印刷して配付の第3号のとおりであります。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

○井戸達也議長 日程第1、一般質問を行います。
前例に従い、通告順に発言を許します。
古田純也議員。

○古田純也議員 ー登壇ー おはようございます。
志誠会の古田純也でございます。
通告書に従い、質問させていただきます。
地球温暖化の影響なのか自然変動のせいなのか、近年冷涼であるはず、この網走でも私の調べでは2021年7月、気温が25度以上の日は21日間、30度以上の真夏日が4日間あり、7月28日には35.1度の猛暑を記録しました。この期間は夏休みとはいえ自分たちの子供の頃には経験したことのないような暑さを今の子供たちは過ごしている上、新型コロナウイルス感染予防としてマスクを着用など様々な負担がかかっていると思います。

そのような中、夏季休業の期間を活用し、各校では学力向上などを目的として、様々な事業を展開しているようですが、実際にはどのような事業を実施して、その実績についてお伺いいたします。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 夏休みや冬休みの長期休業期間中におきましては、市内小中学校全校において1週間程度の学習サポートを実施しており、希望する児童生徒が学習習慣の形成や不得意な科目の克服など、自分の課題を見つけ、学校ではそれをサポートする体制を提供し、長期休業期間中に集中して取り組める学習環境を用意しているところです。

本年の夏休みにおきましては、10校で実施されましたが5校の小学校が新型コロナウイルス感染拡大防止のため学習サポートを中止し、小学校・中学校各1校が暑さのため、当初予定日程の途中で中止した状態となっております。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 学校では様々な取組が行われており、暑さにより日程を中断した学校があったことも承知いたしました。

私たち会派、網走小学校に夏休みの学校の様子を見せていただいたときも、まさにこのような暑さの真っ最中で、教室内は大人でも耐え切れないような状況でした。

このときは夏休みの中なので通常の学校運営時とは異なりますが、夏休み期間前後の通常の授業においても、このような気温になることは十分想定されます。文部科学省における学校環境衛生基準では、健康を保護し、かつ快適に学習する上で維持される

ことが望ましい温度を17度以上28度以下としています。

教育委員会ではこの学校環境の改善について、どのように考えているのかお伺いいたします。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 学校環境の改善についてですけれども、網走におきましても温暖化が進んでおりまして、以前は比較的涼しかった夏ですけれども、今年は30度を超える日も増え、夏の学習環境は以前よりも厳しい日が多くなったと認識しております。

これらのことから市教委では、令和元年度には全学校全教室に網戸を設置し、さらに令和2年度におきましては、換気のため全教室に扇風機を配置するなど、夏の学習環境の改善に努めており、今後も必要に応じて対応してまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 通常授業における暑さについての対策をしていることはわかりました。

全校全教室に冷房装置を設置するという予算や維持費を考えると、なかなか難しいと思います。そこで、まずは暑さにより体調を崩した子供たちに冷房設置のある部屋で休ませる必要があることから、全校の保健室に冷房を設置するという考えはいかがでしょうか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 冷房の設置についてですけれども、酷暑での学習や体育の授業では、体調に異変を来すことも十分あり得るものと考えられ、最近では室内での熱中症の危険性も指摘されているところです。

コミュニティセンターなどでは熱中症予防のためのシェルターとしての冷房設備を備えておりますが、これと同様の考え方で、体調を崩した児童生徒に備えて、保健室の冷房設備の設置について検討してまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 ぜひ子供たちのための改善、検討していただきたいと思います。

私からの質問は以上です。

○井戸達也議長 川原田英世議員。

○川原田英世議員 ー登壇ー おはようございます。

民主市民ネットの川原田英世です。

一般質問をさせていただきたいというふうに思い

ますが、皆さんも報道等で御存じのとおりかと思いますが、これが私の最後の一般質問になるのではないかなというふうに思っております。

これまで6年間様々な提案等もさせていただいてきましたけれども、そんなことを振り返りながら、質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず初めには、多様性を認め合う社会をつくっていかないといけない、そういった点で性的少数者LGBTをはじめとした多様性を認め合う社会について、何点か伺っていききたいというふうに思います。

本件については、網走市で何度も請願、陳情があり、議会内でも議論が行われてきました。非常に熱心に取り組んでいただいていた佐藤正隆さんが亡くなりまして、もう2年の月日がたってしまっております。彼の思いを受け継いで、多様性を認め合う社会、SDGsにも掲げられている社会の実現に向けて、私たちは取り組んでいかななくてはならない、そのように考えているところです。

議会でもそういった思いを受けて、先進地である大阪にも視察に行きました。やはり、国際都市を目指す一環として、多様性を認め合う社会を早急に構築していかなくてはならないという大阪市、万博も控えているということもあり、非常に重たく課題を受け止めて取組をされているなという印象を受けました。そういった中で、議会でもその請願、陳情、採決をしたというところであります。

そういったところから、これまでの取組のちょっと状況について改めて整理をしたいと思っておりますが、一度講師をお招きして私も参加をさせていただきましたけれども、市民の皆さんに認識を深めていただくということとで事業が行われたというふうに認識をしています。それを経て今に至るまで、どのような取組が行われてきたのかなというところで、そのところを改めて伺いたいというふうに思います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 性的マイノリティーへの理解とともに全ての人々の人権が尊重され、多様性を認め合う、こうした意識の醸成を図るため、これまでに校長会、女性団体、町内会、社会教育団体、労働組合から推薦された委員5名と一般公募の委員5名、計10名で構成する男女共同参画プラン推進会議におきまして意見交換を進めながら、公式サイトや広報紙での特集記事の掲載や、今、議員からお話のありました当事者を講師に招いての講演会の

開催など、知識や理解を深める取組を進めているところでございます。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 取組を進めている最中ということで、コロナ禍ということもあってなかなか市民に対して、こういった多様性を認め合う社会についての認識を深めていただくということが難しいという背景もひとつあるのだというふうには思っておりますけれども、そこも含めてやっぱりしっかりと取組を前に進めていただきたいと思います。

特に、請願、陳情であったのは、パートナーシップ制度の地域での取組であります。

これまでの本当に網走市として前進してきたのは、佐藤正隆さんが取り組んでこられた成果だと思いますし、本当にその点で心から感謝を申し上げたいというふうに思います。

そういったところを思いながら、今後パートナーシップ制度、どのように進めていくのかということをお伺いたいというふうに思いますが、基本的な考え方と今後の方針について伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 パートナーシップ制度は大都市を中心に100を超える自治体が制度化しており、パートナー証明、これにより、主に公営住宅の入居要件を満たす取扱いがなされるほか、現在では民間によるサービス提供も少しずつ増えてきている状況と認識をしております。

制度の導入に当たっては、地域における制度に対する理解の促進や、個人情報保護、サービスの内容、手続、それから相談体制など、様々な観点での慎重な議論と準備が必要だと考えております。

現在、北見市におきまして、パートナーシップ制度の導入に向けて検討が進められておりますので、こうした動きを参考にしながら、また本市の男女共同参画プラン推進会議におきまして、制度に対する御意見も頂きながら研究を進めてまいります。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 研究を進めていくということですが、北見では先へのろしが上がったというところで、僕は方向性だけでも一日も早く示していただきたいと思っております。

もういつまでも研究しているとか、そういう段階ではないので、まずは方向性を示して、それから研究していくものだと思います。ですので、もう一歩、二歩進んだ取組を、これは国際的にもやはり

重要な観点だというふうに思いますし、観光都市としての網走として、やっぱりまず一步前に進むのだというところの意思を示していただかなくては、全体的に前に進まないと思うのです。検討するというのはわかるのです。だけれども、何に向かって検討するのだということを発信して行ってほしいというふうに思います。それがないと検討できない、検討しても、いつまで検討してるんだという話になりますし、北見さん何か動いてきたからそれに合わせますとか、それを結果を見てから考えますではないのですよね。網走市としても意思をしっかりと持ってほしいということです。

そういったところで、なかなか進んでないような気がして受け止めていたのです。なので、今回これを伺いました。やっぱり大切な価値観だというふうに思っています。そこで、多様性を認め合う社会に向けて、今いろいろと言いましたけれども、今後の取組について伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 社会における多様性、人種、性別、性的指向、言語、宗教、障がいの有無、文化など様々な違いがありますが、違いを肯定し、受け入れ、多様な人々が互いに認め合い、一人一人が個性や能力を十分に発揮できる社会の実現が求められていると認識しております。

これまでの取組を継続しながら、新たに職員向けガイドブックの作成や啓発チラシの配布などに取り組みとともに、学校教育、社会教育、福祉など、庁内の関係課とも情報共有、連携を図りながら、多様性を認め合う意識の醸成に努めてまいります。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 わかりました。

最後に市長にも伺おうと思っていましたけれども、それは本当の質問の最後にもらいたいと思っておりますので、次に移ります。

次に、市の職員の賃金や雇用環境についてということで伺っていきたいのですが、先日、新聞の記事に目が留まりまして、その内容が、東京都内の一部の自治体といっても相当な数の自治体数が並べられてましたけれども、自治体で公務員の方の初任給が最低賃金を下回っているというような報道でした。これは大変なことだと思って受け止めていたのです。

それで、まずは網走市の状況についてお伺いしたいと思っています。また併せて、市の状況というこ

とで会計年度任用職員の方の状況についても、最低賃金を下回っている状況にはないのかどうか、まずこのことを確認したいと思います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 今、議員お話の件ですが、初任給が最低賃金を下回る自治体が一部あるという報道です。東京都など、民間賃金の高い地域に勤務する職員には、基本給に加えて、その賃金水準を反映するため地域手当が支給されております。この支給割合が特別区や市町村によって異なることから、一部の市町村で最賃割れを起こしているとの内容だったと承知しております。

なお、地方公務員の給与につきましては、地方公務員法の規定で最低賃金法の適用が除外されていることから、最低賃金が公務員の給与に直接的に影響を及ぼすものではないと考えているところです。

状況ですが、当市の場合では、地域手当の支給対象地域ではありませんが、初任給におきまして、北海道の地域別最低賃金を上回っております。また、会計年度任用職員についてですが、こちらにつきましても地方公務員法の規定により最低賃金法の適用を受けることはありませんが、正職員同様、北海道の地域別最低賃金を上回っているところでございます。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 わかりました。

その最低賃金という枠組みが自治体職員、公務員には当てはまらないということなので、逆に言うと、そこをしっかりと管理していかないと、最低賃金がどんどん上がっていくでしょうし、今の世の中の流れだと、私たちも要求していますけれども、1,000円は少なくとも北海道も超えて行ってほしい。もっともっと最低賃金を上げる必要があるのではないのかというふうに考えていますので、そういうふうになってくれば、柔軟にそこは最低賃金が上がるのに合わせて市の職員の給料の在り方自体を考えていかなくてはならないと。セットで考えていかなくてはならないのだけれども、今の答弁でいくと、当てはまらないのということだったので、そこはまた別の考え方があるのかどうなのかということなのですね、疑問がですね。なので、伺いたいのですけれども、この賃金の在り方とか考え方というのは基本的にはどのように認識をしているのかお伺いします。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 現在、民間準拠を基本とする国家公務員の給与勧告に準じて見直しをしているところがございます。

この最低賃金の状況も引き続き注視しながら、適宜見直しを図ってまいります。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 適宜見直しを図っていただきます。わかりました。

それで、ちょっと別の視点で一つ伺いたいのが、この近年、僕がちょうど高校を卒業したあたりからなのですが、非正規職員、派遣職員などというものがだんだんだんだんと増えてきて、その割合は年を追うごとに増えてきています。どちらかというと、最初は若い人たちの新しい働き方という受け止め方だったのですが、今では逆にそれがもう主な働き方、若い世代だけではなくて、高齢の方も非正規職員というような社会になってきて、世の中のバランスが相当崩れてきている要因はここにあるのだろうと思っています。

自治体においては、そういったことでいくと、会計年度任用職員という形になってくるのだというふうに、一部はですね、全部が全部そうとは思いませんけれども、非正規な職員という扱いとなってくると思うのですが、そこで、これも年々増えていっているのではないかなと思って、以前にも聞いたのですが、現在の状況を確認したいのですが、現在の職員に対する会計年度職員の方の割合というのはどのようになっているのでしょうか。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 令和3年4月1日現在の正職員数は352名、会計年度任用職員は217名となっており、全職員に占める会計年度任用職員の割合は38%となっております。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 わかりました。

他市の状況等も把握していると思うのですが、その38%という数字、どのように受け止めているのでしょうか。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 こうした指標につきましては、一般的に公表されておりませんので一概に比較はないですが、当市の事例で申し上げますと、平成28年4月1日現在で232名で、このときが39.9%、現在が先ほど申しました217名で38.1%、現状として今年の4月1日はコロナの対策で会計年

度任用職員を雇用しているというのがありますので、これを除けば207名で37%ですので、その割合は少し幅としては小さいですが、形としては減少傾向にあると考えております。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 わかりました。

自治体によっては50%などというのも一部報道で出ていたこともありますし、徐々に徐々に自治体の中でも、言わばブラック公務員などという言葉も何か一部出てましたけれども、徐々に徐々に働き方が変わってきているなという認識で受け止めています。

しかしながら、それを大きく変えるというのはなかなか現状では困難ですので、どのように社会の在り方を考えていくのかということ、基本的な意識を持っておかなければいけないというふうに思うのですが、それと同時に今の学校給食などをはじめとすると、会計年度任用職員の方の職場の環境の在り方とかも非常に改善が求められるところが多いのだというふうに思っています。

その現場現場、会計年度任用職員の方たちの働く場所というのはそれぞれ多種多様ですから、一概に一つ二つのルールだけで押し込んでいくのは、これ雇用の改善だとか環境の改善につながっていかないと思うのです。ですので、これまでの議論でいくと、兼業についての可否についてもいろいろな定めがあったりだとか、あとは定年の在り方も、これも果たして今のままでいいのかだとか、様々な課題を並べて改善をしていく必要があるのではないかなというふうに思っているのですけれども、それについて見解を伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 今、議員お話のとおり、会計年度任用職員の雇用に当たりましては、職種や職場に応じた考慮も一定程度必要と考えております。

初めに兼業につきましては、勤務時間の上限などの条件はありますが、届出によりこれを認めております。

それから、お話のありました定年につきましては、今年6月、職員の定年を段階的に引き上げ65歳とする改正地方公務員法が公布されたところですが、会計年度任用職員は一会計年度を上限に雇用する非常勤職員に該当いたしますので、定年という概念はございません。このため、職員の募集に当たっ

ては、法令によって年齢制限を設けることができません。職務の遂行に必要な能力を有すると認められる場合は、年齢に関わりなく勤務することが可能となっております。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 その認識はちょっとなかったものですから、年齢にかかわらず雇用することが可能と。でも、募集だとかそういうのは年齢縛ったりとかしているのですよね。そういう状況にはありませんか。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 年齢の制限はしてございません。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 わかりました。

では、それで年齢制限は特にしなくて募集をしていて、該当する方であればそれは働けるという状況にあるのですね。ちょっと僕の聞いている話とちょっと違うのだなと思って。では、働けるよという方でも働いてない方は自主的にそういった募集があっても応募していないとか、そういう状況にあると。別にはねられたりとか何だりしているわけではないということの認識でいいのですね。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 採用に当たりましては、それぞれ面接などを実施をしております。条件、募集する際は年齢制限は設けておりません。結果的にその方がその職種に当たることができるか、そういう採用についての判断をさせていただいておりますので、全て募集者を雇うというか、そういう考えではございませんので、そこは御理解いただきたいと思えます。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 わかりました。

僕のほうに話が来ていた方は、もう加齢だからもうこの現場では働けませんねと言われて辞めたということで、でも私はまだまだ働けるのですという話を伺っていたものですから、あれ、ちょっとそういうことなのだなと思って、ちょっと認識が違ったかなと思っています。

もう少し話を詳しく聞いてみないとわからないのですけれども、そういったふうに受け止められているのであれば、そういったところもないように改善していかなくてはいけないのかなというふうに思います。

マンパワーが地域で足りなくなっている、どこの民間企業も人手不足に苦しんでいるという状況にあります。そういった中で、やっぱり地域全体を含めて自治体は変わっていかなくてはいけない時代なのだろうなというふうに思っていますので、その点、今、内容、答弁いただいてわかりましたので、その視点を持ってもう少し親身に会計年度任用職員の人たちが働きやすい環境改善をぜひとも図っていただきたいというふうに思います。

それで、最後の質問に移りたいというふうに思うのですが、これからのまちづくりについてということで伺いたいというふうに思います。

最後の質問と最初に言ってしまったのであれですけども、そんなに深く何かを追及するとか、そういった思いは今回の質問ではなくて、大きな方向性を聞かせていただきたいなと思っていました。ですので、これからのまちづくりについてということで伺っていきいたいというふうに思います。

網走というのはやっぱり大きな可能性、潜在的価値がたくさんあるというふうに思っています。そう思って帰ってきたのです。失礼しました。

生まれ育った町に帰ってきて、まだ10年もたっていないわけでありましてけれども、こうしてこの愛する町の議員として……、失礼しました、取り組むことができたこと、大変光栄に思っています。それで、僕が帰ってきた理由は、やっぱり可能性がすごくたくさんあると思っていたからです。都会で暮らして、国会議員の秘書もやりながらでしたけれども、やっぱり何か物足りなさを感じていました。というのは、そこに何というか、僕も魚屋のせがれで育ってましたから、何か食とかそういった命につながる部分が見えない、スーパーに行けば魚も売っているし食品は何でも売っているのですけれども、そこにリアリティーを感じなかったのですね。やっぱり命というものは、食があって、そして環境豊かな自然があって初めて輝くものだ。そういった可能性を持っている地域だと、生まれ育った町は。だからこの町を何とかしたいと思って帰ってきたわけです。

帰ってきて見てみると、本当に可能性はたくさんありました。しかし、消えゆく可能性があることも感じたのは事実です。だから、議員になるという決断もさせていただいて、これまで皆さんとる議論をさせていただいてきました。そういった中で、その認識を皆さんでやっぱり共有していかなくてははい

けない。何しろ過去にない少子高齢化、人口減少に苦しむ地域であります。地域を、未来をつくっていかなくてはならない。

そういった観点でまず教育長に伺いたいと思いますが、この地域の生かし切れていない魅力や大きな可能性について、どのように認識をしているのか。そして、潜在的にあってまだ生かされていない可能性はどのようなものがあるのか。そして、それをどのようにこれからの教育行政の中で生かしていきたいと考えているのか。

学校給食等について様々な議論をさせていただいてきた中ですが、そういった点も含めて、どのようなこれからの教育行政を描いているのか伺いたしたいと思います。

○井戸達也議長 教育長。

○岩永雅浩教育長 ー登壇ー 川原田議員の御質問にお答えをいたします。

今後の教育行政の推進についてですが、私たちは先人たちが幾多の困難を乗り越えて築き上げてきたまちの歴史や文化、これを継承し、新しいまちを創造していくために、次の時代を担う人づくりを進めていく責任を持っており、網走市の教育の目指すべき姿を教育目標に定めているところでございます。

網走市には、お話のとおり様々な魅力ある資源があり、自然や気候・景観・文化・歴史そしてひと・もの・まち、それぞれが魅力にあふれ、人を引きつけており、さらにこのまちには、私たちがまだ気づいていない、気づけない魅力をも秘めていると考えています。

そのような環境の中で、子供たち一人一人の夢を大切にしながら、明日を開く生きる力を育むとともに、誰もが生涯を通じて学習や文化・芸術・スポーツなどに親しむことができ、地域を生かした様々な交流により豊かな人間性を育むまちを目指しております。

一方で、人口減少に歯止めがかかりません。また、ソサエティ5.0時代が到来をし、社会の在り方がこれまでとは大きく変わる状況が生じ、さらに新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、社会の変化が急激に加速度を増し、より複雑で予測困難な時代の中で、当市が将来にわたって発展していくためには様々な社会的変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となる人材を育成する教育の役割が重要になってきていると認識をしております。

す。

また、教育を取り巻く環境、情勢も大きく変化をしてきており、学校教育では、学校の新しい生活様式に基づき、持続的に児童生徒の学びを保障していく中で、新しい時代に必要となる資質・能力の育成に向けた教育の充実、地域と共にある学校づくりの実現などが求められていると認識をしております。

また、社会教育では、市民一人一人の様々な課題解決、自己実現のための生涯学習の推進と、豊かな心と創造性を持った市民自身によるふるさとづくりのための学習機会の提供、そして学習環境の整備が求められているというふうにも認識をしております。

教育委員会では、社会がどのように変化しようとも、子供たちがふるさとへの誇りと愛着を持ち、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性、そしてたくましく生きていくための健康や体力をバランスよく育てていくことに努めるとともに、市民誰もが主体的に学び続け、学びの成果が生かされる生涯学習社会の実現を目指し、教育行政の充実・発展に尽力をしております。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 ありがとうございます。

教育行政の将来について、今、答弁頂いたのですが、教育委員会の在り方等について一つだけ最後の質問なので言わせていただくと、やっぱりこれまで見てきて感じてきたことは、あれはできない、これはできないというところが目立ってきて伝わってしまってます、僕らにはどうしても。そうではなくて、子供のことを考えたときにどうあるべきなのかがまず最初にある、そのためにこれを挑戦しよう、あれを挑戦しようという可能性を追求した挑戦の姿勢がどうも見えなくて、現実厳しいのはわかっています。様々な課題があって、そして、いろいろな、これができない、あれができない、こんな課題があるというのを聞くとすごくわかるのです、大変だということは。しかし、目指すべきところは何が一番ベストなのかをまず念頭に置いた上で、そこに向かって課題を解決していこうという姿勢だというふうに思っているのです。しかし、なかなかそれが、あれができない、これができないという可能性をまず最初に落としてしまって、そしてこれが現実なんですというような方向に向かっていってしまっていないかということです。なので、可能性に

ついて伺ったのはそういった意味合いがありまして、ぜひその思いを持って取り組んでいただきたいと思いますというふうに思っています。

しかし、先ほど言ったようにマンパワー等で限界がある社会です。そこは教育委員会の中だけにとどまらず議会もあわせて様々な議論を通して、よりベストな方向をぜひ導き出していただきたいと思いますというふうに思います。

そして、教育長もあくまでも市長から諮問を受けているということでありませけれども、やっぱり市長と教育長がたまにけんかするくらいでいいのではないですかね、と思っておりますよ。意見をぶつけ合って、そういったまちのほうがかっとすばらしいまちになると思っておりますので、教育長にはぜひ頑張ってくださいというふうに思います。

そして、最後の質問にします。

市長にお伺いしたいと思いますが、これからのまちづくり、可能性を生かしていくのだと、市長はこれまでもその思いを持って取り組んでこられたというふうに認識をしています。

しかし、この困難な時代、取り組んでいく中で、なかなか成果が出ないというところに苦しんできたのも実態だろうなというふうに受け止めています。

まち・ひと・しごと創生総合戦略もやっぱりなかなかうまくいかない、なかなか方向性があってもKPIという数字で見られると、どうしてもインパクトとしての数字が上がってこない。まちをリーダーとして走る市長にとっては大変現実とも闘いながら苦しい思いもあったことだというふうに思いますが、それを乗り越えてこれから先、またさらに未来の可能性を、まちの可能性を引き出すために取り組んでいかれることかというふうに思います。

そこで、改めてになるのかもしれませんが、このまちの持っている可能性と、そしてまだ生かし切れていないもの、それをこれからどのように生かしていくお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○井戸達也議長 市長。

○水谷洋一市長 一登壇一 川原田議員の御質問にお答えをしたいと思います。

コロナ禍を経験したことについてということは後でまた、今でいいですか。

御質問いただきまして、潜在的な価値、可能性、そしてまた、コロナ禍を経験したことに対するというような御質問を頂きましたので、答えになるかどうか分かりませんが、ちょっとお答えをさせていた

だきたいと思えます。

潜在的な価値と可能性について述べよという御質問でございました。このお題に対する立論のない中で答弁は大変難しいものがあるというふうに思っております。

潜在的ということでありませけれども、その反対語は顕在化でありますけれども、こうして表面化されていない価値についての可能性についてということについて理解をした上で、その前提で考えなければならぬのは、こうした場において潜在的な価値をお話することはまさに顕在化をさせることだというふうに思っております。顕在化をここで、その潜在化している価値というのは一体何かという定義というものが多分求められているのだろと思えます。その上で、価値と価値観の違いを申し上げるまでもありませんが、人それぞれの持つ価値と価値観というものがあれば、我々が生きていくそれぞれの社会において価値観というものが異なってくるというのは御承知のとおりだと思えます。

今こうして私たちの生きる社会の中で、まさに価値をめぐる議論の積み重ねというのが極めて重要なのだろと思っております。

コロナ禍を経験したことによる新たな可能性、地域の再発見というお尋ねもございましたが、感染症は、そのものは今に始まったことではありませんで、つい100年前もスペイン風邪といったものが大流行して世界の感染者は5億人、死亡者は4,000万人、一説には1億人とも言われ、日本の内務省の統計でも2,300万人の患者と38万人の死亡者が報告されたところでもあります。スペイン風邪はまさに世界的な流行で、どこにいても逃れる場所はなかったと言われておりました。

その当時と現在では医療と公衆衛生の違いが感染者の数を小さくしているものと、このように思いますが、感染症法に書いておりますように、感染症は多くの、多々の苦難を経験し、時には文明存続の危機にも迫りやり、人類が乗り越える悲願であると、このように書かれているくらいのものだと、このように認識をしているところでございます。

こうした中、デジタル技術の発展というものが感染症の世界的拡大のリスク回避となり、そのデジタルの技術はコロナ禍を経て、10年から20年の時間が早まったものだと、このように思っているところでございます。10倍から20倍もの時間の速度の速さ

に、私たちが生きていく社会も合わせて取り組んでいかなければならないものだと、コロナ禍によってその必要性も理解も深まったものだと、このように理解をしているところであります。

こうした認識を持ちながら、この時間の早さというものに対して、どう合わせていくのか、形を合わせていくのかというのが大きな課題であると認識をしているところであります。様々な分野における取組、デジタルの取組というものを進めていかなければならないと、このように考えているところでございます。

この感染症が広がる中であって、リモートであったり、ワーケーションであったりといったところにフォーカスが当てられて取組を進める時代でもあります。確かに、都会においては満員電車で揺られ、仕事場で働き、帰りはガード下で一杯飲みながらというようなことが一気になくなってしまったところでもあります。ただ、満員電車から解放されることも仕事場に行くことも、自宅で、好きな場所で仕事ができるということは本当に幸せなのかどうかということも今問いかけてられているところなのだろうと思います。自宅の仕事というのは、伺いますと、機密情報管理の厳しさから人としてのオンオフの切り替えがなかなかできないつらさというところも耳にしているところでもあります。

申し上げたいのは、どっちがどっちという問題ではなくて、両方必要のメリットを知った、私たちは知ったことであるということでもあります。まさにハイブリッドのツールとして、一つのツールとして、デジタルを私たちは持ち合わせたわけでありまして、このことは一気に顕在化した価値の表出をさせたことでありまして、様々な場面において私たちの地域において、今後この取組というものを進めていかなければならないと、こう思っております。

加えて、我が国の近代を語る上で、明治維新は欧米列強に追いつけ追い越せと中央集権、富国強兵、殖産興業を国の柱として進めてまいりました。かつてはジャパン・アズ・ナンバーワンと言われて、当時はG N Pがアメリカに次ぐ世界の2位になった国が我が国でありましたけれども、令和の時代を迎えてかつての日本の姿とは異なる形、姿というものが必要であると思うところであります。

地方と国の在り方について、地方が豊かになる国づくりが求められているのだと、このように思うところであります。

今後に向けては、大所高所からの議論を議員から頂けたらと、このように幸いと存じる次第でございます。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 ありがとうございます。

まさに、デジタルトランスフォーメーションとか何か横文字で言ってしまうと、なかなか難しい世界の変革というか、時代の変革なのですが、コロナが世界を大きく変えた、そしてそれは大きな地域にとってはチャンス到来だというふうに僕は思っています。

地方分散型社会を今ICT化によってつくっていく、そのことが今求められている時代なのだろうというふうに思いますし、それと同時にあらゆるものの価値観や、そして経済の流れが変革を起こしていくのだろうというふうに思います。

日本のすばらしい時代から今はなかなか厳しい時代に突入をしてもう久しいわけですがけれども、そこに未来をつくっていく視点の大きな一つがそこにあるのだろうと、私も同じ思いをしたところであります。

これから、議員辞職願いを出させていただきますけれども、これからは志は当初と全く変わりませんので、皆さんと同じ方向を向いて、まちのためにこれからも一生懸命頑張っていきたいと思っております。

どうもありがとうございました。

○井戸達也議長 永本浩子議員。

○永本浩子議員 一登壇一 おはようございます。

公明クラブの永本でございます。

私は、さきに通告させていただいた3項目について質問させていただきます。

初めに1項目めの、女性デジタル人材の育成について伺いたします。

9月1日、国のデジタル化推進の司令塔となるデジタル庁が発足し、それに合わせて6月の一般質問でも取り上げさせていただいた当市の網走市デジタルファースト宣言も発表され、大変うれしく思うところであります。今後、デジタル技術の導入などを支援するデジタル化推進参与とデジタル化の政策立案などの助言をもらうデジタルフェローを迎えて、当市のデジタル化が本格的に始動することになると期待するところであります。

6月は、AIを活用した行政のスリム化や市民サービスの向上に向けた市役所庁内のデジタル人材の育成について質問をさせていただきましたが、今回

は女性のデジタル人材の育成について質問させていただきます。

まず、当市におけるひとり親世帯について、女性のひとり親と男性のひとり親がいると思いますが、両方の世帯数の推移をお伺いいたします。

また、当市では2年ごとに女性労働実態調査を行っていると思います。これはひとり親に限ったものではありませんが、就労状況について、現在働いている女性の雇用状況と、現在働いていない女性の状況についてお伺いいたします。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 初めに、ひとり親世帯数の推移についてでございますが、各年度末における当市の児童福祉手当受給対象世帯につきましては、平成30年度が母子352世帯、父子26世帯、平成31年度が母子307世帯、父子19世帯、令和2年度が母子294世帯、父子19世帯となっており、年々減少傾向となっております。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 女性労働実態調査についてお答えをいたします。

本調査につきましては、2年に1回実施をしておりますので、令和元年度の数値でお答えをいたします。

調査結果では、働いている女性は76.2%、働いていない女性は23.8%でした。働いている女性の雇用形態は、常用の雇用は48.3%、パート・臨時雇用は38.8%、このほか季節労働、事業主、家族従業員、派遣社員等で12.9%となっております。

働いていない女性の状況は、これまで仕事に就いたことがある方は86.7%となっており、辞めた理由として多いものとしては結婚や出産、育児による退職が全体の半数以上を占めております。

そのうち、現在就労を希望しているができないという方は66.4%おり、子供が小さい、介護を必要とする者がいる事情による方が約半数となっており、そのためと思われますが、将来働く場合、パートやアルバイトとして働きたいと希望する方が6割という結果となっております。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 ひとり親家庭に関しては、年々減ってきているということで、ちょっと安心しながら、人口減少もあるので、やはり割合的にはもしかしたらそれほど変わらないのかもしれないという思いもいたしました。

また、働いている女性の雇用状況では、パート・アルバイトが減少して、常用雇用が増加しているということで、このアンケートに答えていただいた方が40代、50代が大変多かったということもあるのかとも思っております。また、中でも医療、福祉やサービス業の事務職や専門職、サービス、販売職が多いという状況でございました。

働く理由は今ちょっとありませんでしたけれども、生活の維持が最も多く6割以上で、女性が働くことについては子供が小さいうちは家事や育児に専念し、その後は家事や育児に支障がなければ働くことは構わない、家庭に支障がない限り働くことが望ましい、夫と家事・育児を分担して働くことが望ましいという意見がほぼ同数でしたが、令和元年は夫と家事・育児を分担して働くことが望ましいという意見が10.9%増えているということで、女性の家庭の中の在り方が、以前は女性が家事や育児をやるのが当たり前というものが結構残っていたのが、徐々に男女平等で御主人にも家事・育児の分担をしてもらいながら、自分も社会の中で働いていきたいという、そういった女性が増えてきているのかと思えました。

また、働いていない女性の雇用状況では、結婚のためが40.3%なのが、令和元年は29.0%と11.3%減少しております。結婚しても働き続ける女性が増加しているのだと思います。

しかし、出産・育児のために退職した女性は20.9%から29.8%に増えております。結婚しても働き続けていた女性がやはり出産・育児となると、職場を辞めざるを得ないという状況が見てとれると思います。仕事はしたいができないという方が66.4%で、理由は子供が小さいためが38.1%と最も多くなっております。子育てのために仕事を断念している女性が多いということだと思います。

こうしたことを踏まえまして、次に、全国的には長引くコロナ禍によって、女性の自殺者が急増し社会に衝撃が走りました。要因として挙げられたのは、女性に多い非正規労働者の失業と貧困、子育てや介護をする環境で孤立状態が深まったこと、外出の自粛や長期休校によって閉鎖的な空間での家族関係の悪化やDVなどでした。

6月11日に閣議決定された令和3年度版男女共同参画白書では、コロナ禍で女性イコールシーと不況イコールリセッションを合わせたシーセッションと呼ぶ雇用悪化が進んでいると記載されました。

また、NHKが行ったアンケート調査では、女性の26.3%、約4人に1人が解雇や雇い止め、労働時間の減少などに追い込まれ、収入が5割以上減少した女性は15.4%、男性は8.1%、女性が約2倍ということです。休業手当が支払われていないのは女性が25.6%、男性は17.6%となっております。

職を失った女性の約4割は再就職していないと答え、男性を大きく上回ったという結果も出ております。していないというよりも、できていないということが本当だと思います。

最近では、デルタ株の感染拡大が猛威を振るっており、若い世代の感染者の急増と重症化、そして回復後も後遺症で以前のように仕事ができないなど、男女を問わず別の意味での就労問題も起きてきております。

東京や大阪、札幌などの都市部に比べると、当市の感染者は少ない状況ではありますが、度重なる緊急事態宣言や外出の自粛で、観光・宿泊関係への打撃は大きく、また、飲食店のクラスターなどの影響でお店を閉めているところも多いようです。休業なのか閉店なのかははっきりしませんが、お店に対する休業手当は出ているとしても、従業員の皆さんの生活はどうなっているのか心配しているところで

す。コロナ禍による当市の女性の就労への影響について、どのようにお考えかお伺いいたします。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 コロナ禍による女性就労への影響についてでございますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、特に観光・宿泊業、飲食店は多大な打撃を受けていると認識をしております。

これらの業種では、女性が働いている割合が高い傾向が見られますので、その点を考慮いたしますと、女性の就労にも少なからず影響が出ているものと考えられます。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 私もそういった点で、そこで働いている方たちが今どうなっているのかということで心配をしております。

聞いてみると、今のところ、雇用調整助成金や休業手当などを使って解雇しないように努力していただいているところもたくさんあるようなのですが、今後、デルタ株やさらにもしかしたら新しい株の登場で感染拡大が長引くと持ちこたえられなくなった

ときに、網走市としてもいろいろな形の雇用問題が表面化してくるのではないかと心配をしているところ

です。それに対しては、市としてはどのようにお考えでしょうか。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 今、お話のありました件につきましては、そのときの状況に応じて、例えば国の政策等も注視しながら、市としての必要な対策というのは講じてまいりたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 ぜひよろしくお伺いいたします。

次に……

○井戸達也議長 永本議員の一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は11時10分とします。

午前11時00分休憩

午前11時10分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

一般質問を続行します。

永本浩子議員の質問から。

永本議員。

○永本浩子議員 次に、経済産業省委託事業の調査によりますと、日本はデジタルトランスフォーメーションの遅れにより2025年には最大で年間12兆円の経済損失が予測され、今後2030年までにIT人材の需要は最も悪いシナリオで79万人の不足と予測されております。また、スマホを使えない高齢者は2,000万人もいると言われております。

今まではデジタルイコール男性というイメージが強かったと思いますが、今後当市も含めて全国一斉にデジタル化が進み、誰一人取り残さないデジタル化を達成するためには、女性のコミュニケーション力を生かした取組が大いに期待されているところで

す。女性のデジタル人材の活躍はコロナ禍の女性の失業や貧困に歯止めをかけ、経済成長にもつながる大変重要な取組ではないでしょうか。女性のデジタル人材の必要性について当市のお考えをお伺いいたします。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 女性のデジタル人材の必要性についてであります。働きたくても制約があるために働けない女性は多いことが女性労働実態調

査でも明らかになっております。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、就労に影響を受けている女性も一定程度いるものと推察をしております。

議員お話のとおり、男女を問わずデジタル人材は必要であると認識しております。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 必要であるということで、ありがとうございます。

次に、女性のデジタル人材の育成に先駆的に取り組んできた長野県塩尻市の事例を御紹介いたします。

塩尻市は人口6万7,000人、当市の約2倍の自治体で、2010年にひとり親家庭を対象とした在宅就労支援のためのプロジェクトKADO（かどう）を立ち上げました。「かどう」というのは、KADOと書いて「かどう」なのですが、「KA（か）」というの「家」、「DO（どう）」は「働く」という意味の「家で働く」「かどう」という意味になります。

厚生労働省のひとり親家庭等の在宅就業支援事業のスキームを、一般財団法人の塩尻振興公社が活用したことを契機にスタートいたしました。家事と仕事で忙しく新しい技術を学ぶことが難しいひとり親の人たちに自立の機会を提供し、将来のキャリア形成に役立ててもらうことを目的にしました。

当時、塩尻市は人口約7万人に対しおよそ700世帯のひとり親家庭があり、収入の安定した仕事を確保してもらうことが重要な課題として掲げられていました。市は撤退してしまった大型商業施設内に事務所を構え、KADOに登録したワーカーにはパソコンの基本操作やテレワークに必要なスキル習得の研修施設、学習プログラム等を準備、文書作成やホームページの制作・更新などができる人材を育成、2年後には内閣府の地方創生先行型交付金や総務省のふるさとテレワークのための地域実証事業を活用して、対象を働く意欲はあるがフルタイムでの就労が難しい子育て中の女性に枠を広げ、一つの仕事をディレクターと言われるリーダーの下に数名のワーカーでチームをつくり、チームとして仕事を受けて仕事をワーカーに分配し、例えばAさんは週3日1日4時間、Bさんは週二、三日1日四、五時間など、それぞれのライフスタイルに合わせて好きな時間に好きなだけ働ける仕組みを構築。さらに、対象を障がい者や介護者等にも順次拡大し、現在約500

名の時短労働希望者が個人事業主の自営型テレワーカーとして働いており、その7割以上が子育て中の女性たちです。コロナが発生した昨年は1年間で約100人登録者が増えたそうです。

全国的にもコロナ禍で一気にテレワークが進む中、在宅だけではストレスがたまってしまいうことがわかってまいりました。が、塩尻市はコロナ以前から在宅のテレワークとコワーキングを組み合わせる形で事業を推進。こうしたデジタル人材育成の取組は、全国からも注目されており、すばらしい取組だと思います。

当市にも働きたいけれどもフルタイムは難しい、好きな時間に好きなだけ働けるなんて、こんな働き方があるとは思ってもいなかったという方はたくさんいるのではないのでしょうか。

塩尻市と同じやり方はできなくても、当市でも女性のデジタル人材の育成に取り組んでいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 女性デジタル人材育成の取組についてでございますが、議員お話のとおり、KADOはひとり親家庭支援として立ち上がりましたが、子育て等の理由によりフルタイムで働くことが難しい方が子育ての合間など都合のよい時間帯に希望する時間だけテレワークで働くことができるという点や、個人ではなくチームとして仕事を行うことで、スキルのレベルに合わせた仕事の分担ができ、また、休暇も取りやすくなるという点から大変参考になる取組と思われま。

働きたいけれども制約があり働けないという方が柔軟に働けるような体制を構築することは重要なことだと考えており、その中で、デジタル人材の育成は検討していく必要があるものと考えます。加えまして、育成後の就労の在り方も課題になってくるものと思われま。

デジタル人材育成に当たっては、情報収集を行い、今年度新たに就任いただくデジタル化推進参加及びデジタルフェローからアドバイスを頂きながら、女性に限らず男性でひとり親の方や障がいを持つ方などを含めた取組について研究をしてまいりたいと思いま。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 塩尻市のほうでも、女性が7割、8割ですけれども、本当に男性の方もいたり、障がい者でもどうしても障がい者の施設、作業所は現業

職が多くなるけれども、中にはパソコンとかそういった類いが得意な方もいらして、そういう障がい者も今は働いているということで、ぜひ検討していただければと思います。

そしてまた、先ほどの女性労働実態調査の中にも、仕事と子育ての両立をしやすい職場環境を望む声、またパソコンやスカイプ等を使って在宅で可能な仕事が増えてほしい。また、マザーズハローワークを設置して女性向けのハローワークを充実させてほしい等の、これ網走に住んでらっしゃる方たちから声が寄せられておりました。こうした声を寄せてくださった方々は塩尻市のような、女性のデジタル人材の育成には大賛成なのではないかと思っておりますので、ぜひ御検討いただきたいと思っております。

今、国も「コロナ対策の中心に女性を」と銘打って、ひとり親家庭の自立や女性のデジタル分野の職業訓練等に力を入れ、様々な支援策を打ち出しております。例えば厚生労働省では、ひとり親家庭自立促進パッケージを策定し、訓練受講中の生活費を月10万円、修学の最終年限1年間はさらに4万円を加算し14万円に、対象は1年以上の訓練を必要とする看護師や保育士、介護福祉士などの国家資格の取得のみでしたが、これが1年以上6か月に短縮して、国家資格のみを民間資格でもオーケーということになりました。デジタル分野等の民間資格の取得でも月10万円の生活費をもらえるようになりました。

また、新規に訓練中の住宅費も支援されることになり、訓練期間中は月4万円の住宅費が無利子で貸付けを受けることができ、訓練終了後に安定的な就労につながった場合は1年後に償還免除になります。

また、無料で受講できるデジタル分野の職業訓練はデジタル未経験者でも受講でき、月10万円の給付金を受けながらスキルを身につけ、ハローワークが求職活動をサポートしてくれます。修業形態もコロナ禍に合わせて通信制の利用も可能になっており、このほかにも様々な支援策が打ち出されております。

こうした情報をいち早く周知、啓蒙して、ひとり親家庭の皆さんや自立を目指している方々が各種施策を受けやすくすることが大切だと思います。

ひとり親家庭の皆さんや自立やスキルアップを目指している方々には、現在どのように周知されているのでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 ひとり親家庭への制度の周知についてであります。離婚の相談や手続に伴う来庁の際、手当や給付金などの各種制度をまとめた一覧を参考に御説明させていただくとともに、情報につきましては、市ホームページにも掲載をしているところでございます。

また、資格取得や貸付金などにつきましては、個々の状況で必要とする支援が違うものですから、詳しく御本人から情報などをお聞き取りをし、相談された方の希望に沿えるよう情報提供を行っているところでございます。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 ひとり親の方に関しては、役所での様々な手続とか、児童手当とか頂いたりとかということがあるので、行政とつながりやすいということはあると思います。ぜひこういう新しい、いろいろな施策を紹介していただきたいと同時に、ひとり親家庭ではない子育て中であつたり、介護中であつたり、また障がい者の方でもそういった仕事をやってみたいという方に、今後はどうこういった施策をつなげて利用していただけるかということが問題になるかと思いますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 厚生労働省からひとり親家庭への支援施策の積極的な周知・広報についてといったことで通知がございまして、ひとり親支援施策の積極的な勧奨、またハローワークとの連携ですとか、あらゆる機会を通じた周知徹底、こういったことが示されておりますので、市関係部署はもとより関係機関と連携をした周知に努めてまいりたいと考えてございます。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 子育て支援課だけではなくというところがちょっと大事なところになるかと思っておりますので、各課で連携を取りながら進めていただきたいと思います。

先ほどの当市の女性労働実態調査の中でも、現在働いていない女性が就職のために取得したい資格で最も多いのが、総合事務関係のパソコン関係等、続いて医療介護の資格となっております。また、約8割の方が資格に関する補助、支援制度があれば活用したいと答えております。そうした方々に今後国からは多分様々な支援策が国を挙げて出してくると思いますので、欲しい方たちに的確にその内容が届

くようにぜひ積極的な取組をお願いいたします。

一方、塩尻市では、ワーカーに提供する仕事の確保は市が100%出資して立ち上げた塩尻振興公社が行ってきました。立ち上げ当初は官公庁や地元企業を回っていましたが、自分たちが学習プログラムで準備した業務に対するニーズは少なく、また地元企業との競合などで思うように仕事を確保することはできなかったそうです。

立ち上げから5年間はマーケティング調査や企業のヒアリングを行い、試行錯誤を重ねる中、2016年、県外の名古屋市の輸送機器メーカーから受注を受け、全く未経験の仕事を、三次元の道路地図をつくるという仕事だったようなのですが、この仕事をスタッフ全員が一から学び直し業務内容を分析して、ワーカーに仕事を分配し、数か月かけてやり遂げたことから、発注者側のニーズをつかみスキルもアップ、低コストで品質の高い成果物を提供できるようになったことで企業からの業務依頼が来るようになり、今では東京と名古屋に出張所を設けているそうです。

都市部では人件費が高いため、どこにいてもできる仕事は人件費が安い地方にアウトソーシングしたいという都市部企業からのニーズをつかみ、発足当時の2011年の受注金額は約200万円でしたが、2015年には1,000万円になり、2020年には約2億円にまで成長したとのことでした。

このように、クラウドソーシングとテレワーク、コワーキングを組み合わせた官民連携による塩尻市オリジナルの地域就労支援モデルが出来上がり、コロナ禍でも感染リスクを避けて安心して仕事ができているということです。

また、塩尻市振興公社が受注した仕事は、市内のワーカーはもちろん、全国10自治体のテレワーカーや地域事業者にも分配され、その中には北海道美唄市の地域事業者も含まれているとのことでした。

こうした取組をきっかけに、都市部のクライアント企業の社員の移住やワーケーション、またクライアント企業の現地オフィス開設などで企業誘致につながる可能性もあります。実際に美唄市には1人が移住されて、東京の企業の方が移住されて、そこで仕事を行っております。

網走市も都市部企業との連携によるアウトソーシングができれば、デジタル技術を習得した女性が働ける雇用環境が広がり、移住や企業誘致に結びつけば、人口減少、雇用の創出、経済の活性化など、当

市が抱える課題解決への道も大きく開かれるのではないのでしょうか。

もちろん簡単にできることではありませんが、そうした視点に立って市の将来を展望し、女性がさらに活躍できる時代を開いていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 都市部企業との連携によるアウトソーシングについてでございますが、デジタル化の推進により、議員お話のとおり、クラウドソーシングやテレワークなど多様な働き方が可能となり、子育てや介護など制約のある方にとっても就労の選択肢が広がるものと考えます。

塩尻市をはじめ、このような取組を行っている企業からもお話を伺っており、いろいろな取組があるという認識でおります。

まずは、できることからいろいろと取り組んでまいりたいと考えてございます。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 私も美唄市がやっているということを知り、ちょっと意を強くしたというか、今は受けている側ですけども、美唄市の場合は今民間企業を中心となって、このKADOからだけでなく地元とか道内企業にも枠を広げて仕事をもらっているという状況だそうです。

こうした取組はこのデジタルファースト宣言でうたっている関係人口の創出にもつながりますし、農大生が卒業後も網走で仕事ができる環境につながったり、また、高校卒業後もスキルアップしてやりたい仕事が地元でできるという希望にもつながります。また、ひとり親家庭や子育て中のお母さんがスキルアップをして自分の仕事に自信を持ち、また収入もアップするというのが、家庭の中にも、子供たちの元気、希望にもつながってくるのではないかと思います。

先ほどもおっしゃいましたが、デジタル化推進参加やデジタルフェローも迎えるわけですから、その方たちにもアドバイスを頂きながら、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、次の質問に移ります。

次に、2項目めの18歳成年に向けた消費者教育について質問させていただきます。

皆様も御存じのとおり、来年4月から成年年齢が18歳に引き下げられます。これまでも二十歳になると就職やアルバイトなどで収入が入り、自分で自由

に使えるお金ができたり、クレジットカードも自分の名義でつくれるようになることなどから、様々な消費者トラブルが増える傾向がありました。が、これが18歳で成年になると、二十歳よりもさらに社会経験が少ない18歳や19歳の若者の消費者トラブルが増えるのではないかと危惧されるようです。

北海道立消費生活センターによりますと、当センターに寄せられた16歳から23歳までの若者の相談件数は、年齢が上がるにつれて増える傾向がありますが、特に18歳以上の相談件数が多く、ここ数年は300件以下で推移していたのが、2020年度は前年度の約2倍の511件に急増したとの報告がありました。

トラブルの内容は、SNSを利用する中で、画面に表示される広告からサプリメントなどの詐欺的な定期購入契約をしてしまったケースが急増しているとありますが、当市の若者の消費者トラブルの現状はどうなっているのでしょうか。相談件数の推移と内容についてお伺いいたします。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 当市における若者の消費者トラブルの現状についてであります。令和2年度の消費者相談室における相談件数160件中、二十歳未満の相談件数は5件の3.3%となっております。

二十歳未満の過去5年間の相談件数は、平成28年度から平成30年度は年間各1件、平成31年度はございませんでしたが、令和2年度は先ほどの説明のとおり5件と増加しております。

相談内容といたしましては、車やバイクなどの中古車販売や通信サービスに関連したトラブルの相談となっております。

若者の消費者トラブルにつきましては、成年年齢の引き下げなども加わり、今後は北海道立消費生活センターの相談件数の傾向と同様に増加傾向が考えられるところであります。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 5件という数字は一見するとちょっと少ないように見えますけれども、確実に増えているということと、相談件数がそのままトラブル件数ではない、相談に至らない件数もたくさんあるのではないかと思います。

平成30年12月の一般質問でも、息子さんがネットの中古車販売の詐欺に引っかかって、親に内緒で70万円もの借金をして支払ってしまったとの御相談を

受けまして、すぐに消費者協会を紹介しましたが、相手先の会社は既にネット上から消えていて、もうどうすることもできなかったという事例を聞いて、ネット詐欺への対策をお願いした経緯がありましたが、その後若者の消費者トラブルを回避するために、市としてはどのような取組をしてきたのか、その取組状況をお伺いいたします。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 トラブルを回避するため、市の取組についてでございますが、若者を含む全市民を対象とした取組としては、平成31年度から北海道の消費者行政強化事業補助金を活用して、FMあばしりでの特殊詐欺啓発ラジオコマーシャルの放送を実施しているほか、令和2年度には令和4年4月の成年年齢の引き下げを見越して、成年年齢変更啓発チラシを作成し、市内全高校生、東京農業大学新1年生に配布し、啓発を行ってきたところでございます。

チラシの内容といたしましては、成年年齢が18歳に引き下げられることにより、18歳になったらできること、二十歳になるまでできないことを掲載するとともに、若者に多い消費者トラブルの内容紹介やクーリングオフ、契約解除の制度ですけれども、の説明、新型コロナウイルスに便乗した悪質商法への注意喚起などの情報を記載し、周知啓発に努めております。

また、学校からの要請により、消費者協会の専門相談員と市職員にて、消費者トラブルの内容紹介などをテーマに出前講座も行っているところでございます。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 様々な取組をしていただいていることはよくわかりました。

その中でも、学校への出前授業が私としては最も効果的なのではないかと思います。これまでは未成年の若者が消費者トラブルに巻き込まれても、未成年者取消権を使って契約を取り消すことができましたが、来年の4月からは18歳、19歳でも契約を簡単に取り消すことができなくなります。また、この機会に若者にターゲットを絞った悪質業者に狙われることも十分考えられます。こうしたトラブルに巻き込まれて人生を狂わすことのないように、小中学生のうちから消費者教育に取り組む必要があると思っております。

また、コロナ禍でもあり、学校側からの要請がな

いとなかなか難しいとは思いますが、学校教育部とも連携して、校長会等の議題に入れていただいたり、出前授業の実例報告を紹介して、学校側から要請してもらえるように働きかけることも大切ではないでしょうか。

また、このチラシ本当によくできているなとも思いました。せっかくいい内容ですが、もらったけどそのまま右から左に置いていかれてしまったりとか、内容を全部読む人がどれだけいるかなということ考えたときに、やはり言葉を通して訴えていくことが大事なのではないかと思しますので、入学したときの東京農大のオリエンテーション等でパンフレットの配布とともに話をさせてもらうなど、積極的な取組をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 学校との連携した取組についてでございますが、令和2年3月に策定された第3次北海道消費生活基本計画においても、あらゆるライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進が掲げられており、若年層を対象とした新たな消費者教育の取組は必要と認識しているところでございます。

当市においては、例年老人クラブや高齢者ふれあいの家などで消費生活に関する出前講座などを実施しておりますが、消費者被害防止のためには、小中学生のうちから消費者教育に取り組むことが重要であるものと認識しておりますことから、引き続き小中学生を対象とした取組の充実に努めてまいります。

また、高校生、農大生に対しても、成年年齢の引き下げに合わせ、若者が気軽に消費者相談室に問合せができるよう、困ったときや不安なときは一人で悩まずに相談ができる場所があることの周知を含め取り組んでまいります。

引き続き、関係機関と連携し、消費者教育の周知・啓発を図ってまいります。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 18歳成年という、この機会に国も挙げて、こういった消費者トラブルを防ぐ施策をいろいろとまた出してきてくれると思いますので、そういった内容を素早くキャッチをしながら取り組んでいただきたいと思います。

また、先ほども言いましたけれども、網走市の消費者協会の方も相談件数が少ないからといって、ト

ラブルが起きていないわけではないとおっしゃっていましたが、誰にも相談できずに悩んでいる若者や私に相談があったケースのように、親に内緒で借金をして結局勤めていた会社を辞めて夜のお店に仕事を變えてしまったということがありました。こういった若者もこれから多くなるのではないかと心配をしております。

特に今の若者は、電話で話すよりLINEなどのSNSを使うことが多く、ましてどんな人が電話に出るのかわからない消費者協会に電話をするのはかなりハードルが高いのではないかと思います。SNSを活用した相談方法も検討が必要ではないかと思いますが、この点もいかがでしょうか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 若者が消費生活相談をしやすくするためのSNSなどを活用した相談方法の検討についてでございますけれども、議員の御指摘のとおり、メールやSNSなどを活用したほうが相談しやすいといったこともあると認識しておりますが、一方で課題としては、消費者への助言や事業者との交渉を行う上で、詳細な事実確認が必要となります。対面や電話で直接相談者に聞き取る場合に比べ、メールやSNSでは十分な情報が得られづらいといった場合も想定されます。

結果として、解決までに時間を要し、場合によっては相談期間中にクーリングオフ期間を経過してしまうケースや、またメール自体が届かないといったトラブルも想定されています。

北海道でもインターネットによる相談を受け付けているのは、道立消費者センターや札幌、恵庭などの一部のセンターのみで、聴覚障がい等に限定したのものとなっております。

さらに、消費者生活相談につきましては、各自治体とも原則その自治体に居住している方を対象としており、メールやSNSによる不特定多数の相談者に対応するのは難しいことも課題として挙げられております。このようなことから、全道、全国的にも消費生活相談をメールやSNSを活用して実施している自治体は多くないのが現状でございます。

今後は国においても、消費生活相談のデジタル化を検討しているとのことから、当市においても国の動向に注視してまいります。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 私も最後の解決に至るためには、直接のやり取りが必要だということは同感でござい

ます。ただ、最初の取っかかりとしてのSNSのような活用は有効だと思いますので、今、部長もおっしゃいましたが、国全体がデジタル化に向かう中で、そういった手法も整ってくるのではないかと考えておりますので、ぜひ注視しながら網走市にも取り入れるものはぜひ取り入れていただきたいと思います。

それでは次に、ちょっとつながりがありますけれども、3項目めの金融リテラシーについて質問させていただきます。

金融リテラシーとは、金融に関する知識や情報を正しく理解し、主体的に判断することができる能力をいいますが、昔と比べて金融商品が多様化、複雑化し、投資詐欺商法なども多発する中、金融リテラシーの重要性はますます高まっているといえます。

また、今回のコロナ禍もそうですが、急速な技術の進歩や気候変動等により、将来の予測が困難な時代の中、人生100年時代を生き抜いていくためには、一人一人が主体的に考え動く力、すなわち生きる力が必要になり、そのために生涯の生活を設計する力が求められていると言われております。

こうした時代背景の中、来年2022年4月から新学習指導要領に基づいて、高校の家庭科の授業で金融教育がスタートいたします。先ほどの質問で取り上げたとおり、成人年齢が18歳に引き下げられることから、若者が金融トラブルに巻き込まれないようにするためにも大変重要な取組だと思います。

しかし、日本の学校における金融や投資教育は他の国に比べて大変遅れていると言われており、教える側の教師をはじめ、今、私も含めて今の大人たちの時代にはなかった授業なだけに、果たしてきちんと教えることができるのか、少し心配でもあります。また、学校の授業の中で、投資信託を含む基本的な金融商品の特徴や資産形成について学べるのはうらやましい反面、少し学校で教える内容として違和感も覚えております。

教育委員会としては、この金融教育についてのどのような認識をお持ちなのか、また準備状況等も併せてお伺いいたします。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 金融教育についての認識ですけれども、金銭に関する教育として、お金や金融の様々な働きを理解し、それを通じて暮らしや社会について考えていく金融教育や、一人一人が自立した消費者として豊かな消費生活を営む上での消費者

教育は重要であると考えおります。

義務教育の段階におきましては、中学校の社会科や家庭科の中で、市場経済の基本的な仕組みや金融の仕組み、売買契約の基礎や金銭の使い方、消費者の役割、金銭管理の必要性等について学習することが学習指導要領に示されており、各校においては発達の段階に応じた指導を行っております。

中学校の社会科では、金融の働きについて株式や投資等の仕組みや目的、権利、役割等について学んでおります。また、家庭科では、購入方法や支払い方法の特徴がわかり、計画的な金銭管理の必要性について学びますが、令和3年度から使用している教科書においては、クレジットカードやプリペイドカード、スマートフォンなどの電子決済等についての仕組みやメリット、デメリットについて学ぶだけではなく、それらを利用することでのトラブルやその防止等、消費者被害についても学習することとしており、消費者の権利だけでなく責任も併せて学ぶこととしております。

小学生では、学習指導要領とは離れますが、社会教育においてエコーセンターで開催している「あばしりまなび塾フェスティバル」の子どもフリーマーケットでは、子供たちに物の売買という生活体験を通して、必要なものと欲しいものを区別して計画を立てて買物をすることや、社会の仕組みや物の価格を学ぶことを目的に実施しております。

今後も児童生徒が自分の暮らしや社会、生き方について深く考え、より豊かな生活やよりよい社会づくりに向けて主体的に行動できるよう高等学校における学習を見据え、他教科等との関連を明確にして系統的・発展的に誘導ができるよう努めてまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 もう既に様々な形でそういった教育が行われているということで、私も教えてもらえればうれしいなと思うような内容もありました。

この金融教育については、文部科学省だけでなく金融庁や小中高、それぞれの年代に合わせたドリルや動画、クイズやゲームなどの啓蒙教育教材を紹介しております。例えば小学生に大人気の「うんこドリル」と金融庁がコラボした「うんこお金ドリル」や中高生向けの「基礎から学べる金融ガイド」、高校生向けの授業動画「高校生のための金融リテラシー講座」など、また、先生や保護者、教育関係の皆様向けのものも多数紹介されております。

既に御存じかもしれませんが、こうしたものも上手に活用して楽しくわかりやすく金融教育を進めていっていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 金融庁から出されている各種啓蒙教材の活用についてですが、金融庁では各種教材が作成されており、ホームページ等で広く公開されております。

金融教育については、日本銀行の金融広報中央委員会、財務省などからも児童生徒向けの資料の提供やホームページ上のキッズコーナー等があり、令和3年度から使用している中学校社会科の教科書ではQRコード等で読み取ることによって、それらのページを簡単に閲覧することができる仕組みとなっております。

1人1台端末の利活用をすることで、子供たちがこのような教材を活用し、わかりやすく学べるよう、今後も取り進めてまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 ぜひお願いいたします。

また、金融庁では社会人として最低限身につけるべき金融リテラシーとして4分野15項目を挙げております。その第1項目として挙げられているのが、家計管理分野の適切な収支管理です。一人の社会人として経済的に自立してよりよい暮らしを送っていく上で最も基本となるのが家計管理であり、将来を見据えた生活設計の習慣です。また、無計画、無謀なカードローン等やクレジットカードの利用を行わないことの習慣化も重要です。

生活サポートセンターに相談に来られる方の中には、適切な家計管理ができず借金を繰り返す方も多いため、来年度から家計管理の指導も行うと聞いております。

金融庁が作成した最低限身につけるべき金融リテラシーの内容を具体化して、小中高生から高齢者まで年齢層別にマッピングした金融リテラシーマップは自治体や業界団体、各金融機関、NPO法人など様々な現場で実際に金融教育を担う方に利用してもらうために作成されたものです。このマップの作成により、身につけるべき内容が明確になり、より効果的・効率的に金融教育を推進することが可能になると言われております。こうしたものを家計管理の指導に活用してもいいのではないかと思います。

この点はいかがでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 生活サポートセンターにおける家計指導についてでございますが、現在相談により家計管理に対する支援が必要な方に対しましては、一定期間家計簿を作成するよう助言をしているところでございます。

また、生活困窮者自立支援制度における家計改善支援事業の実施が令和4年度から義務化されますので、当市におきましても事業実施に向けた準備を進めているところでございます。

当該事業につきましても、家計に課題を抱える生活困窮者の相談を受け、相談者と共に家計の状況を明らかにし、生活の再生に向けた意欲を引き出すとともに必要な情報提供や専門的な助言、指導などを行うことで、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活を再生することを目的としておりまして、具体的には家計改善支援員を配置をし、家計管理に関する支援、滞納の解消や各種給付制度などの利用に向けた支援、債務整理に関する支援、貸付けのあっせんなどを行うこととなります。

今後、事業の実施に当たりましては、実施体制や指導方法、さらには議員お示しの金融リテラシーマップなどの資料の活用を含め検討してまいりたいと考えてございます。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 生活サポートセンターに相談に来られる方は、基本そういった金融教育を受けてきた方々ではないのだとは思いますが、こういった取組によって、御自分の人生をまた前向きに進んでいただくためにも大事な取組だと思いますので、積極的に様々なこうした資料も活用しながら推進していただきたいと思います。

私の質問は以上で終わらせていただきます。

○井戸達也議長 一般質問の途中ですが、ここで昼食のため休憩といたします。

再開は午後1時とします。

午前11時54分休憩

午後1時00分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続行します。

立崎聡一議員。

○立崎聡一議員 志誠会の立崎でございます。

通告に従いまして進める前に、今、お昼を食べて

ちょっとゆっくりしたときに、理事者の方を見ましても、それから議員の皆さん見ましても、タブレットを持っています。時代の波に乗り遅れないように、僕も自信がないのですけれども、今月の議会から試行的にいろいろとやるということで、皆さん必死だと思います。僕も必死なので頑張っていきたいと思っておりますから、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、まず学校給食についてお聞きします。

このことについては、3月議会から今までいろいろありました。そして、いろいろある中でもやはりコロナによる緊急事態宣言などもありまして、なかなか動けなかった状況にあるというふうに思っております。

そんな中でも、教育委員会の方々にはいろいろ努力を頂きまして、水面下では様々な動きをしているということは認識させてもらっております。

安全な学校給食の提供認識は市民の総意であり、誰もがそういうふうに思っていると思っております。そうはいっても、現場の状況は危機的なものがあり、それはいまだに変わっていないというふうに思っております。

調理員の募集のチラシなども見てはおります。実際小規模校の、具体的に言いますと白鳥台小学校の食材確保について、来年度から何か試行的にやるのか、どういうふうになるのかかわからないですけれども、明るい材料を頂きました。ただ、まだそれが本当に決まっているかどうか、実行されるのかどうかというのはちょっとわからないところもあるのですけれども、うれしいなというふうに思っております。

この先、学校給食についてなのですけれども、どのような策を講じていくのか、教育委員会のほうにお尋ねしたいと思います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 安全で安心な学校給食の提供は、安定的・持続的に児童生徒へ給食を届けることができ、初めて成り立つものと考えております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、調理人材の確保や一部の学校における食材納入など、これまでも議会の中で説明してまいりましたが、小規模校の安定的な給食の提供は喫緊の課題として認識しており、その体制を構築することが急務であると考えているところでございます。

このようなことから、8月には給食調理員の募集

広告を見直すとともに、FMあばしりやSNSなどを活用し、募集の方法を工夫したところであり、1名の採用を見てきたところでございます。

また、一部の学校における食材納入に関する問題につきましては、来年度をめぐりして事業者の変更について協議を進めているところでございます。

引き続き、調理人材の確保と定着促進の取組を進めるとともに、学校現場の負担軽減につきまして検討してまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 立崎議員。

○立崎聡一議員 来年度をめぐりに食材の提供のほうも変わるのかなというふうに思います。

学校の負担軽減、業務の分担、本来業務というのがあると思いますので、その辺は進めていただきたいというふうに思います。

それで、先月下旬なのですけれども、学校給食調理場を集約する提案、本年度は断念するというふうに報道等で発表されました。その理由をお聞かせ願ひしたいと思います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 8月27日開催の文教民生委員会の中でも御説明申し上げましたが、学校給食調理場の集約に関する補正予算を今回の第3回定例会に提案することを断念することといたしました。また、年内の提案についても困難というふうに考えているところでございます。

その主な理由としましては、当市の給食調理場に関わる方針について、市民の皆様さらに説明を要すると考えられること、それから冬季間における給食調理場の施行工事の施工費の増、さらには潮見小学校の共同調理場化に伴う建築基準法第48条のただし書き、この許可に時間を要し年度内に許可が下りないことが想定される、これらなどが主な要因となっております。

○井戸達也議長 立崎議員。

○立崎聡一議員 先ほども申しました、コロナによる緊急事態宣言というのかなり影響あるのかなというふうに思います。時間が取れない、集めるといっても集められない、集めづらいという状況が、僕は個人的にそういうことも考えました。というか、考えざるを得ないし、集められないというのはそういうことなのだろうなと思っておりますので、教育委員会としての説明というのが十分にできないという状況にあるのは重々わかっております。そればかりではないのだろうなというふうにも思いましたので、聞い

てみました。

それで、小規模校など安定的な給食提供がまた1年延びるのだなというふうに思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 今、申しましたとおり、今年度補正予算の提案を見送ったことによりまして、計画している集約化がさらに1年延び、何もしなければ小規模校における不安定な状況を解消することは難しいと認識しております。

また、小規模校における養護教諭などが行っている食材発注等の業務につきましては、本来業務ではなく負担となっている部分であることは認識しており、当面その負担も解消は難しいのかなというふうに考えております。

このようなことから、引き続き、調理人材の確保と定着促進に努めてまいるとともに、学校職員の負担軽減を図るための検討を行ってまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 立崎議員。

○立崎聡一議員 引き続き、実施されていただきたいなというふうには思いますけれども、学校給食は進んでいるものなので、その辺のことを十分理解していただきたいなというふうに思います。

それでは、先月うちの会派のほうでインターネットで行った学校給食供給体制に関するアンケート調査の結果について、御紹介したいなというふうに思います。

きっかけなのですが、全国で学校給食の調理業務を委託している複数の民間事業者の皆さんと、民間事業者が調理をすると給食の質が下がると言っている方々がいるが、それは本当なのか。真実に基づいた議論を深めていこうという趣旨で、公開学習会を企画したところでございます。

コロナ禍ですので、大規模に人を集めるというわけにはいかなかったというのも事実であります。市民の皆さんが今般の学校給食提供をめぐる議論をどのように見ているのか把握すべく、アンケートも実施させていただきました。

結果を御紹介しますと、寄せられた回答は14名、14件で、10歳未満の方から60代までの方、幅広く御回答を頂きました。回答者の属性としては、保護者が28%、食べている児童生徒が14%、残り50%の方が一般市民の方々でした。

まず、学校給食の評価についてという問いに対し

て、「満足」が42%、「やや満足」が14%、「満足でも不満でもない」が42.9%、つまり回答していただいた方が不満はないという状況でした。

次の問いで、網走市の学校給食に課題はあるかという問いには、71%の方が「課題はある」と答えました。つまり学校給食の提供される現状には満足しています。しかし、現状には課題が含まれるという多くの市民の皆さんの声が、認識されているということがわかりました。

それでは、どのような点が課題だと思いますかという問いに対し、「安定的な給食提供が危うい」「小規模校の調理員が確保できない」「給食がいつ止まってもおかしくないという状況が放置されている点」「議会がよくわからないまま予算を止めてしまったと伺っている」「よりよい方法を議論すると言いつつ、議会が議論を深めているようには見えない。どうなっているのか」「公会計の導入が進まず、保護者への教職員が未納対応をさせられていること」「学校ごとに給食費の金額が異なるのもおかしい」「各学校現場の調理場の管理が学校の管理職に委ねられている結果、調理員の手配や食材の受取りなど、本来の教育業務以外にも多くの時間を要するを得ない状況になっているのは大きな問題」「学校ごとに調理場があることが理想とされる話を聞くが、衛生管理が我流になっているおそれ」「提供食数が少なく1食当たりの費用が多額になる点など、時代に合わなくなってきた点を理解すべき」などの御意見を頂戴したところでございます。

その上で、網走の学校給食のあるべき姿についても伺いました。これはお子様からの御回答だとは思うのです。「どうして人数の少ない学校だけ給食室がなくなってしまうのですか。不公平」「うちは農家です。嫌だからで転校とかはできません」「休み時間に給食室を廊下の窓から見るのも楽しみ」「あったかい給食が食べられなくなるのは嫌だし、お楽しみ給食や給食のおばちゃんたちと一緒に弁当給食が食べられなくなるのも楽しくないです。お母さんから、そういうのもなくなると思うよと聞きました。嫌です」「給食室がなくなるのも、給食のおばちゃんたちが大変なのも、両方嫌です」という声や、「調理場統合と民間への業務委託、感情論ではなくファクターに基づいた議論をすべき。いたずらに議論を長引かせるのではなく、短期間に密度の濃い議論をし早急に結論を」「子供の意見より提供する側の大人の議論を尊重すべき」「民間が行うと

質が下がるという偏見にも似た考え方は今の時代には受け入れられなかった」という御意見を頂戴しました。

皆さん、網走の学校給食の在り方について、今のよさを保ちつつ児童生徒数の減少を見据えた未来志向で、具体的な政策を組み立てていく必要性を改めて実感しました。アンケートに御協力を頂いた皆さんに感謝を申し上げます。

さて、その上で改めてになりますが、調理業務の民間委託についてお聞きしたいと思います。

教育委員会では、民間委託への考えはないという理解でよろしかったでしょうか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 調理場の業務委託につきましては、3月の市議会での議論経過を踏まえまして、集約化を図り、運営については直営で実施するという計画に変更したところでございます。

しかしながら、市教委としまして、調理などを業務委託するという方向性については堅持しており、その在り方、手法については今後さらに検討してまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 立崎議員。

○立崎聡一議員 全面的に考えてないというわけではないのだなというふうには思います。

民間委託への移行により様々なことが考えられるというふうに思います。これは前回6月の質問でも行いました。民間業務への民間委託について質問させていただきました。今回は、網走の学校給食の未来を考える公開学習会、先ほどうちの会派でやらせてもらったものなのですけれども、その中から引用させて二、三質問させていただきたいと思います。

児童生徒から「おいしかった」とか、「給食ありがとう」ですとか、先ほどのアンケートにもありましたように、給食のおばちゃんたちと一緒に食べられなくなるのが寂しくなるとかという意見がありました。児童生徒からおいしかったとか、給食の調理員さんたちにいつもありがとうという言葉など、励みになるのはすごく大事なことなのだろうなというふうに思います。そこはやはり子供たちのために作った給食を食べてもらって、喜んでもらえるというのは、調理員さんとしてやりがいのある職場なのだろうなというふうに思います。それから、その励みになる言葉をかけてもらえるように機会を増やしていく方法もあるのではないかなというふうにも思います。

それから、ある民間企業さんは、学校給食のほかに食育レストランを開設し、学校給食の献立をそのまま提供してみたり、その献立を学校給食ができるまでを実習したり、または地元食材を活用した料理教室を開催するなど、地域住民にも様々な形で地元と関わった上で地元の活性化を促し、さらに学校給食も知ってもらい、住民に地元食材を利用した新商品の開発とともに学校給食の献立に定着させる。地域経済活性化の一助にもなった例があるそうです。民間企業だからこそ取り組める事業であるというふうに思います。

また、民間が調理を行うと質が下がるのではないかという意見を聞きました。それは民間企業に対する失礼な意見かと思えます。献立作成、食材調達は市教委直営で担当し、調理作業のみの委託となれば、そこは直営も民間も同じではないかと考えるべきで、質が下がるというのは話が中抜けしているようにも思います。どうやって質を下げないか議論が必要だというふうに思います。

いずれにしても、学校給食の民間委託の議論も民間企業の取組も、内容を把握し議論を深めていく必要があると考えますがいかがでしょうか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 民間委託の議論の必要性についてでありますけれども、市教委としましては、先ほど申しましたが、まずは小規模調理場の集約を進め、当面は直営で、安定的な給食調理体制の構築を進めようと考えております。その上で、課題となっている調理人材の確保や定着促進も含め、民間事業者の先進的取組や内容を改めて把握するなど、より一層研究してまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 立崎議員。

○立崎聡一議員 それでは、次に給食費の徴収業務の公会計化についても質問させていただきます。

現在、網走市では給食費が一律ではありません。小学校と中学校で乖離があるというのは、食べる量が違うからおのずと給食費に跳ね返ってくるのだというふうに思います。

一方で、市内の学校間給食費のばらつきがあるということは教育委員会も理解しているというふうに思います。その理由をお尋ねしたいと思います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 学校給食費につきましては、学校給食法第11条により、運営に必要な施設整備費、調理従業者等の人件費は学校設置者が負担

し、それ以外の経費である食材料費、光熱水費などは保護者が負担することとなっております。

当市におきましては、食材料のみを保護者負担としている状況があります。

市内の標準的給食費は、1食当たりで小学校で245円、中学校で295円となっております。この違いにつきましては、議員が先ほどお話ししたとおり、小学生と中学生での給食の量によるものでございます。

一方で、郊外地区の一部小規模校では、1食当たり5円から25円標準的給食費よりも高くなっているという状況がございます。

これは食数が少数であることによる食材単価の高上がり、それに加えまして、食材仕入れの輸送距離に伴う流通コストが割高になっている、これらのことが主な理由となっております。

○井戸達也議長 立崎議員。

○立崎聡一議員 小学生と中学生が金額違うというのは、これは当たり前のことなのだろうなというふうに思います。僕らも、例えばお店に行って普通に頼むラーメンと大盛りラーメン頼んだら100円増しとか、当然金額が違うので、これは理解はできません。ただ、同じ給食、日によってメニューが違うのしょうけれども、払う給食費に差があるというのは、これ意外と知っているようで知らなかったことなのかもしれないと思いますので、改めて付け加えさせていただきたいなというふうに思います。

いずれにしろ、この問題については時間が限られています。児童生徒のこと、教員など、学校関係者のことなどを考え、よりよい方向に向けての議論を深めたいと思いますがいかがでしょうか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 議論につきましては、今後とも十分皆さんとやっていきたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 立崎議員。

○立崎聡一議員 学校給食については、まだまだ議論しなければいけないことがあると思いますので、今後とも引き続きよろしく取り組んでいきたいというふうに思っております。

では、次の質問に移ります。

次は、公共施設、集会施設についてなのですが、お尋ねしたいなというふうに思います。

今後の人口減少、それから高齢者の増加、町内会、自治会会員数の減少等で、町内会活動、自治会

活動にも変化が見られているというふうに思います。

また、このたびのコロナ禍で世の中の流れが一度止まったという言い方がよろしいかわからないのですが、立ち止まって振り返ってみるというのも必要なのかなというふうに思います。

しかし、事を始めるのには会合を持たなければならない。集まる場所を用意しなければならない。集会場が必要だと思います。

市内各所に集会施設があります。その集会施設の老朽化や高齢者向けの改修についてお尋ねしたいと思います。

それでは、郊外施設の改修整備について、お尋ねしたいと思います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 郊外施設の改修についてでございますけれども、郊外施設につきましては、網走市公共施設等総合管理計画に基づきまして、昨年度策定しました市民集会施設の個別施設計画に沿って、維持管理を進めることとしております。

そういった方向性の下、改修整備をしていくような考えでございます。

○井戸達也議長 立崎議員。

○立崎聡一議員 管理計画があるのでしょうか、それに沿ってということでございます。

それでは、高齢化についてちょっと特化してお聞きしたいのですが、市が管理するコミュニティセンター、住民センターにおいて、現在、コミュニティセンター環境整備事業、高齢化に対応した整備を要望に基づいて実施しているというふうに認識しております。

郊外集会施設である藻琴地区の中央地区研修センターでは、平成29年に玄関の改修にあわせ、地域の要望に基づいて、障がいのある方、高齢者のために、入り口にスロープを取り付けたと聞いております。その他の施設については、高齢化に対しての整備が進んでいない状況にあるかというふうに思います。もちろんスロープもついている施設もございしますが。

今後、郊外地区の集会施設において、高齢化を見据えた施設改修に併せて必要というふうに認識いたしますが、市の考え方についてお尋ねしたいと思います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 郊外集会施設の高齢化の

対応についてでございますけれども、コミュニティセンター、住民センターについては、令和2年度より施設利用者及び各施設からの要望を踏まえまして、コミュニティセンター環境整備事業を創設いたしまして、和室のフロアカーペット化や手すり、スロープの取付け、机・椅子の軽量化など、施設の高齢化対応を計画的に実施しております。

郊外集会施設につきましても、現時点では高齢化対応についての具体的な要望等は寄せられておりませんが、地域要望等に応じまして検討、実施をしてみたいと考えているところでございます。

○井戸達也議長 立崎議員。

○立崎聡一議員 郊外に限らず、町内会等でも今なかなか、もう集まっている方もいらっしゃるのかどうかちょっと僕もわからないのですが、少なくともうちの地区に関して言えば、老人クラブなどの集まりというのは全然行ってません。その影響が、僕は同居しているからなおさらわかるのですが、すごくストレスがたまっているのだらうなという、同じことを何回も繰り返す。認知症とかそういう一歩なのかもしれないのですが、ただ、御近所さんとの、隣近所のおばさんたちとの話を聞いていると、さっき言ったことをまた言いながら、お互いに言いつ放し状態のガス抜き、フラストレーションの解消みたいなことをやっていて、でもそういうことがとても大切で、そういうための場というのが必要で、そのために集会場があるのであって、その集会場に行きやすく使いやすくするためというのは、すごく高齢者にとっては大事なことであって、そして、元気に過ごせられる、過ごすための一つのアイテムなのかなというふうにも僕も考えますので、その辺は順序よくやっていただきたいなというふうに思います。

次に、自治会や町内会、区会が所有管理する集会施設の施設数と築年数についてお尋ねしたいと思います。

コミュニティセンター、住民センター、郊外施設等については、地域のコミュニティー施設として市が指定管理制度の下、維持管理が行われている。または、地域によっては町内会が管理しているもの、また、別な地域によってはコミュニティー施設が整備されていないということがありまして、自治会・町内会で地域住民のために、集会施設を自分たちで所有管理している状況にあるところもあります。

先ほど聞いた集会施設が幾つあるのかと、築年数を教えていただきたいなというふうに思います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 自治会・町内会が保有管理する集会施設の施設数及び築年数についてでございますけれども、現在、市内において自治会・町内会が単独または共同で集会施設を保有管理しているのは29町内会の27施設となっております。また、市と施設の無償貸付契約を締結しまして、集会施設として管理している町内会は5町内会5施設ございます。合わせまして、市全体では34町内会32施設という状況となっております。

これらの32の集会施設の築年数は、平均で35年という状況で、その内訳は、築30年以上が経過した施設は24施設、築20年以上が3施設、築10年以上が5施設で、築10年以下の施設はない状況となっております。

○井戸達也議長 立崎議員。

○立崎聡一議員 32施設というふうに今、自治会・町内会のが27、残り5施設というふうにお聞きしました。

施設の数もさることながら、築年数というのがやはりどこも古いのだらうなというふうに思います。

今、人口減少、それから高齢化によって、自治会・町内会の加入世帯も減少しております。集会施設の維持が今後課題になるのかなというふうに思います。また、町内会もないようなところがあるというふう聞いております。築年数の平均値も耐用年数を大きく超えている状況にもあると。

今後、自治会や町内会が単独で維持管理するのは、この集会場自体を管理するのは非常に難しくなることが予想されると思います。

自治会・町内会が保有管理する集会施設の現状について、市のほうではどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 自治会・町内会が保有管理する集会施設の現状についての認識についてでございますけれども、自治会・町内会が単独等で保有する集会施設の平均築年数が、先ほども申し上げましたけれども、35年でありまして、ここ数年は市の補助制度を活用し、施設の改修等を希望する町内会が増えている状況でございます。このようなことから、集会施設を大切に有効に活用している自治会・町内会が多いものと考えているところでございま

す。

しかしながら、議員御指摘のとおり、今後、人口減少、町内会の加入世帯数の減少などの影響が出てくることは否定できないものと考えているところでございます。

○井戸達也議長 立崎議員。

○立崎聡一議員 やはり人口減少と高齢化というのは、どこでもついて回るのだなというふうに思います。

続きまして、集会施設の解体費の補助の考え方についてお尋ねしたいと思います。

市では集会施設の新築、増改築、改修に係る経費について補助制度等を整備し補助しているというふうに伺いました。会員数の減少、施設の老朽化などにより施設の維持が困難な自治会・町内会がどんどん増えていくのだろうなというふうに予想されます。

さらに、最近では空き家の問題等も発生しており、集会施設を保有する自治会・町内会としては悩ましい課題なのかなというふうにも思います。

集会施設をやむを得ず廃止、解体する自治会・町内会に対し、施設解体費の補助などを検討する時期にも来ているように認識しますが、市としてはどのようにお考えでしょうか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 自治会・町内会が保有管理する集会施設に対する解体費補助の考え方についてでございますけれども、集会施設の解体費補助につきましては、現在のところ具体的な要望は寄せられておらず解体費補助制度についてはございませんが、今後、町内会が維持管理する集会施設に関する相談ですとか、人口減少、町内会加入の減少などにより、議員御指摘の課題も浮上するものと考えられますことから、その点注視してまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 立崎議員。

○立崎聡一議員 壊すにもお金はかかります。

終わります。

○井戸達也議長 小田部照議員。

○小田部照議員 一登壇一 全国的に長引くコロナ禍の中、当市では順調なワクチン接種など、明るい兆しも見えてきましたが、一方では緊急事態宣言の30日までの延長や次々と見つかる変異株など、いまだコロナ禍の出口は見えてきていないというのが現状であります。

そのような中、医療従事者をはじめ、ワクチン接種に御尽力いただいている皆様の献身的な努力や働きに、そして何よりも市民の皆様様の感染拡大防止とその理解と御協力、御努力に、そして御苦勞に心から敬意と感謝を申し上げたいと思います。

それでは、通告に従いまして、質問に入らせていただきます。

市政執行、市民のための行政運営について伺います。

初めに、市民との情報の共有について伺います。

市の様々な施策を進めていくためには、市が何をしているのか、どのように考えているかなどを市民にもしっかりと伝え、これを市民の皆さんの意見を聞きながら、時には情報の共有というものが必要になってくるものだと思います。

現在の当市の情報を市民に伝える手段、意見や要望を聞く手段、情報共有の手段というものはどのようなものがあるのか伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 行政情報を伝える手段といたしましては、基本的に広報紙、公式サイト、フェイスブック、ツイッター、メール配信サービス、FMあばしりの活用、報道機関への情報提供があり、このほか宅配トークや、当初予算の内容をお知らせする「ことしのまちづくり」の全戸配布などがございます。

市民の皆様から意見や要望を聞く手段といたしましては、「市長への手紙」、市長が直接お会いする「みんなの市長室」のほか、町内会単位で地域の課題や要望、意見を書面により頂く仕組みがございます。

また、例年、町内会連合会との共催で、地域の方々ともまちづくりの意見交換をさせていただく「まちづくりふれあい懇談会」を市内9か所で開催。

新年度予算案への御意見を頂くことを主に目的とした「全体会議」の開催など、市民の皆様との意見交換、情報共有に努めているところでございます。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 様々な手法があるのだと思いますが、その中で、市長への手紙について伺いたいと思います。

市民の意見や要望を聞く手段として、市長への手紙またはメールが今様々な意見が寄せられていると思いますが、以前には広報にもその分野と過去の実績が掲載されておりましたが、今は紙面の関係なの

か掲載されておられません。最近の実績と公表はどのようになっているのか伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 市民の皆様から、まちづくりに係る御意見などを直接お寄せいただく市長への手紙は、まちづくりへの思いやアイデアなどを伺う貴重な機会の一つと捉えております。

市長への手紙は、郵送、ファクス、公式サイトなどで一年を通じて受付をしております。このほか、7月と11月には専用の用紙を広報紙に折り込み、広聴活動に努めているところでございます。

公表の状況でございますが、ただいま議員のおっしゃるとおり、過去には手紙の件数や主な御意見などを広報紙でお知らせしておりましたが、現在は紙面の都合上、掲載に至っておりません。

直近の実績でございますが、本年度は8月末時点で32通の手紙が寄せられております。

項目ごとの件数では全部で42件、主な内訳は、要望が22件、意見・提案が11件、苦情が3件となっております。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 今、緊急事態宣言中ということもありまして、たくさんの市民の方々から様々、パークゴルフ場を開放してくれませんか、子供たちのスポーツ活動、文化活動をなぜ始めさせてくれないのだとか、僕のところにも様々な市民の方々の意見が寄せられていますが、この市長への手紙の内容の公表についてですが、これについては手紙の内容や回答は市民が今どのようなことを望んでいるのか、市がどのようなことをしたり、どのように考えているのかを知る大切な機会ともなります。

現在は本人への回答となっているようですが、この内容について市のホームページや広報などを利用し掲載して、多くの市民に見てもらうことで市の考えや対応などを知ってもらえる機会にもなると思います。市長への手紙の内容の公表について、ぜひ実施していただきたいと思いますが、市の見解を伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 今、議員御提案の手紙の公表についてであります。お寄せいただいた御意見に対する市の考えを市民の皆様と共有することは大切であると考えております。

手紙の多くは、個人情報を含んだものであり、原文のまま公表することは難しいと判断しております。

ので、項目にするなど手法を工夫しながら公表を進めてまいります。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 個人情報やプライバシーはもちろん配慮しながら、どこの自治体も進めています。公表はしていくという答弁頂きましたので、そのようにしっかりと進めていただきたいと思います。

次に、地域要望の公表について伺いたいと思います。

大阪市では、オープン市役所の取組の一つとして、市民の声の見える化が実施されております。

市への意見などの要旨とそれに対する市の考え方を、広く市民と情報共有することにより、市政に対する理解・関心を深めていただくため、ホームページにおいて市民の声を原則全件公表し、また併せて市民の声の統計データも紹介されております。

また、当市では、地区町内会が各町内会などの地域要望をまとめて、それぞれの町内会に回答しておりますが、昨年は町内会連合会の令和3年度の議案書によりますと、市内18の地区から81件の地域要望が寄せられているようです。その中には、道路の関係だったり、除雪、環境、防災、防犯などが主な要望内容となっておりますが、地域に関することですので、この地域要望についてもホームページや広報紙などを利用し公開することで、同じように思っていた住民たちの方々の考え方や、そして同時に市の考え方が伝わり、地域の要望を市に出す町内活動ですので、この地域の町内会活動への理解や協力にもつながってくるのだと私は考えますが、市の見解を伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 今、お話のとおり、各町内会から例年数多くの要望を頂いております。

昨年度は28の町内会や区会から81件の要望があり、主な内訳ですが、道路や除雪に関するものが42件、環境に関するものが10件、防災や防犯に関するものが7件となっております。

地域要望の特徴といたしまして、道路や除雪に関する要望が非常に多く、そのほとんどが場所を指しての修繕、草刈りといった要望となっております。こうした道路や除雪に関する要望の公表に当たっては、項目ごとにまとめるなど整理をいたしまして、情報共有が望ましい要望につきましては、町内会に公表の同意を得るなど、今後具体的なルールを

検討し公表を進めてまいります。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 公表を進めていくように取り組んでいくということで理解いたしました。ぜひ、そのように取り組んでいただきたいと思います。

次に、市の主要事業の見える化について伺います。

網走市総合計画や網走市まち・ひと・しごと総合戦略で、目標を掲げ、その進捗についても公表していることは承知しております。タイムリーではない面もあり、例えば、網走市総合計画の進行管理についてはホームページに掲載されておりますが、平成30年度の結果以降は現在掲載されていないというのが現状であります。

この総合計画や総合戦略の目標については、計画の性質上、中長期的な視点で今後の方向性などについても書かれておりますが、それは多くの自治体と同様に作成し公表されているところであります。

一方で、さらに各部長が自分の担当する部の当該年度に重点的に取り組む施策について、目標を設定し宣言という名称で公表している自治体があります。翌年度には、その年度の目標とともに、前年度の達成状況や評価を公表するというので、前の年はどうだったのか、今年はどうなのかがわかる仕組みとなっているわけですが、これを実施する理由としては、その当市のホームページによりますと、「この毎年度の目標宣言の公表により、市民の皆さんに市政への理解を深めていただき、開かれた市政運営を目指します」とあります。また、この市では、各部長が部内で取り組む事業の目標を設定し、政策宣言として市民の皆さんに公表しております。この政策宣言は各部の重要施策を公開することで、行政の透明性と信頼性を高めることを目的としております。市民理解と市民からの信頼性を高める手段として実施されているようです。

当市においても、主要事業など各部署がより力を入れて推進していく事業の目標設定の公表について、毎年度見える化することで、市民の皆さんへの理解と協力につながるものだと私は考えておりますが、この実施についての市の見解を伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 まちづくりには、総合計画を長期的な指針、総合戦略を中期的な指針として、さらにこれらの指針に基づく各分野における個別計画により、具体的な取組を進めてい

るところでございます。

目標の公表でございますが、総合戦略につきましては基本目標に対する目標値や、具体の施策に対する目標値のほか、その進捗状況につきまして、産学金労、各分野の有識者15名で構成する「選択する未来会議」での検証を踏まえた上で、公式サイトで公表しているところでございます。

一方で、より専門性が増す個別計画では、各担当課による策定、管理が基本となりますので、目標の設定、進捗状況の管理などは各担当課において、それぞれ行っております。

このほか、予算編成、予算執行の単位である中事業レベルでの成果では、主要施策の成果等報告及び市教育委員会事務点検・評価報告書により、目的、内容、実績などを公表しているところでございます。

市民の皆様への伝え方として、現状の公表資料を再確認しつつ、目的に対する成果指標、あるいは事業単位での活動指標を、これをどのようにわかりやすくお伝えできるか、既存資料の活用を念頭に研究してまいります。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 研究という答弁を頂きましたが、それぞれの部署とモチベーションをしっかりと上げていくためにも、ぜひ実施の方向で研究・検討を重ねていただきたいと思います。

次に、議会の一般質問で、各議員からの質問に対し、理事者側の「検討する」「取り組んでいく」などの答弁があります。検討した結果、すぐにできるものもあれば、時間がかかるもの、場合によってはできないもの、状況によって様々あると思いますが、議会での「検討する」「取り組んでいく」などと答弁した後は、市の内部ではどのような対応をしているのか伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 一般質問、代表質問においての議会答弁につきましては、議会後、各課において、答弁調書を作成し、総務防災課がこれを取りまとめを行っております。

この答弁調書は、質問と答弁の概要、また答弁の中で「検討・調査・研究」などとした案件につきましては、今後の対応や見通しを記載するようになっております。

なお、この調書につきましては、答弁した議会、直後時点での状況になりますので、その後の進捗状

況、事務事業などへの反映などにつきましては、各課での対応となります。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 しっかりと取組はあるということで理解いたします。

答弁の進捗状況の公表についてなのですが、一般質問では、各議員が市民からの相談や状況を聞いて質問に至るというケースもたくさんあると思います。網走市をよくしていこう、住みやすいまちにしていこうという思いで、我々議員はこの議場で質問に立ちます。

その答弁に対して、「検討する」「取り組んでいく」というような答弁が、その後どうなったかというのは、質問した議員だけではなく、たくさんの市民の方々が、その後どうなったのか関心を持っているのだと思います。

ほかの自治体では、議会の一般質問、代表質問での答弁で、「検討する」「取り組んでいく」としたもののその後の進捗状況を詳しく公表しているところがあります。答弁では、「検討する」だったものが、その後の検討経過や結果を公表することで、市の考え方もわかりますし、結果として市民に身近な行政運営にもつながると私は考えております。

当市でもぜひ答弁の進捗状況の公表に取り組んでいただきたいと思いますと思いますが、市の見解を伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 議会の一般質問、代表質問において、「検討」などの答弁は様々なケースがございますので、統一的なものとして捉えることは難しいのですが、基本的には、各担当部署におきまして必要な調査を進め、可能なものは事務事業に反映しているものと認識をしております。

また、各議員からは、定例会、臨時会に加え、予算・決算特別委員会、各所管委員会など、様々な機会におきまして、進捗状況の質疑があり、都度答弁をさせていただいております。

御提案の件についてであります。質問の内容は様々でございますので、他市の状況なども踏まえながら研究させていただきます。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 今の答弁も「研究」ということなのですが、本当に市民の方々が我々議会の質疑に関心を持っている方もたくさんおられますので、ぜひ進捗状況の公表というものも、大変なことでしょう

が、全てとは申しません、検討すると前向きに答弁していただいたものについては、定期的に状況を報告するだとかの工夫をぜひして、より一層市民のための、市民に身近な行政運営に努めていただきたいと思います。

終わります。

○井戸達也議長 一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

再開は午後2時10分といたします。

午後1時56分休憩

午後2時10分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

一般質問を続行します。

村椿敏章議員。

○村椿敏章議員 一登壇一 日本共産党議員団の村椿敏章です。

通告に従って、質問してまいります。

まず第1点目は、廃棄物処理場についてであります。

現状について何う前に、7月に行われたまちづくり懇談会では、「ごみ減量についてのお願い」と題して説明を行いました。出席者からの質問を受け付けない、説明のみとしました。

まちづくり懇談会は、ふれあい懇談会は、先ほど小田部議員の質問の中でも、市民からの情報を得る手段との答弁でしたが、市と市民との意見交換の場であり、説明のみとするというのは一方的で間違いなのではないかと、そういう意見があります。

なぜ、説明のみとしたのか伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 今年度のまちづくりふれあい懇談会での説明についてでございますけれども、埋立ごみの減量についてのお願いとして説明をさせていただきました。

このことは、先に決定したほかのテーマがあり、町内会連合会と協議の上、ごみ減量についてのテーマを追加で入れていただいたという経過がございました。

このような経過から、最後のその他の中で質疑を頂き、意見交換をすることで司会進行の整理をしていたところであり、実際に質疑、意見交換も行っているところがほとんどでしたけれども、実際の進行の中で、司会のほうでそごが生じてしまった会場がございました。時間に限りもありますけれども、許す限り説明をいたしたところでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 限られた時間の中で難しいということですね。

ただ、一部も意見交換できたというふうな今の答弁ですので、また、これは今後この後、説明ではなくて意見交換をするというような話も聞いてますが、それはどのような状況なのでしょう。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 このことにつきましては、町連と協議をいたしまして、10月の中ぐらいに改めて意見交換の場を設けることといたしておりますので、詳細が決まり次第、市民の皆様にご案内する予定としていただいております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 わかりました。

その説明会の中では、懇談会の中での報告書の中では、昨年は埋立てが7,716トンと31年度からは400トンほど減っております。しかし、計画よりも3,400トンも多く、1.7倍となっております。

令和2年度に生ごみ破袋機を増設して、その後処理残渣は計画どおり減っているのか、現状についてお示してください。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 生ごみ破袋機を増設した後の現状についてでございますけれども、増強工事前後で2倍以上の生ごみが処理できるようになりました。

昨年までは、異物で機械が停止するなどありましたが、増強体制により、現在は搬入量の6割以上を処理できている状況となっております。

なお、搬入した生ごみは受入れヤードに下ろした時点で目視確認し、処理できない異物などが袋に入っている場合は、破袋処理前に除去して埋立処理をしております。これが全体の3割程度あるため、改善できれば9割近くは処理できるものと考えております。

また、袋による収集をしているため、全体の1割ほどの破袋除去物が発生し、それは埋立てに回ることでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 改良は、よくはなっているということはわかりましたが、まだまだ課題は残っているのかなと思います。

そのあともう一つですね、おむつの搬入量、ここについてお聞きしますが、令和2年度は1,060トン

と、計画の1,000トンに近づいております。大空町への運搬する経費を令和3年度予算でつけました。これは網走市が大空町に紙おむつの処理を委託するというものだと思いますが、委託の契約は交わしたのか伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 大空町への紙おむつなどの焼却処理についてでございますが、6月から試験的に処理を開始したところですが、当初、燃えかすがあるクリンカが発生するなどの問題が生じ、現在、焼却する内容と方法について試行錯誤をしている状況です。

8月中旬からは、収集した紙おむつをほぼ全量運搬し、現在のところは問題なく処理していただいているところです。

今後、処理可能性が判明する段階で大空町と協議をし、協定等を締結する予定としていただいております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 今回の答弁でいきますと、まだ委託の契約というか、そういう形にはなっていないと。試験的にどういうものかということをお調べしたいということで、そういう認識でよろしいのでしょうか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 大空町の炉の関係もありまして、どのような組合せの焼却するものがあるのかどうかということをお調べして、6月以降試行錯誤しているという状況でございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 わかりました。

次の質問に移ります。

今後の見通しについてです。

現在の状況でいくと、当初15年間供用する計画でしたが、何年度まで使えるのか伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 最終処分場の現状についてでございますが、令和2年度に実施した残余量調査では、調査時点までのペースでゴミを埋め立てると、あと5年から6年の残余量との結果が出ています。

この結果では、最終処分場は令和8年までとなりますが、生ごみ施設の能力増強の改良により、生ごみの残渣が半減することで2年は延びると考えております。

また、埋立ごみを適正に分別することでも、さらに延命が可能と考えているところでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 あと5年から6年というのは、かなり驚きなものだと思います。

今、生ごみ、それから分別、そこで延命化は図れるだろうというようなことでしょうが、ぜひしっかりとその辺はやっていかなければいけないかなと思います。

この今の埋立場がいっぱいになるといった場合、その後のごみ処理の計画はどうなっているのか伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 今後、ごみ処理の広域化に関する基礎調査につきまして、今定例会において補正予算を提示させていただいておりますので、広域化に関する基礎調査を実施していく予定としております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 すみません。もう一度、よく聞き取れなかったので、今定例会でというのはどんな内容ですか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 今定例会において補正予算を計上させていただいております。それにつきましては、ごみ処理場の広域化に関する基礎調査をするということで計上させていただいておりますので、そういう形の中で、今後検討していくということになるかと思っております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 わかりました。

広域化の検討をして、その中でこの後の処理の計画がどうなるかというのを検討していくと、そういうふうには受け止めました。

ということは、そこで検証していくと、ごみの最終処分場をどうするかというところの検証をしていくということだと思うのですが、それはいつから検証を行っていくのか伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 実現に向けて動いていくためには、網走市のごみ処理基本計画の内容にも触れていかなければならないため、広域化中間処理の検討と同時に最終処分場の在り方について検討していくことが必要と考えております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 今回の検証をするということはわかるのですが、いつまで検証していく予定なのか。先ほど言っていた、あと5年、6年でいっぱいになるよということであれば、早急な検証が必要だと思うのですが、それは何年度まで行うような形なのか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 先ほども申しましたけれども、今定例会におきまして基礎調査の予算を計上させていただいているところでございます。広域化の中間処理の検討と同時に最終処分場の在り方について検討をしていくというような形になってございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 そうしますと、今年度で検証を行うというふうには受け取ってよろしいのでしょうか。それとも、今年度の委託したものを含めて、来年度ぐらいまでに次期の埋立処分場についてどうするかというのを検討するということなのでしょうか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 まずは調査をさせていただいて、その中身を検討して、併せてやっていくということなので、ちょっと今の段階でいついつということではございませんけれども、順次行っていくということになるかと思っております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 わかりました。今のところ、いつまでというところはないということで確認させていただきます。ただ、急いでやっていかなければならないということは、私も認識しています。わかりました。

次の質問に移ります。

生ごみの処理の件なのですか、2018年のブラックアウトの際に食品残渣が多く出まして処理ができなくて埋立てが多くなった、そのことについては理解をしています。

しかし、破袋機が予定どおり動かないということは、当初の計画立案に問題があったのではないかと思います。また、冷凍食品は処理できるのか伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 生ごみの処理の問題についてでございますけれども、生ごみ処理施設の計画が分別がしっかりとされることを前提としておりまして、計画における機械の動作性能は異物の混入に

よる停止を考慮したものとはなっておりません。しかしながら、異物混入による機械の停止を招く結果となっていることから、引き続き、市民の皆様には適正な分別への御協力をお願いするところであります。

また、冷凍食品についてですけれども、冷凍食品につきましても問題なく処理できるものでございすけれども、例えば厳冬期、とても寒い時期などについては完全に凍ってしまった生ごみ処理が困難になることから、当日の朝、ごみ出しに御協力いただき、完全に凍らない状態での収集に御協力いただきたいと考えているところでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 冷凍食品は処理できるということですね。ただ、異物については人の手で取っていると。そして、処理できるようにしているということですね。わかりました。

次の質問に移ります。

違反ごみ対策についてです。

まちづくり懇談会では、市民の皆様へのお願いとして、埋立ごみの袋の中を組成調査したところ、3分の1が資源物、生ごみ、容器包装プラスチックといった再資源化ができるごみが含まれていた。全部埋立てに回すことのないように、適正な分別をお願いすると、そういうふうをお願いしております。

今、違反ごみの件数の推移、そして対応はどうなっているのか伺います。

また、置き去りにされたごみの処分方法についてはどうなっているのか伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 違反ごみの推移などについてでございますけれども、違反ごみの件数は平成31年度の月平均が7,500個、令和2年度の月平均が6,100個、令和3年度の8月までの月平均が6,400個となっております、31年度よりは減少しておりますが、現在は横ばいの状況となっております。

違反ごみにつきましては、収集せず違反シールを貼り、出し直すようお願いをしているところでもあります。

また、置いていった違反ごみですけれども、一定の期間置いた後収集し、分別は不可能であるので全て埋立処分をしております。

引き続き、適正な分別について、市民の皆さんに御協力をお願いするところでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 違反ごみは横ばいと。ただ、その3分の1が資源物などが入っていて、それが埋立ごみに回されているということで、埋立処分場の埋立てがどんどんどんどん進んでしまうと、そういうことですから、やはりここはしっかりやっていかなければならないところだと思います。今、言っていたように、市民への周知徹底は必要だと思います。

ただ、処分場で分別ができないというふうに、今おっしゃっていましたが、そこについて、分別をする人員の配置とか、そういうことは検討できないのか伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 今、違反ごみの処分の関係で一定の期間置いた後に、それについては分別が不可能、できませんので全てを埋立処分しているというようなお話をさせていただきました。

それに関して分別するための人員の関係というお話だと思いますけれども、それにつきましては、現在のところちょっとそういうような形は考えておりませんが、引き続き、市民の皆様に適正な分別についてお願いをしていきたいと考えているところでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 今、人員まで配置はする考えはないと。市民の方の協力をお願いするということだと理解します。

ぜひ、人員の配置なども、うまく市民のほうに周知徹底して減らすことがなかなかできないということであれば、人員の配置もぜひ検討してもらえたらと思います。

次の質問に移ります。

2番目の質問は、防災対策についてであります。

ブラックアウト時の問題点について伺います。

ちょうど3年前の9月6日、胆振東部沖地震が起きて、北海道中が停電となり、ブラックアウトとなりました。

スーパーで生活必需品の購入に並ぶ人々、コンビニは結構ごった返してました。電池はもちろんカップ麺すら手に入らない状況にもなりました。携帯電話の電池の問題も深刻でした。これは全道どこでも、網走市内も同様だったと思います。

そのとき、非常用電源ですね、網走市役所での対応がどうだったのか、パソコンが使えなくて、そして公共施設の図面などを見ることができなかったかと思えます。

また、デジタル化は非常に便利ではありますが、こういったときに紙ベースの資料の整備はどうしても必要です。今はどのように対応しているのか伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 停電時におきましては、最低限の体制を維持するために、災害対策本部のこうした機能に加えまして、道路管理、ごみ管理などの部署には非常用電源設備を用意しております。

道路台帳、水道管網図及び下水道管網図は、デジタルデータと紙の両方での保管をしております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 わかりました。

次、それでは一人暮らしのお年寄り、生活困窮者など、支援を待っている人がいらっしゃると思います。何人いらっしゃるのか伺います。

そして、そういう方々の名簿などを対応できるように、紙媒体で保管しているのかどうか伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 災害時の要援護登録者は65歳以上の一人暮らし、または65歳以上の世帯、重度の身体や精神・知的障がいのある方、要介護3以上の要介護認定を受けている方、その他支援を必要とする方で登録を希望している方が対象となります。

登録者は、令和3年8月末現在で200名となっております。なお、この要援護者台帳は、デジタルデータと紙、両方で保管をしております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 わかりました。

災害の準備は進めてきているというふうに理解します。

次の質問に移ります。

食糧供給計画についてであります。

昨年、食糧供給計画、地域防災計画の食糧計画について質問しましたが、被災者や災害応急対策の従事者などに対する食糧の供給についてであります。

そのときの回答は、基本的には非常食、そして災害時協力協定の事業所があり、そちらから食糧供給を想定していると言っています。

学校給食調理場については、原則的には使用することは想定していないということでありました。

しかし、その地域防災計画の食糧供給計画によると、「食糧の調達について、市は災害時に備えて食糧を備蓄するほか、あらかじめ食糧関係機関及び保

有事業者等に食糧調達に関する協力を求めるなど、備蓄・調達体制を整備し、災害時における食糧の確保に努める」とあります。ここまではいいのです。

また、炊き出し計画では、「1、被災者及び災害応急対策従事者に対する炊き出しは市長が行い、必要に応じて日本赤十字北海道支部網走市地区などの協力を求める」とあります。炊き出し施設は、「給食施設など既存の施設を利用するほか、市内の仕出し業者、飲食店、旅館などに協力を求める」となっております。

これを読みますと、昨年の答弁というのは計画とのずれがあると思いますが、見解を伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 議員お話のとおり、地域防災計画における食糧供給計画の炊き出し計画では、「炊き出しは市が行い、必要に応じて、日赤網走地区などの協力を求める」とあります。炊き出し施設は、「給食施設など既存の施設を利用するほか、市内の仕出し業者、飲食店、旅館などに協力を求める」とあります。

昨年第3回定例会の村椿議員の一般質問に対して、「災害時には非常食や災害時協力事業者などからの食糧供給を想定しており、原則的に学校給食調理場を使用することは想定しておりません」とお答えをさせていただいております。

これは、仮に炊き出しが必要な事例が発生した場合にどこで炊き出しを行うかですが、想定される対応順としては、まずはテントなどの利用による屋外、次に家庭科の実習室、次に学校近くの集会施設の調理場、最後に給食調理場と考えております。

災害の規模、それから内容にもよりますが、災害時におきましても、子供たちのために一日も早い学校の再開を目指す必要があると考えております。

給食調理場を炊き出しで利用した場合に、その後の消毒、設備の点検など、こうしたことにより、給食の再開が遅れるといったことは避けなければならない。こうした事例を念頭に昨年、「原則的に学校給食調理場を使用することは想定しておりません」と答弁をしているところです。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 今の答弁では、計画とずれがあるということではないということですね。順を追っていくと、そのような形になるのだなということは理解します。

しかし、協力、協定の事業者は市内のスーパー

や、それからコンビニエンスストアなどでありますが、これは交通が通常に機能している場合に弁当などを運ぶことができるようになると思います。交通が寸断している場合を想定して、やはり地域ごとの食糧供給計画を立てるべきだと思います。特に、郊外においては、食糧を現地で調達し食べ物を提供できる体制が必要だと思いましたが、見解を伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 市では、学校、コミセン、住民センター、消防団詰所などに非常食を約6,500食備蓄しております。このうち、校外地区には北浜・藻琴の東部地区に908食、卯原内など西部地区に490食、呼人地区に514食をそれぞれ備蓄しているところでございます。

仮に郊外地区で災害が発生した場合には、地域防災計画の食糧などの調達・確保に基づき、個人備蓄、市の備蓄品、災害時の協定事業所の支援により食糧を確保することになります。

仮に、炊き出しが必要な事例が発生した場合は、まずは、先ほどの繰り返しになりますが、テントなどの利用による屋外、家庭科の実習室、学校近くの集食施設の調理場、給食調理場などの順で活用を検討することになると考えております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 今の答弁を聞きますと、市内で6,500食で、そのうち郊外にもかなりの量の非常食を配備しているということですね。

ただ、今の非常食だけでやっぱり濟まないときが当然出てくる、そういうことも想定しなければいけないと思いますので、ぜひ給食調理場についてもしっかりと検討してもらえたらなと思いますが、今、文部科学省では、災害時における学校給食実施体制の構築という事例集がありまして、熊本県の益城町では平成28年熊本地震によって給食センターが甚大な被害を受けた。そして、しかし学校再開1週間後から簡易給食、弁当給食、そして熊本市への事務委託などにより新学校給食センターの稼働開始まで、学校給食を途切れることなく提供できたとあります。

その給食センターは損壊し、移転・建て替えをすることになりました。しかし、地域の防災拠点としての機能も持たせたものを建てたといいます。

現在の網走市の給食調理場を災害時に有効活用できるように計画をしっかりと盛り込むべきと考えますが、見解を伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 ただいま議員から御紹介いただきました熊本県益城町につきましては、これは給食センターで民間委託をして運営をしているものですが、小学校が5校、中学校が2校、一日当たり3,600食の給食を賄うセンターでございます。こうした事情とは当市におきましては、実態がかなり違うというふうに認識をしておりますので、地域防災計画に定める炊き出し施設は、給食施設の既存施設を利用するほか、市内の仕出し業者、飲食店、旅館などに協力を求めるとしてあります。また、炊き出しが必要な事例が発生した場合は、先ほどから申し上げているとおり、学校再校を最優先として考えてまいりたいと、そういう認識でございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 ということは、先ほどの答弁と同じということですね。

ぜひ、給食調理場を臨機応変に活用できるように、改めて検討するよう求めたいと思います。

次の質問に移ります。

3項目めは、ひきこもりについてであります。

2018年の12月議会で、大人のひきこもりの人数について、健康福祉部長が答弁されておりますが、ひきこもりの人数は把握していないという答弁でした。ただ、生活サポートセンターへの相談で判明したひきこもりが平成27年度7名、28年度3名、29年度3名、平成30年度が2名と、合計15名。そして、生活保護受給者のうち、ひきこもりの方が現在8名と回答しておりました。

対策については、ひきこもりの相談は本人、家族、民生委員、ケアマネジャー、保健師などから受けていると。その後、支援員が相談者の経済状況や身体状況に応じて関係機関と連携しながらつないでいるところであると。そして、今後は生活サポートセンターにおいて、ひきこもりの相談支援について対応していく旨のチラシをわかりやすく記載すると。そして、気軽に相談できる窓口があること、それを周知できるよう広報の手法を考えてまいりたいということでありました。

また、2年前の質問の中では、市は今後ひきこもりの悩みを抱える世帯が増えることが推測されると答えておりました。

今の現状はどうなっているのか伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 当市におけるひきこもり

の現状についてであります。現在把握しているひきこもりの状態にある方は32人となっております。

また、家庭児童・教育相談室への不登校に関する相談は、令和2年度で17件ありますが、過去2年間との比較で減少傾向となっております。

ただし、ひきこもりに関する調査を行っておりませんので、潜在的に相談に至らないケースもあるというふうに考えてございます。

ひきこもりに関しましては、現状、生活サポートセンターや保健センターにおける相談業務、また生活保護のケースワーカーや介護保険のケアマネジャーの関わりから支援につないでおりますが、対応につきましては、ひきこもりの特性から電話・訪問による状況把握や家族に対する助言、柔軟にそれぞれの事例に応じて、定期的に支援をしているということではないのですが、その状況に応じた柔軟な支援を行っているというような現状でございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 状況に応じて支援されているということですが、実際今の32名の方に対して、年間何回ほど支援をされているのか、その回数について伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 支援の回数といったことではございますけれども、ひきこもりについては、ほとんど本人に会えないことがほとんどであるため、定期的に支援するといった対応ではなく、家族からの相談ですとか、本人の状況に変化が生じた場合など、それぞれの内容に応じてケース・バイ・ケースで随時対応しているものでありますので、支援回数等をまとめた数字はございませんが、それぞれ個別に記録をしているというような現状でございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 本人に会えないというケースがほとんどだということではありますが、ただ、その回数を何回やりますよということも、今お答えいただけなかったのですけれども、やはり32名の方がいらっしゃるのであれば、そこに対して年に1回ほど程度連絡を取り合うとか、お元気ですか、その後のお悩みはないですかというような聞き取りぐらいしてもいいのかなとは思っておりますけれども、どうでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 現在把握をしているひきこもりの方32名というお話をさせていただきました

が、内訳としては健康推進課が22人、社会福祉課、これは保護4、障がい1、それと介護福祉課5人というふうになってございます。社会福祉課の保護につきましては、定期的な家庭訪問がありますし、障がいにつきましても定期的に伺うこともあります。介護福祉課5人、これは介護関係ですのでケアマネジャーが定期的に出向くというようなこともございますが、健康推進課につきましては、やはりひきこもりの特性といったこともございますので、行くことが逆にマイナスになることも多々あるというようなことも伺っておりますので、現在のところ、これ全てを支援回数まとめたものはないですが、これも全て個別に記録をしているというような状況でございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 現在の状況については理解させていただきます。

ただ、今後、ぜひ声かけなども検討していただけたらと思います。

また、2018年の質問の中では、訪問型就労準備支援事業について取り組んではどうかとの質問に、市は「長期間ひきこもりとなった方の対応については、生活サポートセンターであっても生活保護受給者でもあっても、初めに相談者の自宅を訪問して面談を試みます。しかし長期間外部の方とコミュニケーションを取っていない方は初めは面談を拒絶することもあり、短時間の訪問を繰り返し、必要に応じて保健師を同伴させながら、徐々に信頼関係を築いていくこととなります」と言っています。「就労支援については、信頼関係を築いた後の次の段階にあると考えている。2018年度からは厚生労働省が始めた訪問型の就労支援事業について、当市で実施はニーズも含めて今後研究する」という回答でしたが、その後の進捗状況についてはどうか伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 訪問型ではないのですが、就労支援事業についてでありますけれども、この事業は生活困窮者自立支援制度における支援の一つとなりますけれども、相談者の状況に応じて作成する就労準備支援プログラムに基づき、日常生活自立・社会自立・就労自立に関する支援を行うものであり、当市では令和4年度の実施に向けて現在準備を進めているところでございます。

議員御質問の訪問型就労準備支援事業につきましては、ひきこもりや中高年齢者などのうち、直ちに

一般就労を目指すことが難しく、家族や友人、地域住民などとの関係が希薄な方を支援するため、通常の就労準備支援事業に加えて、訪問による早期かつ継続的な個別支援を重点的に実施するとともに、地域において対象者がなじみやすい就労体験先を開拓、マッチングする取組として、国も推奨しているところでございます。

来年度における就労準備支援事業の実施に当たりましては、支援の対象となる方々の状況に応じて対応できるよう、この訪問型就労準備支援事業をやるということではないのですが、訪問型の支援の実施も含めて、この辺は柔軟に考えていけるかというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 来年度から訪問型の支援事業も考えているということですが、先ほど市のほうから声かけすることはなかなか避けていると。相談者のほうから来た中で受けてますよということですが、こういった場合、令和3年度に支援事業をする場合、相談がないとこの事業は始まらないというふうに考えればいいのでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 ケース・バイ・ケースだというふうに考えてございます。御家族から、また地域から、また御本人から、様々相談の手法はあると思いますが、そういった部分、柔軟に対応しながら取り組んでいければというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 今の御答弁だと、相談者のほうからやっぱり来ないと始まらないというふうにちょっと受け取ったのですけれども、市のほうからこの方はどうだろうということで働きかけるようなことはないのですか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 ひきこもり、先ほどもお話ししてはいますが、いろいろ特性がございますので、それはケース・バイ・ケース、状況に応じて、そういった市からのアプローチもあるかもしれないですし、また相談に応じて支援につながるような手法もあると思いますので、そこは柔軟に対応していければというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 わかりました。

柔軟に対応していくということで、よろしくお願

いします。

また、2018年の質問では、家庭教育支援における訪問型アウトリーチの支援の取組について質問しています。「雇用の教育支援にはさらに地域の協力、支えも必要となります。支援については、コミュニティー機能の異なる地域においても、全国的な普及が可能か検証しているともお聞きしておりますので、その家庭教育支援について、議員の提案、アウトリーチの支援については勉強してまいりたい」と回答しております。その後どのような取組が行われているか伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 訪問型家庭教育支援につきましては、家庭で様々な課題を抱えつつ、相談の場に足を運ぶことが難しい保護者に対し、訪問により不安や悩みを聞いたり、必要な情報提供を行う支援であり、家庭の孤立化防止や課題の早期発見に効果があると考えております。

当市では、子供や家庭、教育に関する様々な不安や悩み、子供の療育、発達に関すること、不登校やいじめ、非行などの学校生活に関すること、家庭環境に関することなど、家庭児童・教育相談室が相談に応じているところでございます。

保護者や児童・生徒からの相談に加え、学校などからの情報提供に伴う相談にも対応し、必要に応じて関係部署や関係機関の連携により対応しているところでございます。

また、相談方法につきましては、来室、電話、メールのほか、状況に応じて訪問対応を行う体制も整えておりますので、訪問型家庭教育支援と同様の効果が得られているのではないかとこのように考えてございます。

今後におきましても、現在の相談体制を継続するとともに、学校や関係部署、関係機関との連携強化に努めてまいりたいと考えてございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 わかりました。

引き続き、よろしく申し上げます。

それでは、最後の項目、給食の無償化について質問いたします。

学校給食についてですが、今、子供の食のセーフティネットだと言われております。

今思えば、私が小学生の頃は食べ物に飢えていたのではないのかなと思います。給食の多くはおいしくて、いつも残さず食べていた記憶があります。今

は、いろいろなところに食べ物が豊富にある時代がありますが、お金があれば買うことができても、なければなかなか食べられません。そういう状況にある子供たちは大勢いるのではないかと思います。

子供の実態をつかむためにも、子供の食に関するアンケート、これについて市の教育委員会は行っているのか。また、結果はどうなっているのか伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 当市におけます学校給食に関するアンケートにつきましては、小学校5年生から中学校3年生を対象としまして、本年8月末から各小中学校において、現在順次調査をしているところでございます。

現時点ではまだ集計結果は出ておりませんが、設問は5問で、内容は、量や味、学校給食への期待などということで行っているところです。

また、文科省が実施する学力学習状況調査では、朝食を毎日食べていますかの設問に、「食べている」「どちらかというと食べている」という回答を頂いております。それでは、小学校6年生では、令和2年は93.3%、令和元年は93.7%、中学校3年生では、令和2年は88.7%、令和元年は93.3%という結果が出ている状況があります。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 90%を超えたような朝食を食べているということですね。そういう結果が出ていることではありますが、まだ、10%程度の方は食べないで学校に来ているということですから、給食がいかにか大事かということもわかると思います。

今の現在の給食費の扶助、就学援助を受けている生徒は何人なのか。過去と比べてどれほど変化しているのか伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 就学援助を受けている要保護、準要保護児童生徒数の認定率ですが、平成30年度では23.7%で595人、平成31年度では22.7%で568人、令和2年度では20.5%で503人となっております。ここ数年の推移を見ますと、減少している状況にあるという状況です。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 減少傾向、今は減少傾向ですという回答ですが、子供たちの人数がこの間減っていますよね。そういう中で、扶助費自体がそんなに減っていないなと私は思っています。今までの決算

資料などを見ていくと。そうしますと、率も本当は上がっていくのかななどと思っはいたのですが、30、31それから令和2年度でいくと少しずつ減っているということですね。この数値、もう少し違った数字はないのでしょうか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 今3年分の数字を言わせていただきましたけれども、一応5年分押さえておりましたので言います。

平成28年度が650人で23.9%、それから平成29年度が590人で22.4%となっております。ですから、傾向はあまり変わってないのかなというふうに感じます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 わかりました。およそ23%から、今は、現在は20%程度まで落ちているというふうに認識しました。

そこでお聞きしますが、子供の食のセーフティーネットとなっている給食について、市はどのようにしていくべきと、給食についてですね、どのようにしていくべきと考えているか伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 学校給食は、学校給食法に基づき学校の教育活動として実施されているものです。また、学校給食は、学校給食法及び学習指導要領において、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスの取れた豊かな食事を提供することにより、健康の増進と体力の向上を図るとともに、食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材として、給食の時間はもとより各教科、特別活動や総合的な学習の時間などにおいて活用することが求められているものであります。

そのため、学校給食を継続して安定的に運営し供給することが第一であり、そのためには現在計画している小規模調理場を大規模調理場に集約し、安定的な給食提供体制を構築することが必要であるというふうに考えているところです。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 非常に大切な教育活動だということですね。食育もありますし、非常に重要な部分だと思います。

ただ、今の安定的に供給するということについては、人材の確保などで難しいということでもありますけれども、当然市の教育委員会は安定的に供給するというのが当然のことなのではないかなと私は思

います。なぜこうなってしまったのかというところもぜひ考えていただけたらと思いますが、やはりこの間正職員の不補充ということで、不安定な職場環境になっているというのが一番の問題なのではないのかなと思います。やはり正職員を増やすところをやっぱり考えていく、そこが見直すところなのではないのかなと思いますけれども、御見解を伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 給食調理員の正職員として増やしていったらいいかというお話ですけれども、市としましては、現業職員に対する一定の方針を持っておりまして、給食現場におきましてもその方針に沿って取組を進めてまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 方針は変わらないというふうに受け取ります。これ以上議論しても難しいので、またここの議論についてはほかの場でさせていただけたらと思います。

次の質問です。

給食費の納入状況についてです。

納入状況の推移はどうなっているのか伺います。

そして、未納になっている世帯は、何が理由で未納になっているのか。また、教育委員会は聞き取り調査をしているのか。

今、家庭の収入が減ったときに、何を減らすかという質問をされた部分で答えがあるのですが、食費とそして交際費の支出を減らすというのが過去の調査でわかっております。ですから、収入が減ったときには、子供の食にかなり影響が大きいと思います。まずはその給食の未納になっている世帯について、どのような状況か伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 市内小中学校における給食費の滞納状況についてですけれども、児童生徒数の比率では平成30年度が0.9%、平成31年度が1.0%、令和2年度が0.7%となっております。

滞納額の率でいきますと、平成30年度が0.4%、平成31年度が0.7%、令和2年度が0.5%で、ここ数年同様の水準で推移しており、大きな増加傾向は見られておりません。

また、滞納の理由につきましては、納入義務意識の欠如、経済的困難などというふうに学校から伺っております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 意識の欠如というのもあれば、経済的な理由も当然あります。

それで、未納の場合にはどのように対処しているのか伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 滞納の世帯への対応につきましては、各学校において文書や電話、訪問等による督促、催告を行うとともに、経済的困窮世帯には就学援助制度の説明などを行っております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 わかりました。

その就学援助の説明をしているということですが、滞納をされている方以外の方には就学援助の説明などはしているのでしょうか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 就学援助の説明につきましては、学校で年度当初に全児童生徒にしているところです。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 わかりました。十分な周知をお願いしたいと思います。

貧富の差によらず子供が等しく学べるように、子供が伸び伸びと学校へ通えるように、また子育て世代を応援するということが、網走に住む人が増えることにつながるとは思いますが、紋別市ではいよいよ給食費無償化を実施するというふうにお聞きしています。網走市も給食費を無償化すべきと考えますが、いかがでしょうか。また、無償化する場合、年間に必要な予算は幾らかかるのか伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 学校給食の無償化についてですけれども、市では準要保護世帯の決定に当たりましては、生活困窮者のセーフティーネットの観点から生活保護基準の1.3倍の額を基準としていることもあり、学校給食については学校給食法による保護者負担の考え方にに基づき、食材料に関わる保護者負担の制度を継続することとしております。そのため、現在のところ給食の無料化については法令に照らして行うことは考えておりません。

なお、小中学校の給食費を無償化した場合、年間200日の提供と想定しますと、約9,300万円程度の負担がかかるというふうに考えております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 年間9,300万円の予算で無償化で

きるということですね。

紋別も、先ほど言いましたけれども、無償化に当たってやはりふるさと納税を充てていくのではないのかなと思います。網走市のふるさと納税の収入もかなりありまして、様々な教育施策に活用しているということは私も認識しておりますが、ぜひふるさと納税を使って検討するよう求めて、質問を終わります。

○井戸達也議長 本日の議事日程であります一般質問はまだ終了しておりませんが、本日はこの程度で延会とし、明日一般質問を続行したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、本日はこれをもって延会とします。

再開は、明日午前10時としますから、参集願います。

御苦労さまでした。

午後3時12分延会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長 井 戸 達 也

署名議員 小田部 照

署名議員 村 椿 敏 章

9月16日 (木曜日) 第5号

令和3年第3回定例会
網走市議会会議録第5日
令和3年9月16日(木曜日)

○議事日程第5号

令和3年9月16日午前10時00分開議

日程第1 委員会審査報告案7件(議案第1号～
第6号及び報告第1号)

日程第2 意見書案第1号

○本日の会議に付した事件

議案第1号 令和3年度網走市一般会計補正予算
(原案可決)

議案第2号 令和3年度網走市介護保険特別会計
補正予算(同)

議案第3号 緑地区小水力発電施設の維持管理に
関する事務委託について(同)

議案第4号 斜里町の下水道汚泥堆肥化に関する
事務受託について(同)

議案第5号 財産の取得について(同)

議案第6号 市道の路線認定及び廃止について
(同)

報告第1号 令和3年度網走市一般会計補正予算
に係る専決処分報告について
(承認)

意見書案第1号 国土強靱化に資する社会資本整
備等に関する意見書提出につい
て(原案可決)

○出席議員(14名)

石垣直樹
井戸達也
小田部照
金兵智則
工藤英治
栗田政男
近藤憲治
立崎聡一
永本浩子
平賀貴幸
古田純也
松浦敏司
村椿敏章
山田庫司郎

○欠席議員(1名)

澤谷淳子

○説明のため出席した者

市長	水谷洋一
副市長	後藤利博
企画総務部長	秋葉孝博
市民環境部長	武田浩一
健康福祉部長	桶屋盛樹
農林水産部長	川合正人
観光商工部長	伊倉直樹
建設港湾部長	吉田憲弘
水道部長	柏木弦
庁舎整備推進室長	立花学
企画調整課長	佐々木司
総務防災課長	田邊雄三
財政課長	古田孝仁

.....

教育長	岩永雅浩
学校教育部長	田口徹
社会教育部長	吉村学

○事務局職員

事務局長	林幸一
次長	石井公晶
総務議事係長	法師人絵理
総務議事係主査	寺尾昌樹
係	早渕由樹

午前10時00分開議

○井戸達也議長 おはようございます。

本日の出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

○井戸達也議長 本日の会議には、次の議員から欠席の届出がありましたので報告します。

欠席、澤谷淳子議員。

○井戸達也議長 本日の会議録署名議員として、近藤憲治議員、工藤英治議員の両議員を指名します。

○井戸達也議長 ここで、諸般の報告の追加について報告します。

既に印刷してお手元に配付のとおり、本定例会の付議事件として意見書案1件、委員会審査報告案7件の合計8件を追加しておりますので、承知願います。

本日の議事日程は、既に印刷して配付の第5号のとおりであります。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

○井戸達也議長 日程第1、委員会審査報告案、議案第1号から議案第6号まで、及び報告第1号の合わせて7件を一括して議題とします。

本件は、去る9月9日の本会議において、関係常任委員会に付託した案件でありますので、その審査結果について順次、委員長の発言を求めます。

初めに、総務経済委員会、小田部照委員長。

○小田部照議員 一登壇一 本定例会において、総務経済委員会に付託されました議件につきまして、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案は、議案第1号令和3年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分、議案第3号緑地区小水力発電施設の維持管理に関する事務委託について、議案第4号斜里町の下水道汚泥堆肥化に関する事務受託について、議案第5号財産の取得について、議案第6号市道の路線認定及び廃止について、報告第1号令和3年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分報告についての合わせて6件であります。

本件につきましては、去る9月9日開催の本会議におきまして、当委員会に付託され、同日開催の当委員会において慎重に審査を行ったところであります。

審査の結果といたしましては、議案第1号及び第3号、議案第4号から議案第6号まで、及び報告第1号の合わせて6件につきましては、いずれも委員全員の一致により議案は原案可決、報告は承認すべきものと決定したところであります。

以上が、総務経済委員会での審査経過と結果であります。

議員の皆様におかれましては、当委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます、委員会の審査結果の報告といたします。

○井戸達也議長 次に、文教民生委員会、松浦敏司委員長。

○松浦敏司議員 一登壇一 本定例会において、文教民生委員会に付託されました議案につきまして、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案は、議案第1号令和3年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分、議案第2号令和3年度網走市介護保険特別会計補正予算の合わせて2件であります。

本件につきましては、去る9月9日開催の本会議におきまして、当委員会に付託され、翌10日開催の当委員会において慎重に審査を行ったところであります。

審査の結果といたしまして、議案第1号及び第2号の合わせて2件につきましては、いずれも委員全員の一致により、原案可決すべきものと決定したところであります。

以上が、文教民生委員会での審査経過と結果であります。

議員の皆様におかれましては、当委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます、委員会の審査結果の報告といたします。

○井戸達也議長 以上で、各常任委員会委員長の委員会審査報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

各委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論に入りますが、通告がありませんので、採決を行います。

上程中の議案第1号から議案第6号まで、及び報告第1号の合わせて7件を一括して採決します。

それでは、お諮りします。

議案第1号から議案第6号まで、及び報告第1号の合わせて7件は、各委員長の報告のとおり、いずれも議案は原案可決、報告は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第6号まで、及び報告第1号の合わせて7件は、各委員長の報告のとおり、議案は原案可決、報告は承認されました。

○井戸達也議長 次に、日程第2、意見書案第1号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務経済委員会、小田部照委員長。

○小田部照議員 ー登壇ー ただいま御上程いただきました、意見書案第1号の提案理由を申し上げます。

意見書案第1号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書提出についてであります。9月9日開催の当委員会におきまして慎重に審査した結果、委員全員の一致により、国会及び関係行政庁に意見書を提出すべきものと決定したところであります。

文案及び提出先につきましては、既に皆様のお手元に配付のとおりであります。

議員の皆様におかれましては、当委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○井戸達也議長 以上で、総務経済委員会委員長の提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りします。

上程中の意見書案第1号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は原案可決と決定されました。

○井戸達也議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

今定例会の審議日程に従いまして、各会計決算審査特別委員会における議案審査のため、これより本会議は休会となり、再開は9月28日午前10時としますから参集願います。

本日はこれにて散会します。

御苦労さまでした。

午前10時9分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長 井戸達也

署名議員 近藤憲治

署名議員 工藤英治

9月28日 (火曜日) 第6号

令和3年第3回定例会
網走市議会会議録第6日
令和3年9月28日(火曜日)

○議事日程第6号

令和3年9月28日午前10時00分開議

日程第1 委員会審査報告案4件(認定第1号～第4号)

日程第2 議案第7号

平賀貴幸
古田純也
松浦敏司
村椿敏章
山田庫司郎

○議事日程第6号の追加及び変更

日程第3 委員会審査報告案1件(議案第7号)

日程第4 議案第8号

日程第5 その他会議に付すべき事件(1件)

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者

○本日の会議に付した事件

認定第1号 令和2年度網走市各会計歳入歳出決算について(原案認定)

認定第2号 令和2年度網走市水道事業会計の利益の処分及び決算について(原案可決及び認定)

認定第3号 令和2年度網走市簡易水道事業会計の利益の処分及び決算について(同)

認定第4号 令和2年度網走市下水道事業会計の利益の処分及び決算について(同)

議案第7号 令和3年度網走市一般会計補正予算(原案可決)

議案第8号 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の委員定数の変更について(同)

その他会議 付託事件の閉会中継続審査についてに付した事件(承認)事件(5)

市長 水谷洋一
副市長 後藤利博
企画総務部長 秋葉孝博
市民環境部長 武田浩一
健康福祉部長 桶屋盛樹
農林水産部長 川合正人
観光商工部長 伊倉直樹
建設港湾部長 吉田憲弘
水道部長 柏木弦
庁舎整備推進室長 立花学
会計管理者 永倉一之
企画調整課長 佐々木司
総務防災課長 田邊雄三
財政課長 古田孝仁

教育長 岩永雅浩
学校教育部長 田口徹
社会教育部長 吉村学

監査委員 藤原誉康
監査事務局長 鈴木聡

○出席議員(15名)

石垣直樹
井戸達也
小田部照
金兵智則
工藤英治
栗田政男
近藤憲治
澤谷淳子
立崎聡一
永本浩子

○事務局職員

事務局長 林幸一
次長 石井公晶
総務議事係長 法師人絵理
総務議事係主査 寺尾昌樹
係 早渕由樹

午前10時00分開議

○井戸達也議長 おはようございます。

本日の出席議員は15名で、全議員が出席しており

ます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

○井戸達也議長 本日の会議録署名議員として、立崎聡一議員、栗田政男議員の両議員を指名します。

○井戸達也議長 ここで、諸般の報告の追加について報告します。

既に印刷してお手元に配付のとおり、本定例会の付議事件として議案2件、委員会審査報告案4件、その他会議に付すべき事件1件の合計7件を追加しておりますので、承知願います。

なお、市長から地方自治法第180条第1項の規定及び専決処分事項の規定に基づき、人身事故に係る和解及び損害賠償額の決定についての専決処分の報告がありましたので、お手元に配付しておりますから、それによって承知願います。

本日の議事日程は、既に印刷して配付の第6号のとおりであります。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

○井戸達也議長 日程第1、委員会審査報告案4件、認定第1号令和2年度網走市各会計歳入歳出決算について、認定第2号令和2年度網走市水道事業会計の利益の処分及び決算について、認定第3号令和2年度網走市簡易水道事業会計の利益の処分及び決算について、及び認定第4号令和2年度網走市下水道事業会計の利益の処分及び決算についてを議題とします。

本件は、令和2年度各会計決算審査特別委員会に付託した案件であります。既に委員会の審査が終了しておりますので、その審査結果について委員長に報告を求めます。

決算審査特別委員会、金兵智則委員長。

○金兵智則議員 ー登壇ー ただいま御上程いただきました認定第1号令和2年度網走市各会計歳入歳出決算について、認定第2号令和2年度網走市水道事業会計の利益の処分及び決算について、認定第3号令和2年度網走市簡易水道事業会計の利益の処分及び決算について、認定第4号令和2年度網走市下水道事業会計の利益の処分及び決算についての合わせて4件について、本特別委員会での審査経過と結果について御報告申し上げます。

本特別委員会は、去る9月7日の本会議終了後に第1回の委員会を開催し、委員各位の御推挙により

私が委員長に、副委員長には古田純也委員がそれぞれ選任されました。

その後、さきの議会運営委員会において協議、決定された審査認定、審査方法を基本に、副市長、教育長、監査委員のほか各部課長等の出席を求め、実質の審査日程をおおむね4日間とし、審査を行うことにしたところであります。

審査に際しましては、理事者側から市全体における財政状況及び令和2年度決算等についての追加及び補足説明があり、所管部別に審査を行ったところであります。

その結果、認定第1号は大方の委員の意見として原案認定すべきものと、また、認定第2号から認定第4号までは全委員の意見として原案可決及び認定すべきものと決定し、またいずれも附帯意見を付すことなく決定したところであります。

なお、審査の経過であります。一般会計においては、新型コロナウイルスの感染拡大により、市の各種施策や市内観光、飲食等にも経済的影響が、市税の減収やイベント中止等による歳入の減少があり、歳出の面では様々な経済対策や衛生管理の面での感染防止対策が実施されたが、国からの交付金を待つことなく基金を活用して早め早めに対応してきたことは評価できるので、原案認定すべきとの意見がございました。

一方、国を挙げてのデジタル化に乗り遅れることなく、経費節減と市民サービスの充実に努め、財政の健全化に向けてさらなる行財政改革と効率的な事業の執行に努めていただきたい。

また、廃棄物処理場の問題や広域連携による廃棄物処理の推進、新庁舎建設に向けた取組等、当市が抱える様々な課題解決に向けて真摯な取組を望むなどの意見もありました。

なお、各特別会計においては、能取漁港整備特別会計及び網走港整備特別会計では、土地の売却が少しずつではあるが進んでいることから、過去との比較では未来が見えつつあると受け止めているが、引き続き、赤字削減に努め健全化の取組を望むとの意見がありました。

また、公営企業会計においては、水道事業、簡易水道事業、下水道事業のいずれも着実な事業運営により黒字決算となった実績を評価するとの意見や、老朽化に伴う導水管、配水管、汚水管などの施設の更新や維持管理には多額の経費が見込まれるが、国の支援制度をより一層活用し、市民の理解を得なが

ら、計画的に進めるべきである。経営の効率化と財政の健全化に努め、安定した水の供給を望むとの意見がありました。

以上が、本特別委員会の審査経過と結果でございます。どうか本議会におきましても、本特別委員会の決定に御賛同賜りますようお願いを申し上げて、委員会審査報告といたします。

○井戸達也議長 以上で、委員長の委員会審査報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。
委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許可します。

村椿敏章議員。

○村椿敏章議員 ー登壇ー 私は日本共産党議員団を代表して、認定第1号令和2年度網走市歳入歳出決算及び国民健康保険特別会計、網走港整備特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計について、反対の立場から討論を行います。

初めに、一般会計であります。新型コロナ対策によってあらゆる事業において影響を受けたことが数字上からも明らかでありました。

国の臨時交付金を活用しての様々な分野への給付金や支援金など、観光業や宿泊業、地元飲食店や中小・小規模事業者への支援がなされたことをはじめ、子供医療費原則1割負担の軽減、就学援助の拡大として生徒会費、PTA会費、クラブ活動費を追加していること、住宅リフォーム助成事業など評価する事業があります。

一方、財政状況を見ると、依然として過去の過大な公共事業の推進による影響で、今もなお経常収支比率は96.7%と表れており、臨時財政対策債を除くと100.6%と、財政の硬直状態が数字になっています。

地方債残高も減少しているとはいえ、320億2,811万円もあり、また、債務負担行為額52億7,521万円、そのうち約22億円は長期にわたる借金として出てきています。合計で342億2,811万円となり、取崩し可能な基金34億2,000万円を差し引いても実質債務残高は308億円となります。

これに特別会計の網走港整備特別会計10億1,748万円の赤字、能取漁港整備特別会計1億8,143万円

の赤字を合わせると、約320億円となりました。市民1人当たり89万4,200円の借金となります。

そのほかにも、上水道46億9,151万円、下水道65億8,266万円など、債務残高は112億7,000万円を超える金額があります。

この会計は一般的な借金とは性格が違いますので、あえて加えませんが、市民1人当たりの借金が多い状況にあり、さらには人口減少ということを踏まえると大変厳しい状況にあると言えます。

また、職員の時間外超過勤務が依然として特定の職場が慢性的に多い状況にあり、1か月に80時間以上の超過勤務をしている状況も見られます。

厚生労働省が示す過労死ライン、過労死認定する基準について、残業時間が病気の発症前の2か月から6か月は1か月平均で80時間をいずれも超えた場合などとして、過労死ラインと呼ばれております。この基準からすると、特定の職場で過労死ラインの状況にあると言わざるを得ません。これを改善するには、新自由主義の考え方から脱却して、職員を増やすなどの対策を講じなければならない状況にあると強く指摘し、改善を求めます。

以上の理由から、総体として一般会計は認定できません。

次に、特別会計についてであります。

国民健康保険特別会計は、納入率は現年度分、滞納分とも上がっていますが、滞納世帯では依然として低所得者層に多く、国保料が高くて払えない状況があるという実態であります。

また、短期証の発行であります。前年度より55件減少して237件、資格証は2件減って28件発行されています。資格証は保険証を取り上げてしまうもので、窓口負担が10割というものです。命に関わる保険証の取上げはすべきではありません。その立場から認められません。

次に、網走港整備特別会計ですが、過去の過大な事業見込みに基づき整備がなされました。網走港の利用目標は三度の修正をしておりますが、目標に対して外貿57.8%、内貿49.5%と、どちらも若干増えはいるものの、目標からすると遠く届いていません。これは、計画そのものが過大であったことの表れであります。

また、背後地の用地売却については、未売却地は11万9,049平方メートル、赤字が10億1,748万円と巨額の赤字となっております。土地も思うように売れない状況が続く、売却見込みも不透明であります。

今のところ、帳簿上は債務超過になっておりませんが、土地が売れなければ赤字が減らない会計であり、マイナス金利で今のところ救われておりますが、以前の能取漁港整備特別会計のようになりかねない状況であり、認められません。

次に介護保険特別会計ですが、3年に一度、制度が見直される保険ですが、国によって平成27年度から要支援1、2が介護保険制度から除外されるという事態になり、その分地方自治体に押しつけるということになりました。

また、審査の中で第1号被保険者数は1万1,222人になりますが、そのうち要介護認定者数は1,859人です。それ以外の高齢者は、高齢者でありながら保険料を払い、介護保険を支える側にいるということになります。要介護認定を受けていても、満度にサービスを受けていない人たちも多数いるように、介護保険制度の矛盾がここに現れております。

介護保険料も計画見直しのたびに引き上がるという状況で、保険料の負担の重さに悲鳴の声が聞こえる状況であり、認められません。

後期高齢者医療特別会計は、75歳以上の高齢者を囲い込む医療制度で、一度は廃止することが決まったほど問題のある制度です。

保険料も2年に一度見直され、少ない年金からも保険料が天引きされるというもので、年金生活者にとって差別的医療制度であり、認められません。

以上、基本的な理由を述べて反対討論といたします。

○井戸達也議長 立崎聡一議員。

○立崎聡一議員 一登壇一 志誠会の立崎でございます。

私は、認定第1号令和2年度網走市各会計歳入歳出決算について、賛成の立場の議員を代表し、当議案を認定すべきとの立場から討論させていただきます。

令和2年度は、まさに新型コロナウイルス感染症との闘いに明け暮れた1年であったと受け止めております。

感染予防のため、検査体制の拡充支援など公衆衛生的な政策、一方で緊急事態宣言の発令などにより需要の落ち込み等で大きな影響を受けた観光、飲食、小売等の各分野への経済的支援政策、さらには長期にわたる学校休業における子供たちの学びの保障や公共施設の適切な運営による市民活動の場の確

保など多岐にわたる分野で、これまでになかった取組を新たな視点で動かしていくという場面も多かったと思います。

まずは地域や市民のことを思い、力を尽くしていただいた市職員の皆さんに感謝を申し上げたいと思います。

その上で、決算を振り返りますと、一般会計では317億2,100万円、六つの特別会計は合計で92億6,900万円、総額で409億9,000万円と大規模なものとなりました。これはひとえに新型コロナウイルス感染症によるものであり、各種経済対策などの事業を含め、総額50億円が充てられたものと理解しております。そのうち、46億3,000万円は国や道の支出金が財源となっており、収支上の影響は最小限に収まりました。

しかしながら、廃棄物処理場の寿命の問題、広域処理の推進、いよいよスタートした新庁舎建設に向けた取組など、本市が抱える様々な課題解決に向けた真摯な取組が必要だと考えます。

さて、今後も新型コロナウイルス感染症のダメージは観光や飲食業、その他の分野での経済的影響として残る可能性があるほか、子供たちの学力保障や医療資源の適切な配置のための広域連携の推進といった点など、議論を進めなければならない論点が出てくるものと思われます。

一方で、市税収入の減少傾向、加えて人口減少や少子高齢化の進行に伴う社会保障費の増大は切実な問題であり、未来を見据えた財政運営の必要性を改めて感じるところです。

さらに、国を挙げてのデジタル化に乗り遅れることなく、市の業務の効率化と職員の働き方改革、市民サービスの充実に努め、さらなる行財政改革と適切な事業の執行に努めていく必要があるほか、気候変動に対応したカーボンニュートラルの取組の推進のほか、今般のコロナ対策から得た経験を基にした新たな感染症発生時における市の業務継続と市民生活の維持に向けた知見の集積も不可欠であります。

また、特別会計につきましては、六つの会計の歳入合計で81億5,700万円、歳出合計は92億6,900万円、実質収支は11億1,300万円の赤字となりました。

しかし、能取工業団地においては、2件の土地の売却、網走新港においても1件売却できるなど、コロナ禍でも一定の進捗がありました。今後も赤字削減に向けたさらなる努力を望みます。

以上、幾つかの論点をお示ししつつ、認定第1号令和2年度網走市各会計歳入歳出決算についての賛成討論といたします。

○井戸達也議長 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

初めに、認定第1号令和2年度網走市各会計歳入歳出決算について採決を行います。この採決は起立により行います。

お諮りします。

本件は委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。

よって、本件は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号令和2年度網走市水道事業会計の利益の処分及び決算について、認定第3号令和2年度網走市簡易水道事業会計の利益の処分及び決算について、及び認定第4号令和2年度網走市下水道事業会計の利益の処分及び決算についての合わせて3件を一括して採決を行います。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり原案可決及び認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり、原案可決及び認定することに決定しました。

○井戸達也議長 次に、日程第2、議案第7号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 ー登壇ー ただいま御上程いただきました議案第7号令和3年度網走市一般会計補正予算につきまして、御説明申し上げます。

追加議案資料1ページ、資料7号を御覧願います。

1、歳入歳出予算の補正でございますが、5,940万6,000円を追加しようとするものでございます。款項の区分及び金額につきましては、議案の第1表に記載のとおりでございます。

2、地方債の補正でございますが、総務管理事業債の限度額変更といたしまして、1,310万円を追加しようとするものでございます。

追加の内容は、議案の第2表に記載のとおりでございます。

次に、補正予算の内容でございますが、別冊でお配りしております事項別明細書5ページを御覧願います。

なお、歳出補正額の財源内訳欄には、特定財源の内訳を記載しておりますので、説明は歳出のみとさせていただきますこと御了承いただきたいと存じます。

初めに、総務費の財産管理費では、新庁舎及び外構の実施設計に係る経費として1,460万円の追加でございます。

衛生費の健康管理費では、新型コロナウイルスワクチンの接種に係る経費として2,810万2,000円の追加でございます。

商工費の観光振興費では、宿泊事業者に対する支援金として1,350万円の追加でございます。

教育費の小学校学校管理費では、休校時の貸出用通信機器の整備費として93万2,000円の追加でございます。

小学校教育振興費では、校内の感染症対策に係る経費として100万円の追加でございます。

1枚めくっていただき7ページを御覧願います。

中学校学校管理費では、休校時の貸出用通信機器の整備費として62万2,000円の追加でございます。

中学校教育振興費では、校内の感染症対策に係る経費として65万円の追加でございます。

次に、8ページを御覧願います。

この表は、地方債の現在高見込額に関する調査でございます。

以上が、一般会計補正予算の内容でございますが、今回の補正に係る一般財源所要額につきましては、繰越金150万円を追加しようとするものでございます。

以上、議案第7号につきまして提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○井戸達也議長 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま提出されました議案第7号につきましては、議会運営委員会の決定に基づきまして、直ちに議事を進めることとし、大綱質疑を行います。

大綱質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

大綱質疑なしと認めます。

それでは、ただいま上程されました議案第7号につきましては、お手元に配付しております議案付託区分表(2)のとおり、所管の各常任委員会に付託の上、会期中に審査することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように決定しました。

ここで各常任委員会等を開催する必要がありますので、暫時休憩いたします。

再開は追って予鈴をもってお知らせしますから承知願います。

午前10時29分休憩

午前11時49分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

ここで、諸般の報告の追加について報告します。

既に印刷してお手元に配付のとおり、本定例会の付議事件として委員会審査報告案1件を追加しておりますので承知願います。

次に、議事日程第6号の追加及び変更についてお諮りします。

既に印刷して配付のとおり、委員会審査報告案1件が提出されておりますので、お手元に配付の議事日程第6号の追加及び変更のとおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、お手元に配付の議事日程第6号の追加及び変更のとおり決定されました。

○井戸達也議長 次に日程第3、委員会審査報告案1件議案第7号を議題とします。

本件は、休憩前の本会議において、関係常任委員会に付託した案件でありますので、その審査結果について順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務経済委員会。

○井戸達也議長 暫時休憩します。

午前11時50分休憩

午前11時52分再開

○井戸達也議長 再開いたします。

小田部照委員長。

○小田部照議員 一登壇一 先ほど本会議において、総務経済委員会に付託されました議案について、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案は、議案第7号令和3年度網走市一般会計補正予算であります。

本件につきましては、先ほど本会議におきまして、当委員会に付託され、本会議休憩中に当委員会において、詳細にわたり審査を行ったところであります。

審査の結果といたしましては、議案第7号につきましては、委員全員の一致により、原案可決すべきものと決定したところであります。

以上が、総務経済委員会での審査経過と結果であります。

議員の皆様におかれましては、当委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、委員会の審査結果の報告といたします。

○井戸達也議長 次に、文教民生委員会、松浦敏司委員長。

○松浦敏司議員 一登壇一 先ほど本会議において、文教民生委員会に付託されました議案について、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案は、議案第7号令和3年度網走市一般会計補正予算であります。

本件につきましては、先ほどの本会議におきまして、当委員会に付託され、本会議休憩中に当委員会において、詳細にわたり審査を行ったところであります。

審査の結果といたしましては、議案第7号につきましては、委員全員の一致により、原案可決すべきものと決定したところであります。

以上が、文教民生委員会での審査経過と結果であります。

議員の皆様におかれましては、当委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、委員会の審査結果の報告といたします。

○井戸達也議長 以上で、各委員長の委員会審査報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

各委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論がありませんので、上程中の議案第7号の採決を行います。

お諮りします。

議案第7号については、委員長の報告のとおり原案は可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、委員長の報告のとおり原案は可決されました。

○井戸達也議長 次に、日程第4、議案第8号新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の委員定数の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

立崎聡一議会運営委員長。

○立崎聡一議員 ー登壇ー ただいま御上程いただきました、議案第8号新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の委員定数の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

本件については、網走市議会会議規則第14条第2項の規定に基づき、議会運営委員会の議決をもって議案を提出するものでありますが、さきに辞職した議員の異動に伴い変更するものであり、現状の委員定数、議長を除く15名を14名以内に変更しようとするものであります。

どうか議員皆様の御賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明に代えさせていただきます。

よろしく御審議お願いいたします。

○井戸達也議長 以上で、提案理由の説明を終了いたします。

ただいま上程されました議案第8号は、議会運営委員会の決定に基づきまして、直ちに議事を進めることといたします。

本件に対して、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論がありませんので採決いたします。

お諮りします。

上程中の第8号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○井戸達也議長 次に日程第5、その他会議に付すべき事件1件を議題とします。

本件は付託事件の閉会中継続審査についてであります。既に印刷して配付のとおり、本会議で関係委員会に付託した案件5件、既に付託されている案件33件の合計38件は、それぞれ関係委員長から閉会中継続審査の申出がありましたので、これを承認することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように決定されました。

○井戸達也議長 以上で、本定例会の付議事件は全て終了しました。

これもちまして、令和3年網走市議会第3回定例会を閉会します。

大変御苦労さまでした。

午前11時59分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長 井 戸 達 也

署名議員 立 崎 聡 一

署名議員 栗 田 政 男